

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

甲府市 地域福祉推進計画

- ・地域福祉計画
- ・地域福祉活動計画



令和6(2024)年3月

甲府市 甲府市社会福祉協議会

はじめに

昨今、少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯などが増加する中、地域における様々な課題が顕在化しております。また、コロナ禍を経て、市民生活の様々な場面において、地域社会のつながりや支え合いの意識に変化が生じてきております。



このような状況の中、国においては、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域における資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しております。

今般、策定しました「甲府市地域福祉推進計画」では、「健康都市こうふ基本構想」の「人」「地域」「まち」の好循環による健康づくりや、「第5次健やかいきいき甲府プラン」における「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」の基本理念を踏まえ、地域住民が主体となる取組を促進するとともに、協働により地域のつながりが活性化することで、地域福祉の更なる推進を図ってまいります。

地域福祉における支え合いの地域づくりは、だれもが地域と関わりを持ち、互いに助け合い、支え合うことが重要になります。価値観やライフスタイル、働き方など多様な生き方を認め合うことの必要性を尊重しながら、地域の皆様が手を取り合い、そして甲府市社会福祉協議会をはじめ、甲府市自治会連合会等の関係団体、事業者の皆様などと連携を図る中で、本計画に位置付けた事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました「甲府市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」の委員の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

甲府市長 樋口 雄一

はじめに

甲府市地域福祉推進計画は、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念を踏まえ、地域福祉課題を解決し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行うため、甲府市が策定する「地域福祉計画」と、甲府市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体化した計画として、地域共生社会の実現に向けた施策や事業を盛り込んだものであります。



社会環境や生活環境の変化に伴い、福祉を取り巻く環境も大きく変化してきております。そうした中、本市の地域福祉課題としては、少子高齢化や核家族化など家族構造の変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域活動の制限等により生じた地域コミュニティの機能低下や人と人との関わりの希薄化、地域福祉活動を担う人材の不足や新たに社会問題化しているヤングケアラーの問題など、地域福祉を取り巻く状況は、ますます厳しくなっております。

こうしたことから、地域の皆さまの福祉に関する課題や支援ニーズは、更に多様化・複合化しており、その課題解決や支援を継続するには、従来の制度や社会保障だけでは、解決が困難な課題が増加している実感があり、人と人、人と地域がつながり、支え合う地域を作っていくことが、今まで以上に重要になっていると認識しています。

また、地震や大雨などの大規模な自然災害により、地域コミュニティの形成の重要性が再認識されており、現代社会において希薄になっている、人と人とのつながりを取り戻すことが求められています。

こうしたことを踏まえ、新たな計画は、甲府市と甲府市社会福祉協議会が協働して、市民アンケートやワークショップを実施し、現状の生活課題や対策などを把握した上で、今後のあるべき姿を明確にし、多様な主体の参画・連携により、全ての市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指す取り組みをまとめたものです。

本計画の実施にあたりましては、地域の皆さまや各種団体等との連携・協働が、これまで以上に必要になると考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やワークショップにおいて、貴重な意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、計画策定に関わっていただいた関係各位に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会
会長 山田文夫

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 地域福祉とは.....	2
(1) 地域住民を支える重層的な圏域の設定とそのポイント.....	3
(2) 圏域の構成イメージ.....	3
(3) 圏域の関係イメージ.....	3
3 計画の名称.....	4
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	4
4 他の分野別計画等との関係.....	5
5 計画におけるSDGs*の考え方.....	6
6 計画の期間.....	6
7 計画の根拠法令等.....	7
8 計画策定の経緯.....	8
9 計画の策定体制.....	10
(1) 「甲府市社会福祉審議会」による検討.....	10
(2) 意見の聴取等の実施.....	10
(3) 関係部局連携による検討.....	11
10 計画の進行管理.....	11
(参考) 社会福祉法*.....	12
第2章 地域福祉を取り巻く現状	14
1 地域別の世帯数と人口.....	14
(1) 地区別人口動態比較.....	14
2 アンケート調査結果の概要.....	16
(1) 地域福祉に関する市民の意識.....	16
(2) 地域福祉に関係する団体の状況.....	27
3 ワークショップ*における意見のまとめ.....	31
(1) ワークショップ*のテーマ・キーワード・ゴール.....	31
(2) 各グループの議論結果.....	32
4 前回計画の取組と評価.....	37
(1) 計画目標・施策ごとの振り返りと次期計画策定に向けた課題の整理.....	37
第3章 計画目標と施策体系	45
1 計画目標.....	45
2 施策と施策の方向.....	47
3 施策体系.....	48

第4章 施策の展開	49
計画目標 1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる.....	49
施策 1 地域福祉を支える人づくり.....	49
計画目標 2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる.....	55
施策 2 人と人がつながるネットワークづくり.....	55
計画目標 3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる.....	64
施策 3 安全・安心につながる福祉情報の提供.....	64
施策 4 地域福祉による快適なまちづくり.....	68
施策 5 地域におけるセーフティネット*の充実.....	75
地域福祉推進計画事業一覧表.....	88

資料編 **96**

1 策定経過.....	96
2 甲府市社会福祉審議会運営要綱.....	97
3 甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会運営要領と専門分科会委員名簿.....	99
4 甲府市地域福祉推進計画ワークショップ設置要領と参加者名簿.....	101
5 甲府市地域福祉推進計画の一体的な策定に関する合意書.....	105
6 甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局の設置に関する要綱.....	107
7 用語解説.....	109

注) 本文中の「*」については、巻末に用語解説を入れていきます。



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国の地域社会では、少子高齢化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化と孤立化した生活の広がり等に加え、従来の家族機能（家族・親族の病人の世話をする、高齢化した両親の世話をする等）が低下しています。そのような状況の中で、ひきこもり*や経済的な理由によりサービスにつなげることができないなど、既存の制度の狭間にいる何らかの支援を必要とする地域住民をはじめ、ダブルケア*、8050問題*、ヤングケアラー*等の多様化・複雑化した地域生活課題*・福祉課題を抱えた地域住民や世帯が顕在化しています。

これまでも、高齢者や障がいのある人、子どもやその保護者等に対し、それぞれが抱える様々な課題に対して対象・主体別の制度による支援が行われてきましたが、これらの課題や対応する制度が絡み合う近年の地域生活課題*を、従来の福祉サービスのみで解決していくことは困難な状況にあります。

このような中、国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ*を育成し、公的な福祉サービスと協働*して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会*」を実現することを目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

本市は、国で顕在化している地域生活課題*や福祉課題を抱えていることに加え、少子高齢化の進行が全国平均より早い状況であることを踏まえ、令和2（2020）年3月策定の「甲府市地域福祉推進計画」に基づき、「甲府の地域力」の更なる向上を目指した諸施策を推進してまいりました。この計画の期間が満了を迎えるにあたり、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念を踏まえ、「第六次甲府市総合計画」等の上位・関係計画との整合を図りながら、令和6（2024）年度からの新たな計画を策定したものであります。

2 地域福祉とは

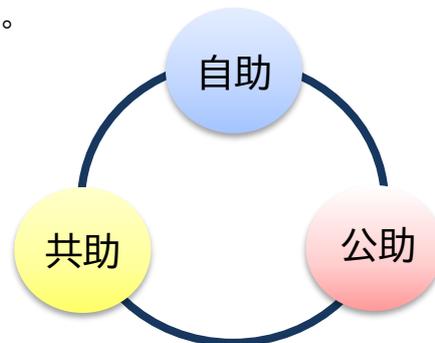
私たちは、誰もが、自分らしくいきいきと暮らせるように、様々な問題や困りごとに向き合いながら地域の中で生活しています。しかし、生活上の課題は、多様化・複雑化し、個人の力だけでは、解決が難しいものもあります。地域福祉は、こうした課題を解決して、「ふだんのくらしのしあわせ」を実現していくために必要な取組を行っていくものです。

また、地域福祉の推進においては、

- ・個人の解決能力・自立した生活を促進する（自助）
- ・地域に関わる全ての人のつながりを強めることで解決する（共助）
- ・公的サービスの提供や住環境の整備により解決する（公助）

の三助のバランスを取っていくことが重要になります。本計画における「地域福祉」とは、共助（隣近所などとの身近な支え合い・助け合いである互助を含む）に包含される「地域のつながり」において、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協働*して、地域住民が主体となる取組を活性化させる中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことをいいます。これは健康都市こうふ基本構想における「人」「地域」「まち」の健康づくりの考え方にも共通しています。

「人（市民）」は、自ら気づき、考え、行動し、（地域に）参加し、まちを活用する。



「地域」は、「人（市民）」の主体的な取組を促進し、「まち」との協働*を進めていく。

「まち」は、地域の活動を支援し、「人（市民）」の主体的な取組を支援していく。

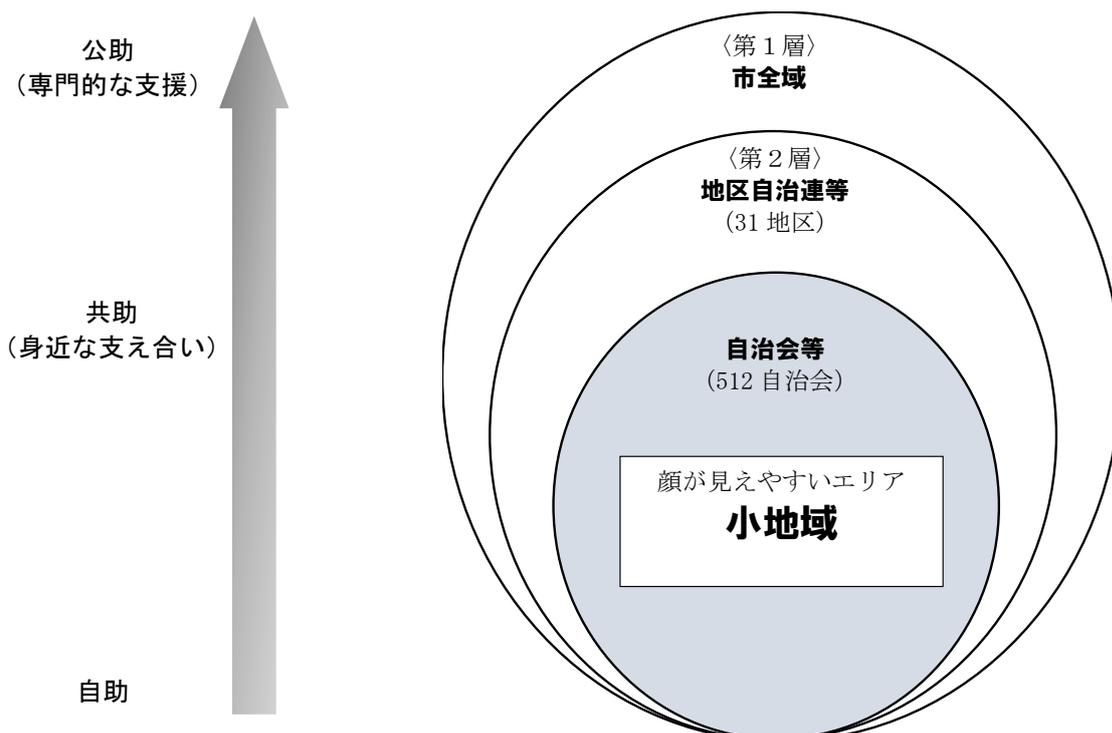
(1) 地域住民を支える重層的な圏域の設定とそのポイント

地域活動は、自治会など身近な活動から、市全域の範囲に広がるものなど、多岐にわたります。その中で、地域生活課題*を発見するためには、お互いに顔の見える関係づくりが必要であり、小さな圏域を単位とした地域住民による気づきが基本となります。そして、地域住民の気づきにより発見された課題をより広い圏域で共有するとともに、圏域が広がることにより専門性を高めた対応が図れる環境が整い、その対応を検討することを通して、新たな活動の展開につながります。

(2) 圏域の構成イメージ

圏域	主なメンバー	主な活動と機能
市全域 〈第1層〉	行政、専門機関、福祉サービス提供者 など	公的な福祉サービスの提供、専門的な支援、困難ケースの対応、全市的な企画・調整 など
地区自治連等 〈第2層〉	小学校関係者、中学校関係者、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、保健計画推進協議会、愛育会、食生活改善推進員会、青少年育成推進協議会、地域包括支援センター* など	ネットワーク間の情報交換や連携及び総合調整、高齢者と児童の交流、総合防災訓練 など
自治会等	隣近所、自治会の組や班、自治会関係者、民生委員・児童委員*、福祉推進員*、子どもクラブ、シニアクラブ、消防団員など	地域生活課題*の発見・相談、日常的な見守り・支え合い、小地域ネットワーク活動、いきいきサロン活動、防災活動 など

(3) 圏域の関係イメージ



3 計画の名称

この計画の名称は、「甲府市地域福祉推進計画」とします。また、この計画は、社会福祉法*第107条の規定に基づいて市が策定する「地域福祉計画」と、甲府市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」を、一体のものとした計画です。

甲府市地域福祉推進計画＝地域福祉計画（市）＋地域福祉活動計画（市社協）

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法*第107条の規定に基づき、市が策定します。また、同計画では、次の5つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

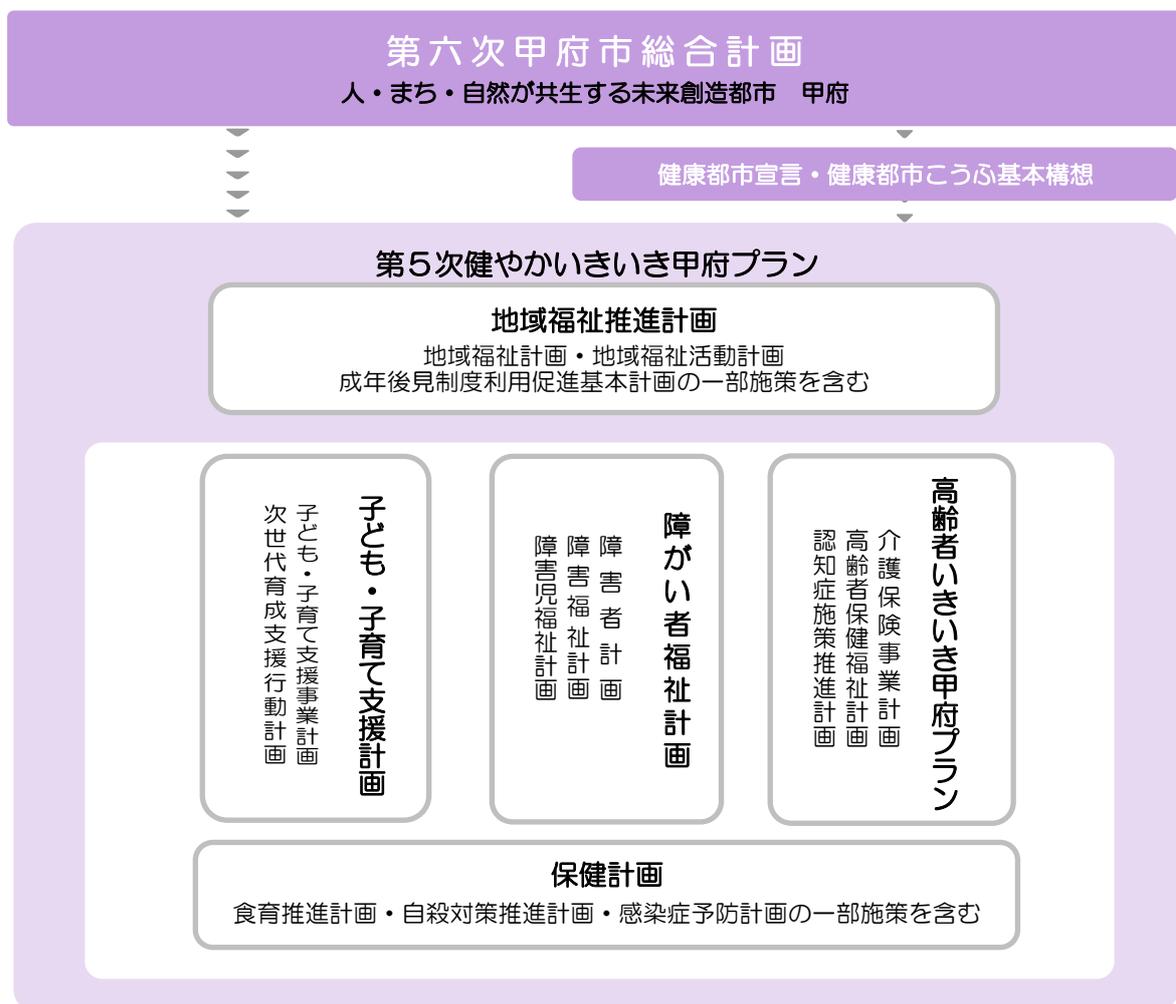
- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法*第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている市社協が中心となり策定する、民間の行動計画です。「地域住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、市社協の行動計画として策定します。

4 他の分野別計画等との関係

「甲府市子ども・子育て支援計画」、「甲府市障がい者福祉計画」、「高齢者いきいき甲府プラン」は、それぞれ、児童福祉、障がい者（児）福祉、高齢者福祉といった対象者ごとの福祉施策を、それぞれの計画の領域としています。また、「甲府市保健計画」は、健康づくりや疾病予防などの分野を計画の領域としています。

これに対して、「甲府市地域福祉推進計画」は、地域という場に注目して、他の個別計画に基づき施策を地域において総合的に推進する上での理念と、地域の福祉力を高めるための個別施策を内容としており、対象者ごとの個別計画と横断的に関連するものであります。



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しています。

5 計画におけるSDGs*の考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性*を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs*）」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市においては、SDGs*の考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市SDGs*推進ビジョン」を策定しており、SDGs*を積極的に推進しています。

6 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。



7 計画の根拠法令等

① 市町村地域福祉計画の策定（社会福祉法*第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

② 社会福祉法*の目的（社会福祉法*第1条）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

③ 地域福祉の推進（社会福祉法*第4条第2項）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

④ 社会福祉協議会（社会福祉法*第109条第1項）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

○ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

○ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

○ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

○ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

8 計画策定の経緯

平成12(2000)年の社会福祉法*の改正により、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして位置づけられ、市町村において「地域福祉計画」の策定が努力義務とされました。これを受けて、本市では、平成15(2003)年度に初めて計画を策定し、平成21(2009)年度、平成26(2014)年度、令和元(2019)年度の見直しを経て、令和6(2024)年度からの新たな計画を策定しました。

年	区分	概要
平成5年 (1993年)	国	「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の告示(厚生省)
平成12年 (2000年)		社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の公布・施行(厚生省) ・「社会福祉事業法」から「社会福祉法*」に法名が改正されるとともに、「地域福祉の推進」と「地域福祉計画」が法律に位置づけられた(地域福祉計画に関する規定は平成15年4月1日施行)
平成14年 (2002年)		「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」(社会保障審議会福祉部会) 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」の通知(厚生労働省)
平成15年 (2003年)	全社協	「地域福祉計画策定への協力並びに地域福祉活動計画*推進における社会福祉協議会の取り組み方針」(全国社会福祉協議会)
平成16年 (2004年)	甲府市	「甲府市地域福祉計画」の策定(計画期間:平成16~21年度) 「甲府市地域福祉活動計画*」の策定(計画期間:平成16~21年度)
平成18年 (2006年)	国	災害時要援護者の避難支援ガイドライン策定(内閣府) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー*法)施行 ・ハートビル法と交通バリアフリー*法を統合
平成19年 (2007年)		「市町村地域福祉計画の策定について」の通知(厚生労働省) ・要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の通知
平成20年 (2008年)		「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働*による新しい福祉ー」(これからの地域福祉のあり方に関する研究会) ・地域における「新たな支え合い(共助)」を確立するという地域福祉の役割と地域福祉を推進するための具体的な条件整備等を示す 「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」策定(内閣府)
平成22年 (2010年)	甲府市	「甲府市地域福祉推進計画」の策定(平成22~26年度) 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」の通知(厚生労働省) ・地域福祉計画を策定済みの市町村においては、高齢者等の孤立化の防止やセーフティネット*の視点から、計画内容の有効性などについて点検し、必要に応じて計画の見直し等の対策を講じる
平成24年 (2012年)	国	社会保障制度改革推進法施行 ・年金、医療、介護、少子化対策など社会保障改革の基本方針 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」の通知(厚生労働省) ・「孤立死」について、その防止対策をとりまとめ、先進的な取組を実施している地域の事例も交えた総合的な通知を发出
平成25年 (2013年)		生活保護法改正法成立(施行は平成26年) ・就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助*の適正化等を行う 生活困窮者自立支援法*成立(施行は平成27年) ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者*に対し、自立相談支援事業*等を行う 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定(内閣府) ・災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿*の作成、

年	区分	概要
		名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法を指針として示す
平成 27 年 (2015 年)	甲府市	「甲府市地域福祉推進計画」の策定（平成 27～31 年度）
		「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について（新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム） ・多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）」として、分野を問わず包括的に相談・支援を行えるような提供体制の必要性を打ち出す
平成 28 年 (2016 年)		「社会福祉法*等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 ・社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすこと、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献すること、などの社会福祉法人の役割について示す
		「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・子どもや高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会*」の実現
	国	「我が事・丸ごと」地域共生社会*実現本部設置 ・地域共生社会*の実現に向けた検討を加速化させるため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していく
		地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の開催
平成 29 年 (2017 年)		「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法*一部改正） ・社会福祉法*の一部改正では、地域住民が自ら、地域の様々な分野にわたる生活課題*を把握し、その解決に向けて各種支援機関と連携しながら活動することが、地域福祉の理念として掲げられた
平成 30 年 (2018 年)		生活困窮者自立支援法*の改正 ・基本理念の創設及び生活困窮者*の定義（就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立、地域社会との関係性、その他の事情により）を明確化 ・自立支援に係る各事業の促進・拡充及び行政の各窓口における自立相談支援事業*の利用勧奨をはじめとする支援体制の整備推進
令和 2 年 (2020 年)	甲府市	「甲府市地域福祉推進計画」の策定（計画期間：令和 2～5 年度）
	国	「地域共生社会*の実現のための社会福祉法*等の一部を改正する法律」の公布 ・市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症*施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等の所要措置を講ずることなどを定める
令和 3 年 (2021 年)	国	重層的支援体制整備事業の施行 ・市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、実施にあたっては「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施
令和 6 年 (2024 年)	甲府市	「甲府市地域福祉推進計画」の策定（計画期間：令和 6～11 年度）

9 計画の策定体制

(1) 「甲府市社会福祉審議会」による検討

条例により設置され、地域福祉に関する事項の調査審議を行う「甲府市社会福祉審議会」の「地域福祉専門分科会」において、本計画に係る重要事項の検討を行いました。

(2) 意見の聴取等の実施

① アンケート調査の実施

地域の実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするため、市民の地域福祉についての考え方や、地域福祉の活動状況などの実態やニーズ等について、アンケート調査を実施しました。

1) 地域福祉推進計画に関するアンケート調査（保健計画と一体的に実施）

- 調査対象：甲府市内にお住まいの18歳以上の方
※無作為に抽出した3,500人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）
- 回収票数：1,062票（回収率30.3%）

2) 地域福祉推進計画に関するアンケート調査（団体向け）

- 調査対象：自治会長、地区社会福祉協議会会長及び福祉推進員*、民生委員・児童委員*、ボランティア団体関係者
※抽出した1,688人を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- 調査期間：令和5（2023）年7月10日（月）～7月28日（金）
- 回収票数：1,070票（回収率63.4%）

② ワークショップ*の開催

現状の課題や意見を出し合い、計画の課題の整理等、計画策定の円滑な推進を図ることを目的としてワークショップ*を実施しました。

●参加者

地区社会福祉協議会代表者	31名	
甲府市民生委員児童委員協議会代表者	5名	
甲府市自治会連合会代表者	5名	
甲府市ボランティア団体連絡協議会代表者	3名	
甲府市障害者団体連絡協議会代表者	3名	
甲府市愛育連合会代表者	2名	
甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会代表者	2名	
甲府市災害ボランティア連絡会代表者	1名	
一般市民公募	8名	合計 60名

●開催日

第1回ワークショップ*

日時 令和5（2023）年8月6日（日）午後1時30分～午後3時30分

場所 甲府市総合市民会館 大会議室

第2回ワークショップ*

日時 令和5（2023）年8月27日（日）午後1時30分～午後3時30分

場所 甲府市総合市民会館 大会議室

第3回ワークショップ*報告会

日時 令和6（2024）年3月10日（日）午後1時30分～午後3時30分

場所 甲府市総合市民会館 大会議室

③パブリックコメント*の実施

市民の意見を広く聴取するため、パブリックコメント*を令和6（2024）年1月15日～2月14日に実施しました。

(3) 関係部局連携による検討

計画の策定に際して、本計画に関係する関係部局と連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会」、福祉関連部局が連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議」を開催しました。

なお、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体のものとするために、市と市社協で、「甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局」を設置し、策定にあたりました。

10 計画の進行管理

計画目標の達成に向け、市と市社協とが緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理と評価については、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項を調査審議する「甲府市社会福祉審議会」において、点検及び評価を行います。

(参考) 社会福祉法*

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- (市町村地域福祉計画)
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域別の世帯数と人口

(1) 地区別人口動態比較

平成31(2019)年と令和5(2023)年を比較して、世帯数・人口ともに増加している地区は9地区(注1)あります。地域別では東部地域が同様の傾向にあります。

また、世帯数は増加しているものの人口が減少している地区は11地区(注2)あり、西部地域・南部地域・北部地域・中央部地域も同様の傾向にあります。

令和5(2023)年における高齢化率*が30%を超えている地区は22地区(注3)であり、北部地域、中央部地域を中心として高齢化が進行している状況であります。



地区別人口動態比較

		世帯数			人口			高齢化率*		
		平成26 (2014)年	平成31 (2019)年	令和5 (2023)年	平成26 (2014)年	平成31 (2019)年	令和5 (2023)年	平成26 (2014)年	平成31 (2019)年	令和5 (2023)年
中央部地域	富士川	1,591	1,542	1,549	3,045	2,780	2,680	38.5%	41.3%	40.4%
	春日	1,697	1,802	1,752	3,123	3,249	3,026	30.5%	30.8%	32.1%
	相生	1,651	1,613	1,607	3,101	2,856	2,765	36.4%	39.5%	38.9%
	新紺屋	3,045	2,966	3,273	5,876	5,544	5,810	31.4%	33.3%	31.9%
	朝日	2,598	2,479	2,422	5,232	4,803	4,470	36.0%	37.9%	39.3%
	計	10,582	10,402	10,603	20,377	19,232	18,751	34.3%	36.1%	35.9%
東部地域	琢美	2,106	2,005	1,906	4,278	3,753	3,442	34.4%	39.2%	39.9%
	東	2,710	2,779	2,792	5,864	5,685	5,431	32.4%	34.4%	33.8%
	里垣	4,213	4,330	4,651	8,234	7,984	8,096	25.8%	28.2%	28.5%
	玉諸	5,124	5,577	5,955	12,003	12,601	12,972	18.6%	20.3%	21.1%
	甲運	2,889	2,932	3,198	6,195	6,188	6,403	26.4%	29.2%	28.7%
	計	17,042	17,623	18,502	36,574	36,211	36,344	25.6%	27.7%	27.8%
西部地域	穴切	2,776	2,745	2,804	5,614	5,302	5,132	33.2%	33.6%	33.3%
	貢川	4,030	4,095	4,407	8,677	8,417	8,694	26.8%	28.2%	27.5%
	石田	3,986	3,988	4,113	8,410	7,899	7,685	28.6%	31.0%	31.8%
	池田	3,661	3,900	4,060	8,662	8,654	8,518	19.9%	22.6%	23.6%
	新田	2,280	2,204	2,097	4,613	4,145	3,814	31.6%	37.3%	38.8%
	計	16,733	16,932	17,481	35,976	34,417	33,843	27.2%	29.4%	29.7%
南部地域	伊勢	4,311	2,196	2,124	8,889	4,130	3,784	31.8%	36.2%	38.2%
	住吉	—	2,118	2,143	—	4,285	4,154	—	32.2%	32.9%
	湯田	2,410	2,252	2,218	5,231	4,568	4,271	35.0%	38.8%	40.1%
	国母	4,198	4,268	4,428	9,363	8,910	8,708	26.1%	29.3%	29.9%
	大国	4,298	4,459	4,742	9,949	9,705	9,713	17.6%	21.3%	23.3%
	山城	6,298	7,077	7,582	15,458	16,694	17,341	19.5%	20.6%	20.8%
	大里	4,109	4,369	4,880	10,125	10,067	10,324	14.5%	18.3%	19.4%
	中道	2,013	2,075	2,125	5,347	5,095	4,864	28.3%	31.3%	33.9%
	上九一色	133	125	111	275	237	202	42.5%	48.1%	57.9%
	計	27,770	28,939	30,353	64,637	63,691	63,361	—	25.4%	26.5%
北部地域	北新	2,730	2,804	2,948	5,495	5,484	5,584	32.8%	32.5%	32.0%
	相川	4,670	4,569	4,657	10,171	9,477	9,161	29.3%	32.5%	33.6%
	千塚	4,322	4,353	4,408	9,405	9,050	8,668	30.6%	33.6%	33.9%
	羽黒	4,442	4,348	4,416	10,118	9,406	9,130	29.8%	34.6%	36.6%
	千代田	461	449	422	943	817	741	35.5%	45.7%	51.0%
	能泉・宮本	81	58	51	116	83	68	72.4%	74.7%	69.1%
	計	16,706	16,581	16,902	36,248	34,317	33,352	30.6%	33.8%	34.7%
合計	88,833	90,477	93,841	193,812	187,868	185,651	26.9%	29.3%	29.7%	

資料：甲府市地区別人口動態表（各年4月1日）

※地域の区分は「高齢者いきいき甲府プラン」における日常生活圏域の設定による。

※平成26（2014）年の伊勢地区の数値は、住吉地区を含めた数値としている。

2 アンケート調査結果の概要

調査結果の見方について

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

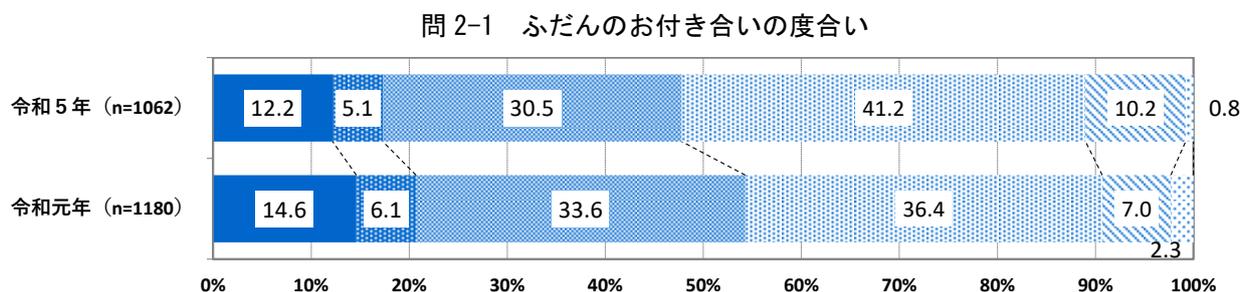
(1) 地域福祉に関する市民の意識

① 近所付き合いの現状と理想について

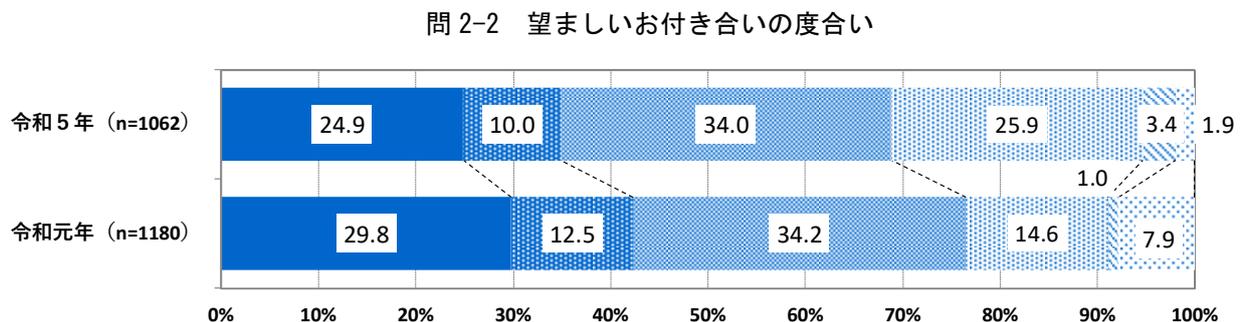
ふだんの近所付き合いの程度については、前回調査と同様、相互干渉をしない近所付き合いの現状に対し、助け合える関係を理想とする人が多い傾向があります。加えて、前回調査と比較し、近所付き合いの度合いが浅くなっていることがうかがえます。

近所付き合いをほとんどしない理由として、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がないから」、「近所付き合いはわずらわしいので避けているから」、「ふだんから留守の家が多く、そもそも近所付き合いがほとんどないから」といった回答が多数となりました。

【現状】

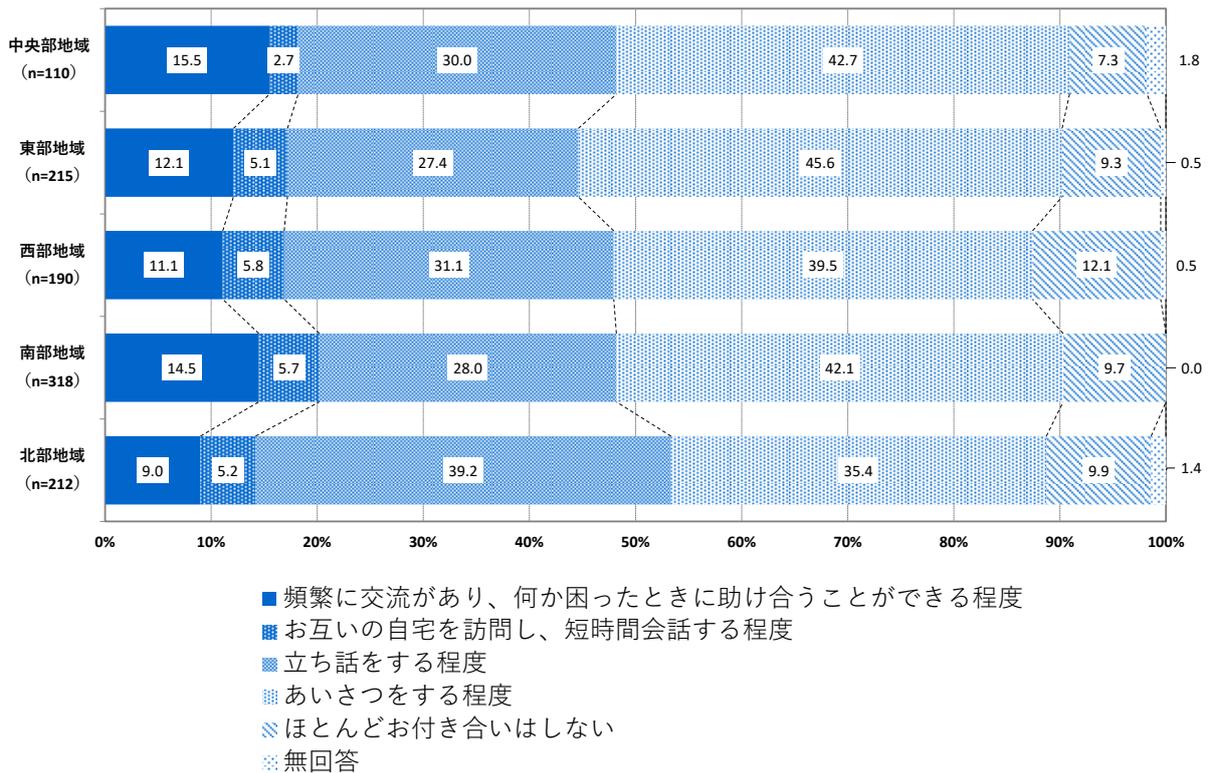


【理想】

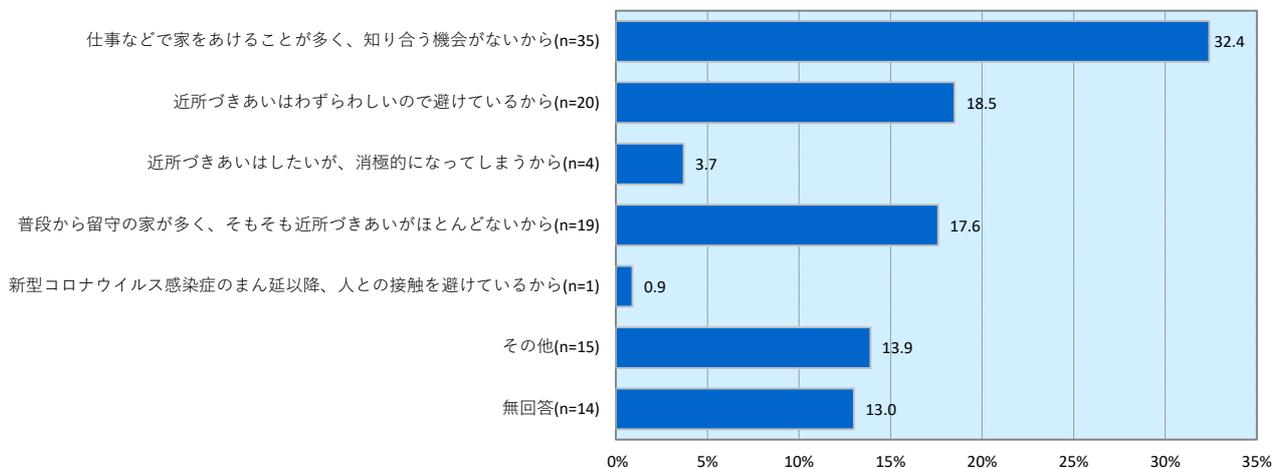


- 頻繁に交流があり、何か困ったときに助け合うことができる程度
- お互いの自宅を訪問し、短時間会話する程度
- 立ち話をする程度
- あいさつをする程度
- 近所付き合いはしなくてもよい
- ◇ 無回答

【地域別（ふだんのお付き合いの度合い）】



【近所の人のお付き合いをほとんどしない理由】

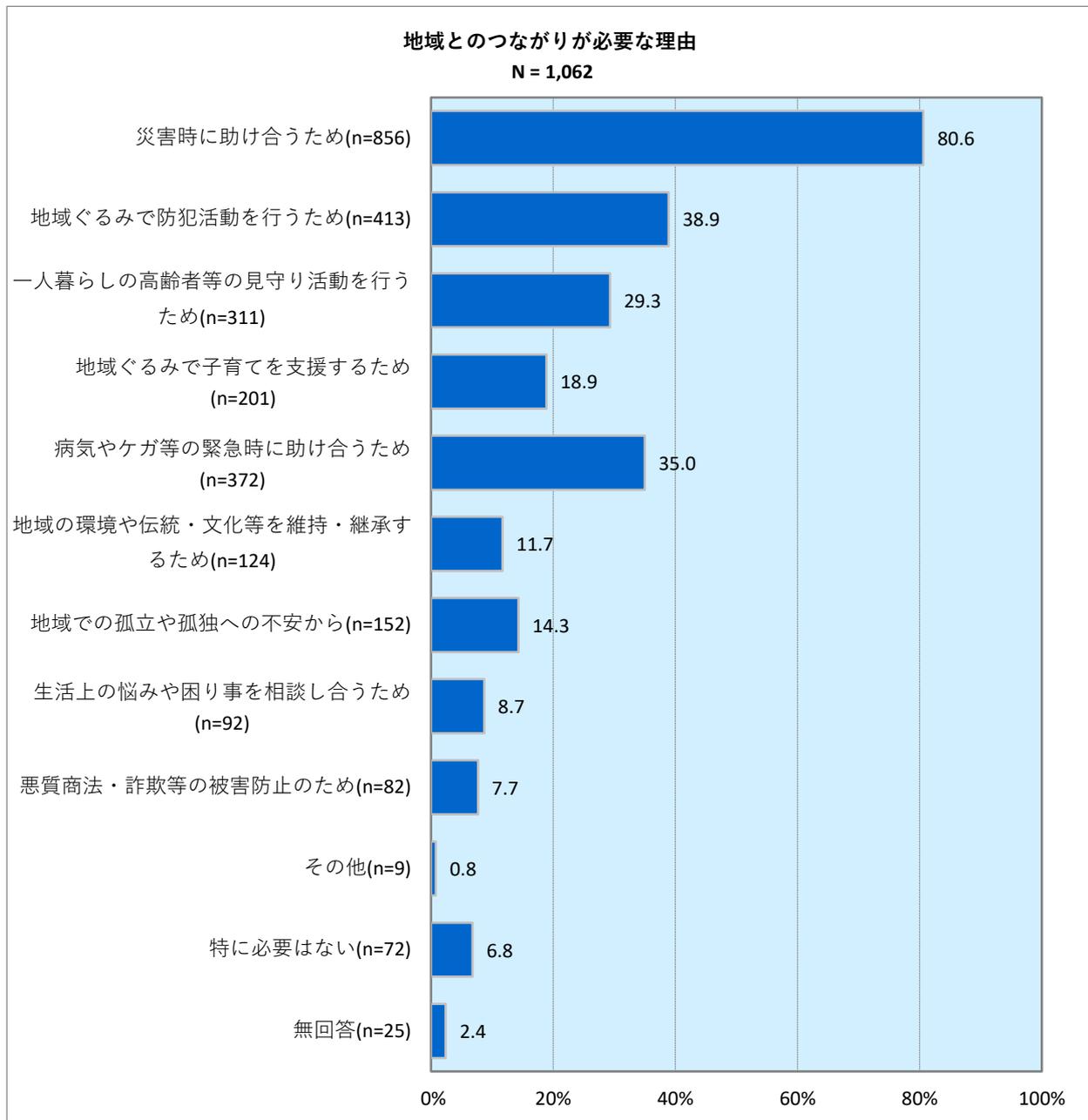


分 析

- 地域福祉の根幹である近所付き合いについては、令和元（2019）年度に比べ現状・理想ともに希薄化の傾向にあることから、現状で最も割合の高い「あいさつをする程度（41.2%）」を基本として、顔の見える関係を構築するための施策を検討する必要があります。
- 顔の見える関係を構築し、発展させていく上では、地域のイベント、団体、活動、そして活動する人といった、地域におけるあらゆる資源に目を向け、地域ごとの特色・実情を踏まえる中で、効果的な取組を検討していく必要があります。

② 地域とのつながりの必要性について

地域とのつながりが必要である理由について、「災害時に助け合うため」とした回答が80.6%と最も高く、昨今の地震や台風など自然災害による被害が甚大化していることから、命を守るための取組への関心の高まりがうかがえます。

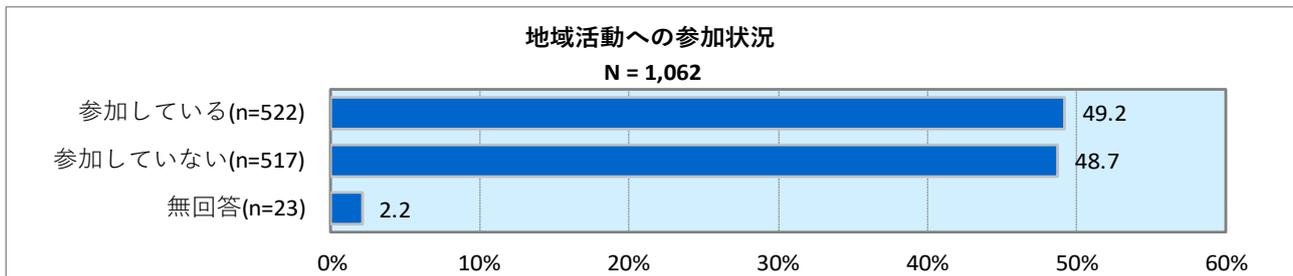


分析

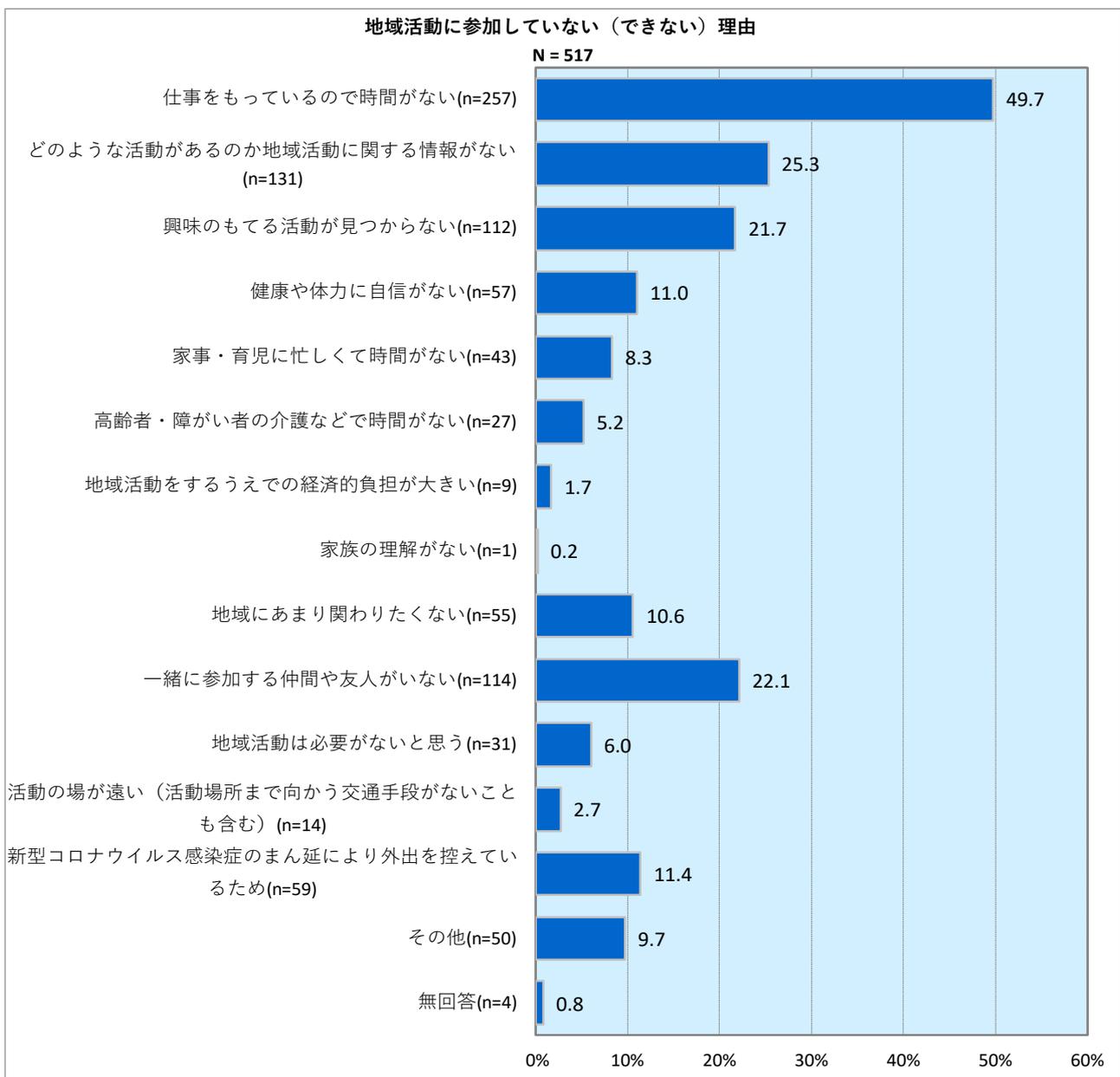
- 自然災害は、全ての地域住民にとって共通した脅威であり、地域の中で、共有しやすい課題といえます。そのため、支援する人、支援される人の双方が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりの観点からも、防災訓練や自主防災組織*の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

③ 地域活動への参加状況及び参加していない理由について

地域活動への参加状況について、「参加している」が 49.2%、「参加していない」が 48.7%となっています。参加しているが 0.5%ほど参加していないを上回っているものの、参加しているとほぼ同数の人が、まだ地域活動に参加していない状況です。



地域活動に参加していない（できない）理由について、「仕事をもっているので時間がない」が 49.7%と最も多く、次いで「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」、「一緒に参加する仲間や友人がいない」、「興味のもてる活動が見つからない」の順に多くなっています。



分 析

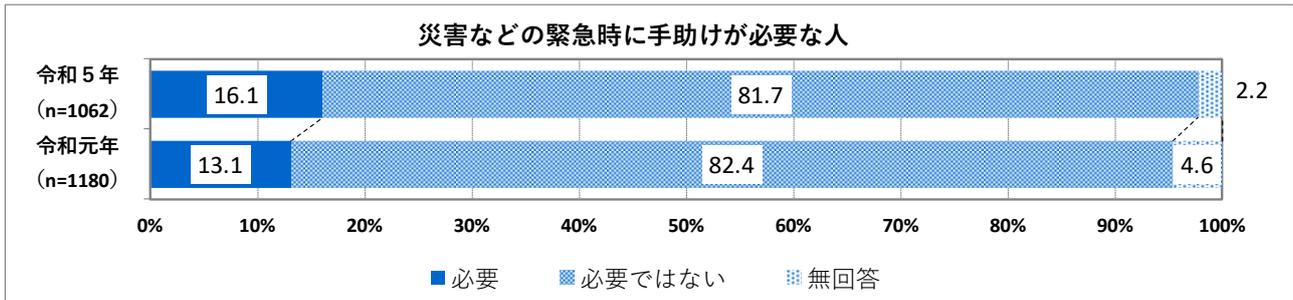
- 地域活動に参加していない理由の回答のうち、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」、「興味のもてる活動が見つからない」については、継続的に情報の発信を行うとともに、各世代に応じた発信の方法についても工夫していく必要があります。



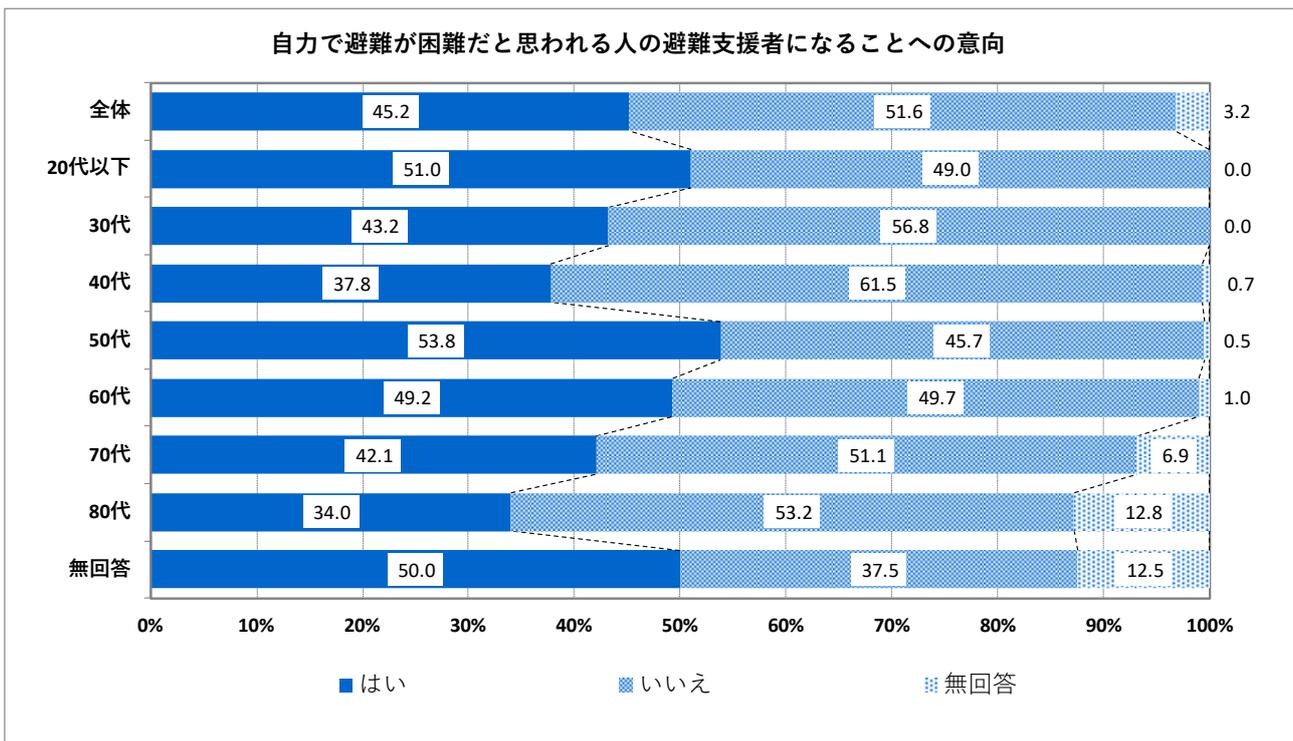
④ 災害などの緊急時に手助けが必要な人と避難支援者になることへの意向

災害などの緊急時における手助けの必要性や支援者になることへの意向について、緊急時に手助けが必要と回答した人の割合が16.1%と、前回調査より3%ほど増加し、2割近くの市民が災害などの緊急時に手助けが必要となることが想定されます。

その一方で、自力で避難が困難だと思われる人の避難支援者になることについては、「はい（避難支援者になってもよい）」と回答した人が、どの年代においてもほぼ40~50%となっています。特に、50歳代で意向が高く、いざという時の避難支援の担い手として期待が持てます。



【年齢別】

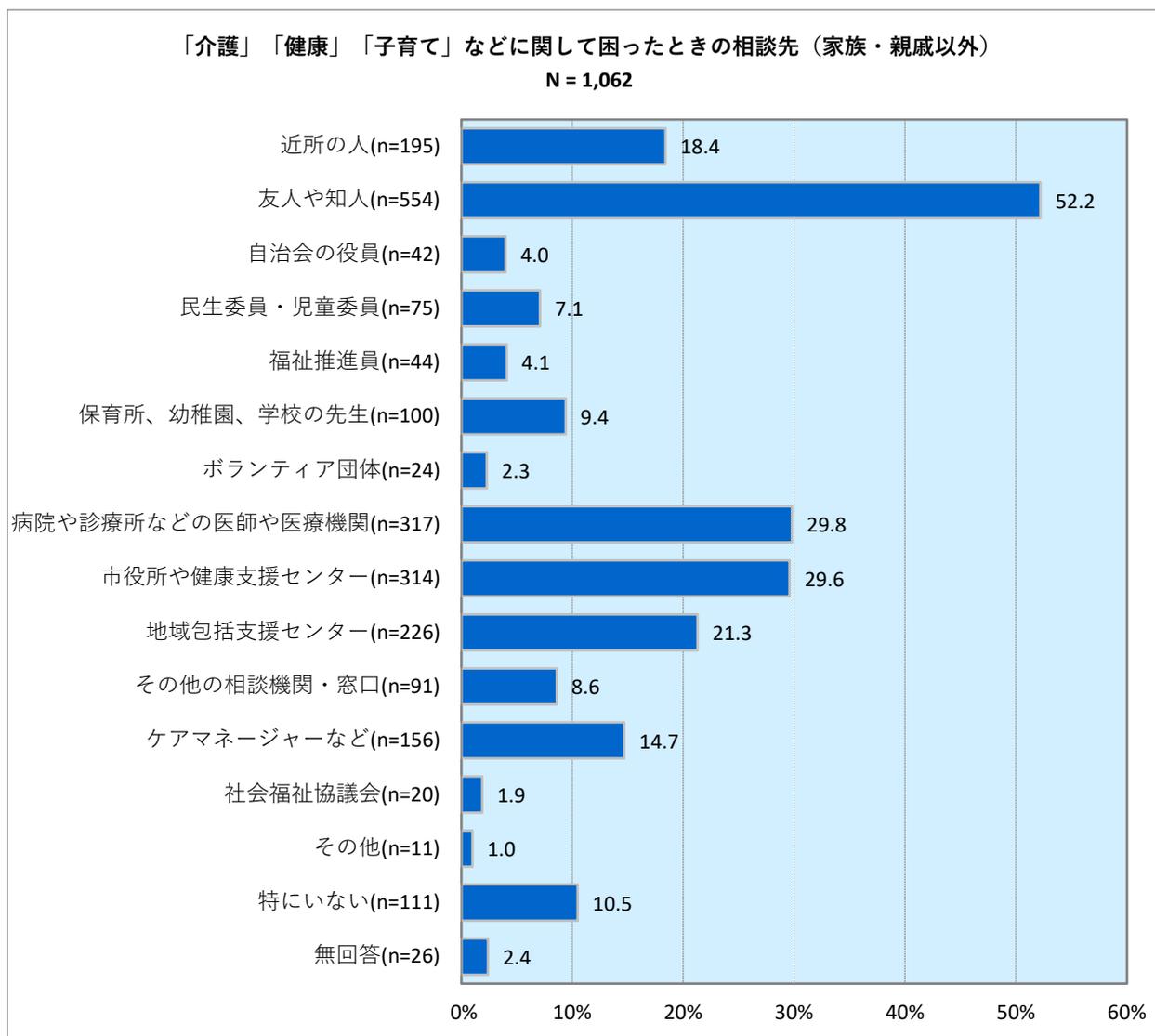


分 析

- 一定程度の市民が、災害時に自力で避難が困難だと思われる人の避難支援者になることへの意向を示していることから、災害時の支援行動において必要な情報や心構えなどについての情報発信を強化していくことで、支援体制の強化を図ることができます。

⑤ 「介護」、「健康」、「子育て」などに関して困ったときの相談先

「介護」、「健康」、「子育て」などについて困ったときの相談先は、「友人や知人」の割合が52.2%と最も高く、次いで「病院や診療所などの医師や医療機関」や「市役所や健康支援センター」といった専門的な機関の割合がそれぞれ約30%となっており、困ったときの相談先としては身近な人を中心としながら、専門的な機関への相談についても実施できていることがわかります。



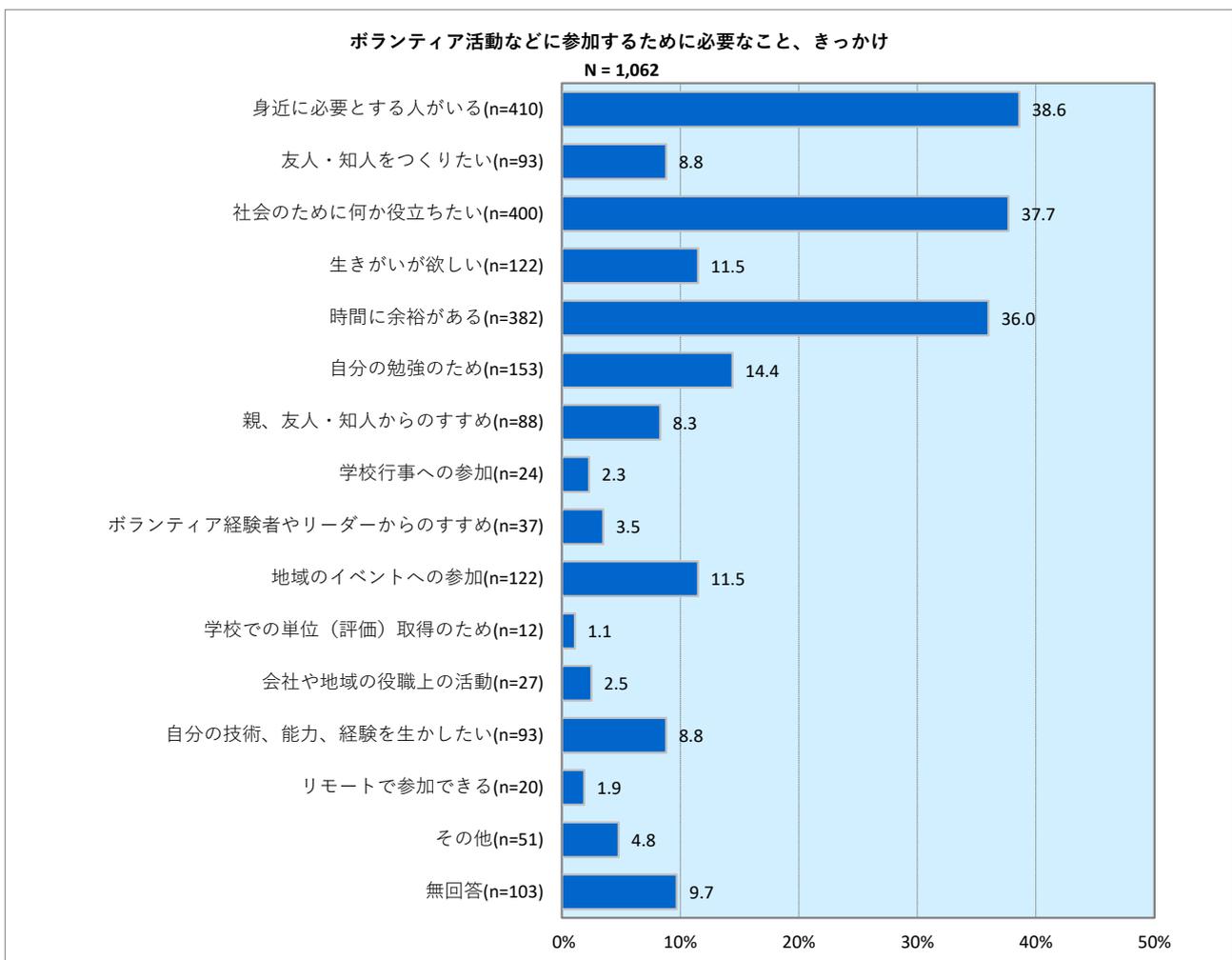
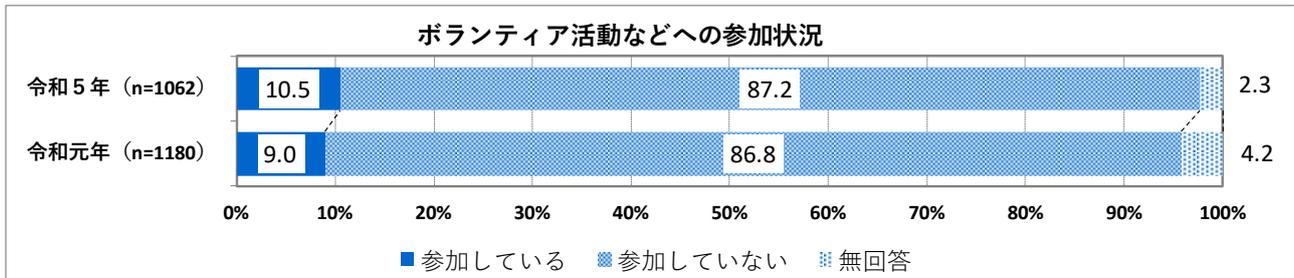
分析

- 「病院や診療所などの医師や医療機関」や「市役所や健康支援センター」といった専門的な機関を相談先として回答した人はそれぞれ約30%となっているものの、相談できる人が特になしと回答している人が1割程度いることから、必要に応じて専門的な相談機関やサービスにつなげることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

⑥ ボランティア*活動などへの参加状況、参加するために必要なこと、きっかけ

ボランティア活動などへの参加状況について、前回調査時から「参加している」が1.5%増加しているものの、「参加していない」が87.2%を占めている状況です。

ボランティア活動へ参加するために必要なこと、きっかけについて、「身近に必要とする人がいる」が38.6%と最も多く、次いで、「社会のために何か役立ちたい」、「時間に余裕がある」、といった回答が多数となりました。



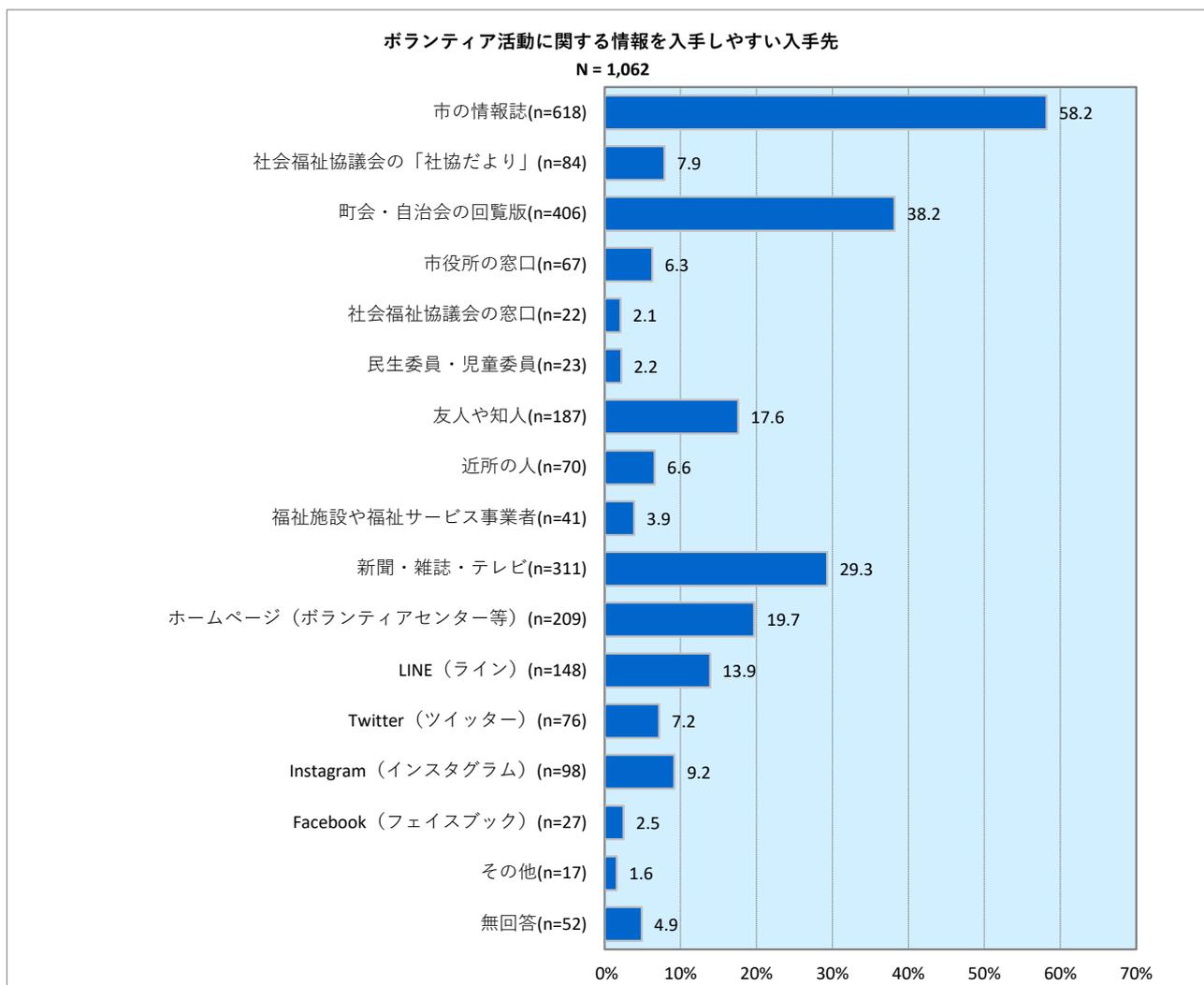
分 析

- ボランティア活動に参加していない市民が約9割を占めている状況を踏まえ、活動による社会貢献の意義や、活動の効果についての周知啓発を継続するとともに、支援を必要とする人と支援できる人とのマッチングを充実させていく必要があります。

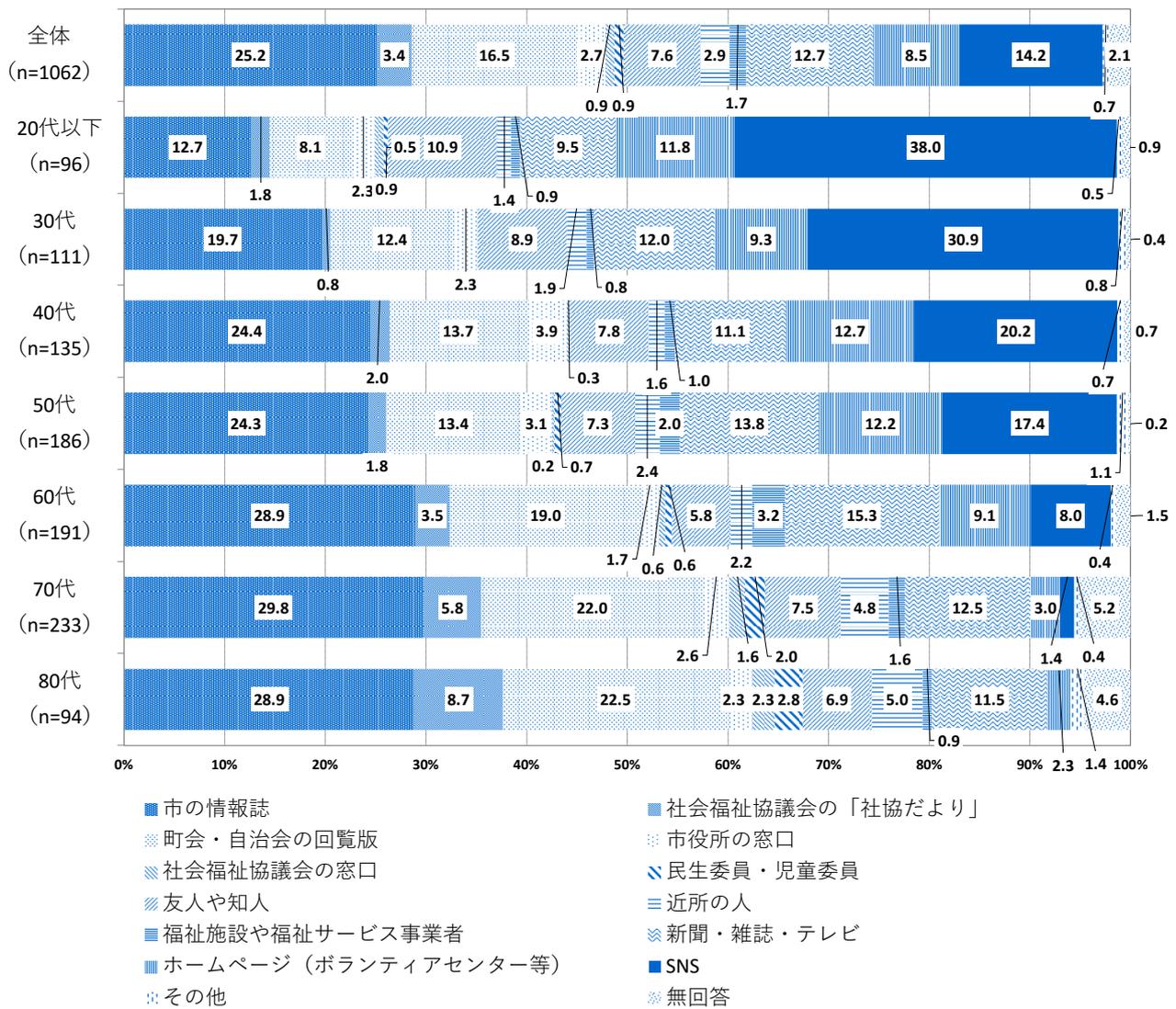
⑦ ボランティア活動に関する情報を入手しやすい入手先

ボランティア活動に関する情報を入手しやすい入手先として、「市の情報誌」が58.2%と最も高く、次いで「町会・自治会の回覧板」、「新聞・雑誌・テレビ」、「ホームページ（ボランティアセンター*等）」といった回答が多数となりました。

次ページに示す年代別の回答結果をみると、20代・30代においては、LINEやTwitterといったSNS*による情報入手についての回答が、他の世代と比べて高い割合となっています。



【年代別回答結果】

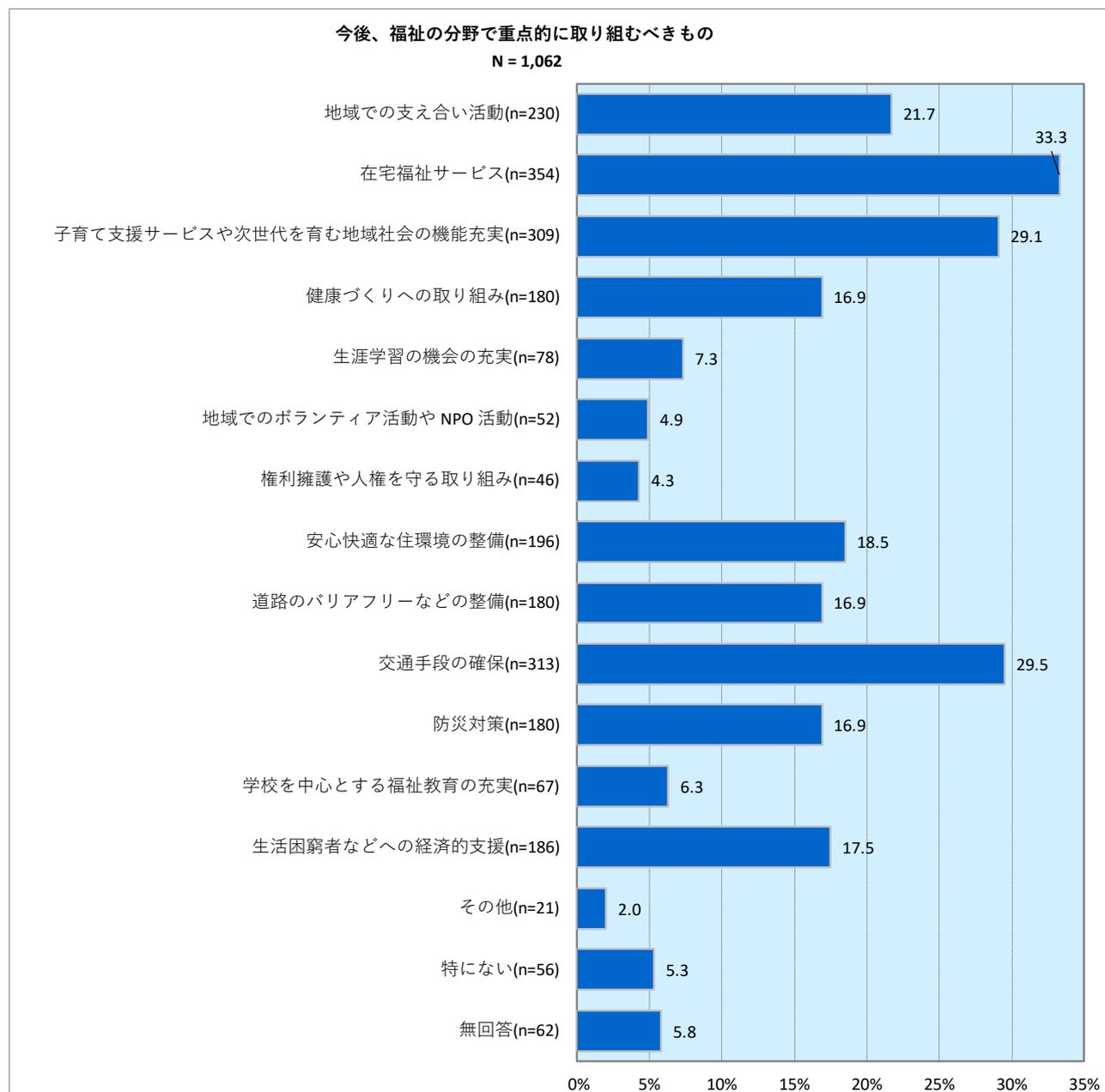


分析

- ボランティアに関する情報発信について、高い割合を占める「市の情報誌」、「町会・自治会の回覧板」などに加えて、若い世代においては、SNS*を活用するなど各世代に合わせた情報発信をする必要があります。

⑧ 今後、福祉の分野で重点的に取り組むべきもの

今後、福祉の分野で重点的に取り組むべきと思われるものについて、「在宅福祉サービス」とした回答が33.3%と最も高く、「交通手段の確保」、「子育て支援サービスや次世代を育む地域社会の機能充実」、「地域での支え合い活動」といった回答が多数となりました。

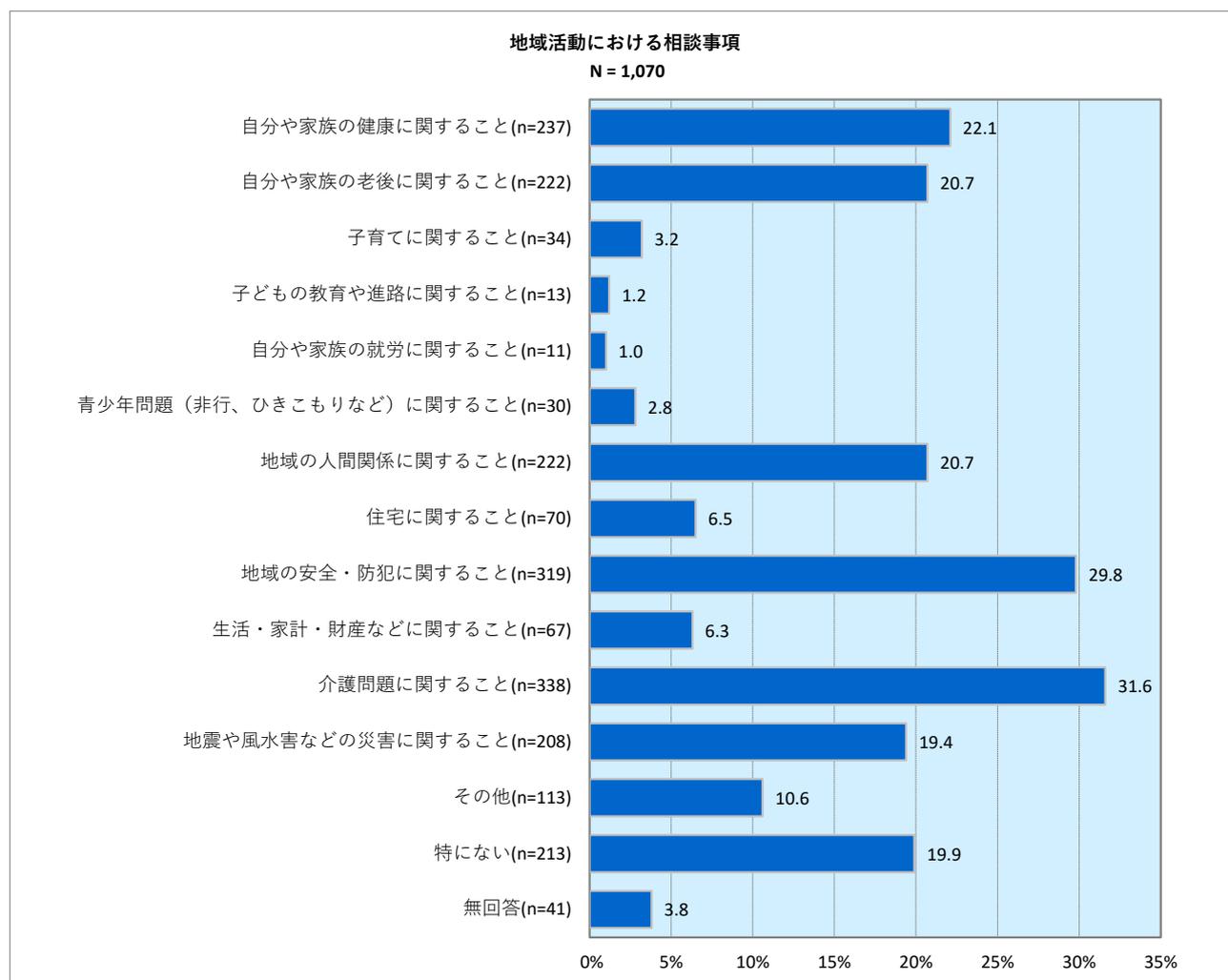


分析

- 回答比率が高い項目として挙げた項目を中心に、多様なニーズを踏まえ、その背景や地域における実情なども考慮し、より効果的な取組につなげていく必要があります。

② 地域活動における相談事項

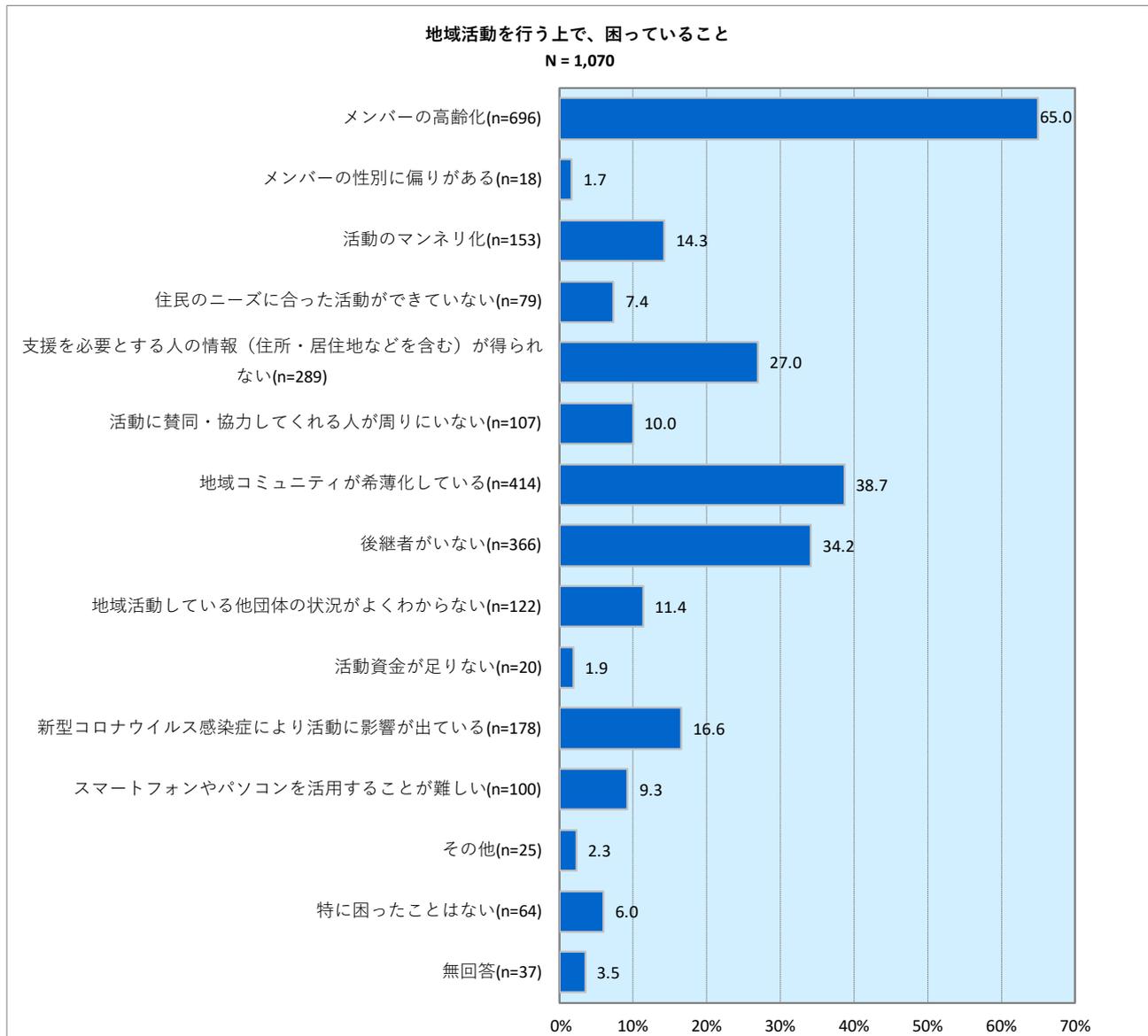
地域活動における相談事項として、「介護問題に関すること」の割合が31.6%と最も高く、次いで「地域の安全・防犯に関すること」、「自分や家族の健康に関すること」の割合が高くなっています。

**分 析**

- 高齢期を迎えた後の暮らしや、地域の安全に関する相談が多く、これらのことに市民が悩みや不安を感じていることがうかがえます。こうした福祉ニーズや生活課題*に対応していくために、身近な人による相談から専門的な相談まで、包括的な支援体制の構築に向けたネットワークの強化が求められます。

③ 地域活動を行う上で、困っていること

地域活動を行う上で、困っていることで高い割合となっているものは、「メンバーの高齢化」、「地域コミュニティ*が希薄化している」、「後継者がいない」、「支援を必要とする人の情報（住所・居住地などを含む）が得られない」が主な項目となっています。

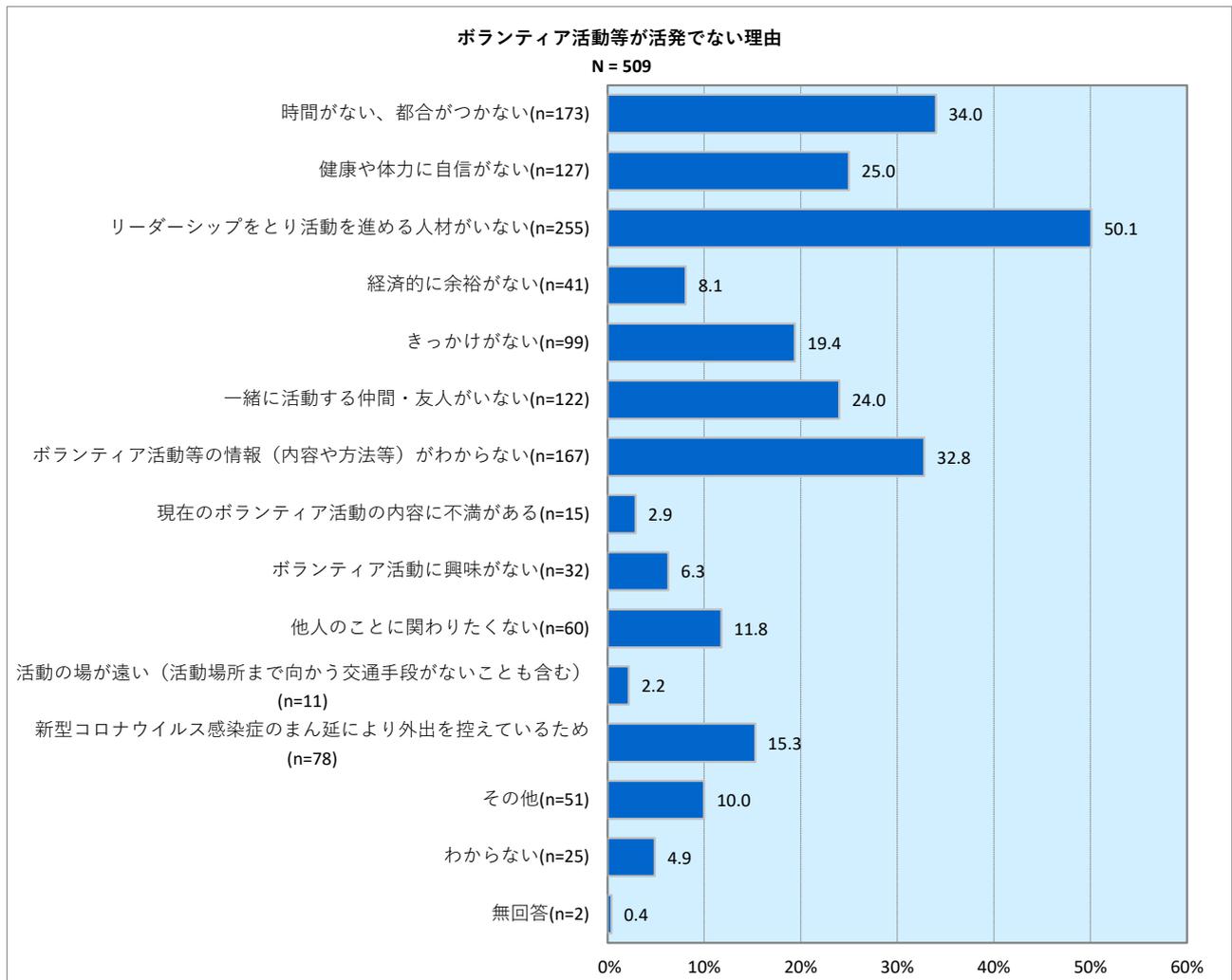
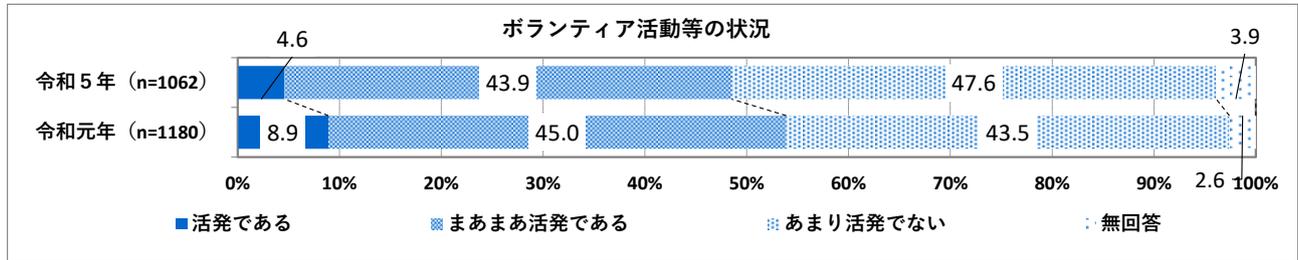


分 析

- 地域活動の中で、担い手不足や地域コミュニティ*の希薄化などの課題がうかがえます。
- 顔の見える関係づくりを進める中で、地域活動に対する地域住民の理解を深め、参加促進を図るとともに、地域活動の担い手である各種団体等との連携により、住民の活動参加の機会を拡大していくといった、地域住民と各種団体等とが両輪となった地域の活動を促進し、活性化していく必要があります。

④ ボランティア活動等の状況、活動等が活発でない理由について

ボランティア活動等の状況として、「あまり活発でない」の回答が約半数となっています。また、あまり活発でない理由として、「リーダーシップをとり活動を進める人材がない」、「時間がない、都合がつかない」、「ボランティア活動等の情報（内容や方法等）がわからない」の割合が高くなっています。



分析

- ボランティア活動等を活発化するためには、地域活動と同様に、担い手不足の課題を解決する必要があります。
- 「ボランティア活動等の情報（内容や方法等）がわからない」の割合も他の項目と比べて高いことから、ボランティアに関する情報提供と PR を推進していく必要があります。

3 ワークショップ*における意見のまとめ

(1) ワークショップ*のテーマ・キーワード・ゴール

テーマ

つながり

サブテーマ

第1回

地域の現状と地域の魅力を考える ～みんながつながるまちとは～

第2回

より魅力あふれる地域にするために、これからの6年間でできそうなことは何か？
～みんながつながるまちを目指して～

キーワード（各グループに設定）

担当グループ	キーワード
A、B	見守り ～見守りで誰もが孤立しない安心して暮らせる地域をつくろう～
C、D	居場所 ～誰もが安心できる居場所づくり・ 活躍できる拠点づくりを考えよう～
E、F	地域の担い手の養成 ～参加しやすい地域活動をすすめよう～
G、H	地域防災 ～地域の防災力を高めよう～
I、J	生活支援 ～地域で暮らし続けるために必要な支援の仕組みを考えよう～

ワークショップ*のゴール

設定されたキーワードについて、計画終了時点でどのような姿になっているか（目指す地域のタイトル）、その姿を実現するために何をするか（目指す地域に近づくためのストーリー）を各グループで議論し決定する。

ワークショップ*終了時に各グループにて取りまとめ、発表する。

(2) 各グループの議論結果

キーワード：見守り

Aグループ

目指す地域のタイトル「全ての人が安心して一緒に住める地域づくり」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化 ・ 環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会へ参加したくない人を取り残さずに見守る ・ 各自治会のPRを活発化する ・ 活発で魅力的な自治会運営を行う ・ 子どもを巻き込んだイベントを増やす
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 自治会未加入者も取り残さずに見守るために、ボランティアの見守る力を向上させる学習会等を推進する。</p> <p>◎ 自治会を活発化させるためには、市の広報誌などを活用し、必要な情報を発信することが有効である。</p> <p>◎ 子どもを巻き込んだイベントなどにより自治会を魅力的かつ活発なものにすることで、地域の状況を把握しやすくなり、安心して暮らせることに加え、万が一のときは助け合うことができる。</p>	

Bグループ

目指す地域のタイトル「孤独をつくらない、見落とさない」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な地域活動を進めるための体制づくり・支援 ・ 見守りへの理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆が会える・交流できる場所を創出する ・ 民生委員・児童委員*や社協、自治会関係者との提携を推進する ・ ふれあい台帳の活用などにより、見落とさないことを意識する ・ 社協などの役割に関して、市民における認知度を向上させる ・ 市社協・地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）・福祉推進員*の役割分担を明確にする
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 孤独をつくらない、見落とさないためにはご近所との関係づくりが欠かせない。まずは皆が会える交流の機会を作って関係を築く。</p> <p>◎ 地域の民生委員・児童委員*や地区社協、自治会関係者の連携を強化するとともに、役割を明確にし、支援が必要な人を見落とさない。</p> <p>◎ 地域で行っている福祉活動について、市民への認知度を向上させるため、メディアを通じて周知していく。</p>	

キーワード：居場所

Cグループ

目指す地域のタイトル「誰もが取り残されない居場所がある地域」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 移動手段の充実 拠点の提供 	<ul style="list-style-type: none"> NPO*団体や学生ボランティア、アクティブシニアの活用により、人材不足を解消することで、地域住民の負担を軽くする 乗り合いタクシーの制度化など、移動支援を行う 世代ごと等、最初に参加しやすいコミュニティを形成できる場を提供する 広報の強化によって、地域の居場所に対する認知度を向上させる 事務の簡略化によって、地域の居場所づくりへの負担を軽減する
目指す地域に近づくためのストーリー	
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における居場所の認知度の向上、及び事務の簡略化やNPO*団体・学生ボランティア・アクティブシニアの活用などにより、居場所づくりの負担を軽減する。 ◎ 移動手段の確保として乗り合いタクシーの制度化などにより、移動の支援を行う。 ◎ 世代や性別ごとに参加しやすいコミュニティを形成できる場を提供する。 	

Dグループ

目指す地域のタイトル「誰もが安心して集える場」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 「場」の確保 人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の居場所や、その実情について知る 各種団体が連携し、「現在は集まっていない人」を集める仕組みを構築する 予算の確保や災害への備えなどの課題について検討する 地域住民が日常で気軽に集まれる場、ふらっと自由に集まれる場を提供する
目指す地域に近づくためのストーリー	
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の各種団体が連携し、人的交流の場を作るとともに、集まる場に出てこない人へのアプローチとして、出てくるための仕組みづくりを行う。 ◎ 子どもからお年寄り、障がい者、ヤングケアラー*など全ての人が自由に集まれる場所を提供する。 ◎ 民間の協力や空き家・空き店舗などの活用により、日常的に立ち寄れるような場を作る。 	

キーワード：地域の担い手の養成

Eグループ

目指す地域のタイトル「高齢者と次世代の人がともに担い手となる地域」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化 ・ 担い手確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代との連携を意識的にすすめ、意見交換の機会を作る ・ 地域の特性を活かした行事や、年代に合わせた行事を開催する ・ 新しい視点からの工夫を加え、高校生や大学生を取り込む ・ 取組を通じて、自分の地域のコミュニティの必要性・重要性を知ってもらう
目指す地域に近づくためのストーリー	
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 担い手として協力してもらうきっかけづくりを行う。 ◎ これまでの行事に留まらず、負担の少ない、新しい時代の要請に即した行事に対して、新しい視点の工夫を加えていく。 ◎ 高校生や大学生などの若い世代にも、地域のコミュニティの必要性を理解してもらえるように取り組んでいく。 	

Fグループ

目指す地域のタイトル「子どもが元気なまち」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年代別の担い手ステップ養成 ・ PR・理解不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に顔の見える関係を作り、地域の基盤である自治会を充実させる ・ 各種団体と情報共有や協働*を実践する ・ 回覧の活用などを通じて、活発な広報活動を行う ・ ターゲット（年代やステップ別）を明確にした勉強会や研修等を実施する
目指す地域に近づくためのストーリー	
<ul style="list-style-type: none"> ◎ まちを元気にするためには、子どもが元気でなければならない。 ◎ 昔の井戸端会議のような場で顔の見える関係を作っていく。 ◎ 地区内の関係団体と自治会が連携し、回覧板などを活用して地域の情報を提供していく。 ◎ 一朝一夕には地域の担い手にはなれない、年代に合った取組や研修を実施し、将来の人材の育成を推進する。 	

キーワード：地域防災

Gグループ

目指す地域のタイトル「防災を自分ごととして身近に考える地域」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 顔の見える機会の創出 有事における支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒両隣などの近隣で、いざだから声かけを行い、地域のつながりを高める 地域のスポーツイベントなどにおいて、防災に関する内容を取り入れる 単位自治会ごとに防災物資を確保したり、非常食を配布したりする 単位自治会又は組単位で、防災に関する勉強会（消火栓・防災倉庫・ホースなど）を実施する 市内各自治会で取り組んだ防災活動等をまとめ、事例集などで発信する
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 日常的な取組として、いざだからの声かけなどで地域のつながりを深めるとともに、災害弱者の把握に努める。</p> <p>◎ 地域のスポーツイベントなどの人が集まる場で、防災に関する内容を取り入れるとともに、非常食の配布、防災倉庫や消火栓の確認等により、防災意識を高めてもらう。</p> <p>◎ 地域防災においては、災害対策を自分事として捉え、地域行事の中で防災・減災の必要性をPRしていく。</p>	

Hグループ

目指す地域のタイトル 「ひとりも見逃さない明るく楽しく住みやすい「安心安全」な地域づくり」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 小地域ネットワークの確立 古い地域と新集合住宅とのコミュニケーションの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体（自治会、民生委員・児童委員*、福祉推進員*など）で地域情報を共有することで、災害時にも連携できる体制を構築する 地域住民台帳の作成を進める 子どもクラブと協働*し、子ども向けのイベントを開催する
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 災害時には地域の各種団体での連携が必要となってくるので、地域での会議等において、情報を共有していく。</p> <p>◎ 地域の住民台帳の作成については、個人情報の問題等もあるが、居住人数など必要最低限な情報だけでも有事の際の手助けになるので、作成を進めていく。</p> <p>◎ マンション等へ新しく居住する人については自治会未加入の場合が多いが、子どものいる世帯については、子どもクラブの活動などで父母同士がつながり、情報を共有できるようにしていく。</p>	

キーワード：生活支援

Iグループ

目指す地域のタイトル「身近なコミュニティ（組）での助け合い（生活支援）を深める」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 地域での助け合いにおけるニーズの把握 地域での助け合い体制構築のための、担い手確保・PR促進等 	<ul style="list-style-type: none"> 小さな単位のコミュニティを形成し、生活支援体制等について検討する サロンや地域活動の活用によって見守りへの意識を向上させる 組や自治会単位の参考となる活動を地区全体に広げていく 若い人の担い手確保として、若い人が取り組みやすい環境を作る 学校と協働*し、学校教育の中で地域とのつながりを示す
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 初めの段階として、組単位の小さなコミュニティでの助け合いでは、会合等を通じて生活支援体制について情報交換し、共通認識を持つ。</p> <p>◎ 次の段階では、サロンや地域活動を通じて、高齢者のニーズの把握や見守りなどにより、生活支援体制を整えるとともに、取組を広報等で広く周知していく。</p> <p>◎ 生活支援体制を継続していくためには、若い担い手が必要となってくるので、学校とも連携して教育の中で地域福祉の意識を高めるとともに、親世代にも周知するなどの取組を進め、身近なコミュニティでの助け合いを深める地域を目指す。</p>	

Jグループ

目指す地域のタイトル「子どもや障がい者など社会的弱者に家族のようなまなざしのまちづくり」	
優先的に取り組む課題	課題に対する主な解決策
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援への課題（子どもへの支援） 他団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 世代別の研修などを通じて、見守れる人を確保する 全世代に向けた行事等を多く実施する ヤングケアラー*に関する調査を行うなど、子どもの実態を詳細に知る 子どものいる家庭への訪問や、声かけを通じて、細かなアプローチを行う
目指す地域に近づくためのストーリー	
<p>◎ 高齢者だけでなく、障がい者や子どもの見守りも対象としていく。</p> <p>◎ 世代別の研修などを通じて、見守ることのできる人づくりから始め、次の段階として、学校施設等も利用して、徒歩圏内に集まれる場を確保し、見守りの機会を増やす。</p> <p>◎ 全世代で取組を行うためには、地域の各種団体が連携して、多世代に向けたイベントを多く実施することで、弱者へのサポートにつなげていくことができる。</p> <p>◎ 子どもを取り巻く現状を調査し、ヤングケアラー*など見えにくい子どもの実態を把握する中で、訪問や声かけを通じて細やかなアプローチを充実させる。</p>	

4 前回計画の取組と評価

(1) 計画目標・施策ごとの振り返りと次期計画策定に向けた課題の整理

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる

施策1 地域福祉を支える人づくり

取組	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを基本とした福祉意識の醸成*と、全てのライフステージにおける福祉体験・教育や人材育成を進める中で、地域福祉を支える人づくりに取り組んだ。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉意識の醸成*や、学校での福祉教育推進 地域での担い手の養成、ボランティア養成など
↓		
成果	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を受ける中ではあったが、開催方法などを工夫し養成講座等を行い人材育成に取り組んだ。 数値目標が設定されている「ボランティア活動機材の貸出件数」については、新型コロナがまん延していた令和2（2020）年度については、目標値を下回ったものの、それ以降は積極的な広報を行うとともに、地域活動の再開に伴い目標値に到達している。 ふれあい福祉体験は、教育現場をはじめ福祉教育・学習の機会が定着しているものと考えられ、おおむね順調に取組が図られている。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> オンライン開催などに馴染まない事業やオンラインに対応が難しい対象者へのアプローチが十分でなかったことから、新型コロナの感染症法上5類への移行後において、対面での事業実施ができない際の対応を検討・実施することが課題となる。 防災における人材育成のために、避難所開設訓練等の実践的なフォローアップ*を計画的に実施していくことが課題となる。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの感染症法上5類への移行に伴い、地域活動の回復についても注視していく。 各地区の防災リーダーを対象としたフォローアップ*研修会や防災に関する講演会等を毎年度実施することで、防災における人材育成に努めていく。 	

○数値目標設定事業の達成状況（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）

No.	事業名	項目		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	平均 達成率
1	ふれあい福祉体験	ボランティア活動 機材の貸出件 数/年	目標値	21	24	27	131.0%
			実績値	17	26	51	
			達成率	81.0%	108.3%	188.9%	

計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

施策2 人と人がつながるネットワークづくり

取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民同士の交流機会と団体同士の連携の促進や、身近な地域福祉のネットワークやボランティア活動に参加しやすい環境づくり等に取り組んだ。 	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロンやふれあいくらぶ（機能訓練事業）の支援、小地域ネットワーク活動の推進、ボランティアのコーディネート*・活動支援及び協働*推進、関係団体との連携促進など
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



成果	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの影響を受ける中においても感染拡大防止に留意し、各地区において地区社協、地区自治会連合会、地区民生委員児童委員協議会など各種団体等と連携した。その結果、いきいきサロンや小地域ネットワーク活動などについて、緩やかな見守り活動*等工夫をした取組を行うことで、ネットワークづくりを続けてきた。 ふれあいくらぶ（機能訓練事業）については、令和4（2022）年度より活動を再開し、開催地区・回数・参加者が増えている状況であり、参加者からは再開を喜ぶ声も挙がっている。 ボランティア登録団体については、解散したボランティア団体が複数あることなどから、目標値を下回ったものの活動を中止している団体とつながりを持ち続け、登録団体の減少を最小限に留めた。 生活支援体制整備事業において、地域の課題等について話し合う場として第2層協議体を11地区に設置した。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

課題

- 新型コロナの影響があったものの、数値目標であるいきいきサロン活動の支援は、参加者が目標値を大きく下回ったことから事業推進方法、担い手の確保、開催場所の確保等に課題が残る。
- ふれあいくらぶ（機能訓練事業）については、再開後の参加者の確保が課題であるため、周知等の工夫が必要である。
- 地域におけるネットワークづくりについて、自治会加入率の低下や地域福祉を担う団体や人材が固定的となる傾向があるため、継続できる地域資源や新たな地域資源の確保、創出とその継続が課題である。また、活動の内容、集客方法については地区に合わせた方法の検討が必要である。
- ボランティア団体については、新型コロナの影響を受け、活動が停滞又は中止していた団体が多数ある状況であり、構成員が高齢化する中、ボランティア活動の活動再開と、新規登録団体の発掘が課題である。
- 生活支援体制整備事業については、第2層協議体の継続的な支援と、未設置地区への設置支援が課題である。

今後の方向性

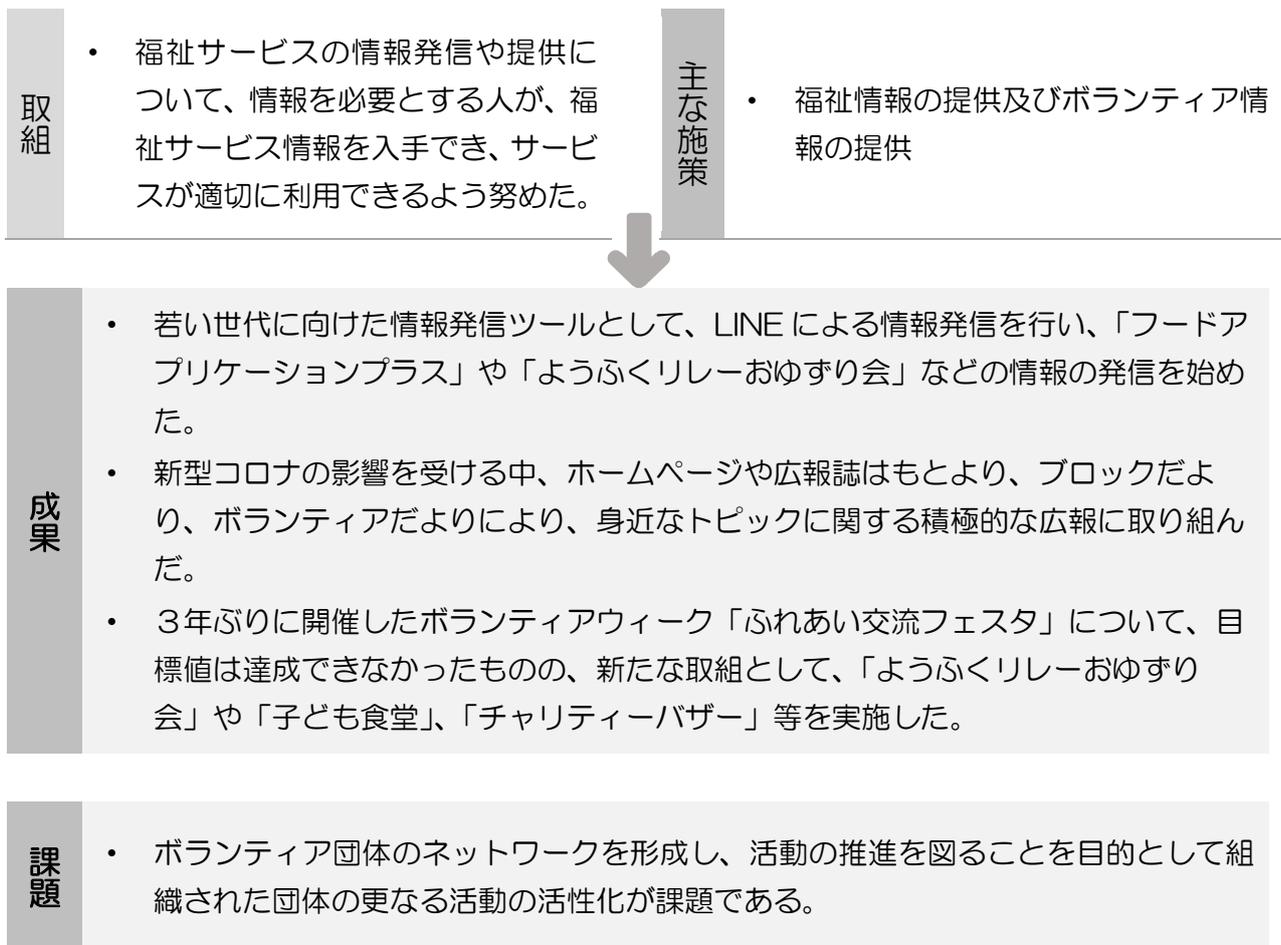
- いきいきサロンについて、今後、事業の推進方法や事業の枠組みを再検討する。
- ふれあいくらぶ（機能訓練事業）について、地区とともに開催方法や内容について検討し、情報発信や周知の工夫をする中で参加者の確保に努め、介護予防を推進する。
- 地域におけるネットワークづくりについて、各地区の状況に合わせた取組を推進していくことに加え、業務効率化（行政からの依頼事項の削減、自治会業務のデジタル化等）や次世代につながる事業の展開や方法も検討していく。
- これまで築いた地域でのネットワークをより深化・定着化させるため、今後6年間で、事業の内容や新しい取組について検討していく。
- ボランティア情報ネットワークについては、ボランティア活動をやりたい人やボランティアに支援してもらいたい人が情報を得やすく、容易にマッチングをするための手法を検討するとともに、更なるボランティア人口の増加を図る。
- 生活支援体制整備事業については、今後も地域の活動状況に合わせて、生活支援コーディネーター*と協議しながら第2層協議体の設置を進めていく。

○数値目標設定事業の達成状況（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）

No.	事業名	項目		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	平均 達成率
2	いきいきサロン活動の支援	延べ参加者数／年	目標値	49,000	52,500	56,000	62.8%
			実績値	32,417	32,413	33,955	
			達成率	66.2%	61.7%	60.6%	
3	小地域ネットワーク活動の支援	合同会議及び研修会等の開催回数／年	目標値	145	160	175	103.6%
			実績値	134	170	196	
			達成率	92.4%	106.3%	112.0%	
4	ボランティア情報ネットワークの推進	ボランティア登録団体数（累計）	目標値	131	134	137	96.6%
			実績値	129	134	125	
			達成率	98.5%	100.0%	91.2%	

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

施策3 安全・安心につながる福祉情報の提供



今後の方向性

- ・ 福祉サービスを必要とする人は、高齢者、子育て世代、障がい者と様々であることから、それぞれの情報を必要な人が、どのようなツールであれば情報を受け取りやすいのかを検討する中で、これからも適切な福祉サービスの情報発信や提供に努めていく。
- ・ ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」の開催については、ボランティア団体同士の交流及びボランティア活動の周知を行うために、今後も開催をしていく。
- ・ 新型コロナの影響等により、数値目標を達成できなかった事業については、今後の推進方法を検討していく必要がある。

○数値目標設定事業の達成状況（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）

No.	事業名	項目		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	平均 達成率
5	ブロックだよりの発行	ブロックだよりの発行回数/年	目標値	10	15	16	93.8%
			実績値	10	15	13	
			達成率	100.0%	100.0%	81.3%	
6	ふれあい交流フェスタ・ボランティアウィークの開催	ふれあい交流フェスタ参加者数/年	目標値	668	701	736	—
			実績値	中止	中止	643	
			達成率	—	—	87.4%	



施策4 地域福祉による快適なまちづくり

取組	主な施策
<ul style="list-style-type: none">誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのため、在宅医療介護連携や防災対策の推進に努めた。	<ul style="list-style-type: none">医療体制の充実、生活環境の整備、防災対策の推進、災害時要配慮者*への支援
成果	<ul style="list-style-type: none">令和5（2023）年1月から市立甲府病院が「在宅療養後方支援病院*」となり、地域包括ケア体制の充実が図られた。災害時や緊急時には、自助、共助による住民相互の支え合いが重要であることから、災害・防災ボランティアの養成や防災リーダーの養成、総合防災訓練を実施し、初動体制、自主防災体制の確立及び防災意識の高揚を図った。ハザードマップ*を活用し、分散避難の方法、災害時に発令される避難情報、マイ・タイムライン（警戒レベルに応じて取るべき避難行動を作成したもの）などの内容について、市内の地域ごとに研修会を実施し、水害時に安全に避難ができるように地域住民への周知を図った。避難行動要支援者名簿*の更新を毎年行い、避難支援等関係者に情報を提供した。また、災害時における情報発信ツールとして、防災行政用無線による放送以外にも、甲府市防災防犯メールマガジンや甲府市防災アプリ、テレビのデータ放送、ホームページなど、様々な手段で配信を行い、地域住民への情報発信に努めた。小児救急医療については、山梨県及び県内市町村で構成されている山梨県小児救急医療事業推進委員会を通じて、初期救急医療センター及び病院群輪番制病院により実施し、休日・夜間における小児の診療体制の充実を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none">市立甲府病院と医師会との意見交換会を通じて、医師同士の連携を継続・強化し、病診連携*の更なる推進が課題である。災害時における要配慮者*の支援体制の整備が課題である。日頃からの防災意識の向上が課題である。個別避難計画の作成に関する周知が課題である。

今後の方向性

- 引き続き、休日・夜間における小児の急な病気等に対応するため、小児初期救急医療センターや甲府市薬剤師会による救急調剤薬局の運営を支援し、小児の救急患者に対する医療の充実を図る。
- 患者や家族だけでなく、地域医療機関と密に連携を図り、地域医療連携*の強化及び診療機能の分担を更に推進させ、地域包括ケアシステム*の深化・充実に努める。
- より多くの市民の避難訓練への参加を促すため、自治会連合会をはじめとした関係機関へ働きかけを行う。また、ハザードマップ*に記載されている災害情報の入手方法や水害時の避難について引き続き周知・啓発していく。
- 引き続き、毎年、避難行動要支援者名簿*の更新を行う。併せて個別避難計画の作成も進めていくために、わかりやすいチラシを用いての周知を行う。甲府市防災アプリをリニューアルすることにより、情報の取得しやすさや利便性の向上に努める。

施策5 地域におけるセーフティネット*の充実

取組

- 地域における多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実を図った。

主な施策

- 身近な担い手による生活課題*の発見、専門的な相談とセーフティネット*の構築など



成果

- 福祉推進員*や民生委員・児童委員*による相談や見守りを行い、必要に応じて専門の相談機関等への橋渡しを行った。新型コロナの感染拡大中には、訪問ではなく電話による見守りなど自身の感染にも気をつけつつ、ときにはマスクやアルコール消毒等の配布なども行った。
- 関係機関と連携し、以下のサービスを継続的に行った。
 - ◇ 市民の日常生活の困りごとを受付ける心配ごと相談室
 - ◇ コミュニティソーシャルワーカー*による相談支援
 - ◇ 認知症*や障がい等で判断能力が十分でない人への日常生活自立支援*
 更に、第1次相談支援機関では対応が困難な複雑な案件には、成年後見制度*中核機関が連携して対応し、権利擁護*支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んだ。
- 妊娠期から青年期にわたり切れ目のない継続的な支援を行っていくため、「子ども・青少年総合相談センター（おひさま・あおぞら）」を令和5（2023）年4月に設置した。

課題

- 民生委員・児童委員*の高齢化、各委員のなり手不足への対応が課題である。
- 複雑、複合化した生活課題*に対する相談体制の整備が課題である。
- 住民の地域福祉に対する正しい理解と支え合いの体制が充足していないことが課題である。
- ひとり親家庭相談員による相談の支援について、ひとり親家庭のニーズとの不一致が課題である。
- 電話や対面での交流に抵抗のある当事者でも相談しやすい支援体制を整備する必要がある。
- 養護者による虐待や、施設従事者等による虐待が増加傾向にあるため、高齢者虐待に対する対応が課題である。

今後の方向性

- 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題や、分野や属性、世代等を問わない課題に対応できる体制の整備に取り組んでいく。
- ひとり親家庭相談員による、新たな支援の方法を検討する。
- オンライン上での相談支援やメタバース*を活用した相談支援等を実施していくことで、幅広い支援体制の整備に取り組んでいく。
- 虐待については、市民周知を進め、未然防止の取り組みを行うとともに、研修等を実施し、担当職員等のスキルアップを目指す。また、早期発見・早期対応のため、庁内外の相談窓口の周知や関係機関との連携強化を行う。
- 地域包括支援センター*職員の対応に係る知識の向上に努めていく。



第3章 計画目標と施策体系

1 計画目標

第2章のアンケート調査結果や、ワークショップ*における意見、前回計画の評価等から、本市はこれまでと同様の課題を抱えていることがわかりました。

この計画では、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念「共に支え合い だれもが住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、本市が抱える課題へ対応するとともに、「第六次甲府市総合計画」の基本構想、「社会福祉法*第4条」の地域福祉の推進の目的及び健康都市こうふ基本構想を踏まえ、前回計画に引き続き、3つの計画目標を設定します。

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる

<関連する主なSDGs*>



地域福祉の意識は、隣近所の人との交流を深め、「気づき」を重ねていくことで育まれます。本計画では、交流の基本をあいさつ（声かけ）として推奨し、身近な顔の見える関係づくりと福祉教育や人材育成を連動させます。その中で、一人ひとりの「気づき」を促進し、生活課題*を自ら発見し、解決する取組に主体的に関われるように、市民の地域福祉の意識醸成*を図り、地域福祉を支える人づくりを目指します。

計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

<関連する主なSDGs*>



近年の核家族化の進行や、一人暮らし高齢者の増加は、支え合いの基本である家族機能の低下につながっています。そのような中、地域には、時には支えたり、また、時には支えられたり、日常的な、「お互い様」から、いざという時まで、様々なつながりがあり、支え合いの地域づくりの土台としてこれらを深めていくことの重要性がより一層高まっています。この計画では、つながるための居場所（役割・ポジション）づくりや、多世代交流の機会の促進など、つながりに関する様々な取組を促進し、地域福祉のネットワークの構築を進める中で、人と人がつながり支え合う地域づくりを目指します。

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

<関連する主なSDGs*>



全ての人が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活するためには、地域の「気づき」や「ネットワーク」によって把握された支援を必要とする人に対し、そのニーズに合った適切なサービスが届く仕組みを構築していく必要があります。地域における課題や困りごとは多様化・複雑化しており、その解決に向け、関係機関の連携と、専門的なサービスによる重層的なセーフティネットを構築し、サービスが適切に提供され、切れ目なく支援が届く、安全・安心なまちづくりを目指します。



2 施策と施策の方向

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる

施策1 地域福祉を支える人づくり

コミュニケーションを基本とした地域福祉の意識醸成*と、全てのライフステージにおける福祉教育や人材育成を進める中で、地域福祉を支える人づくりに取り組みます。

計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

施策2 人と人がつながるネットワークづくり

地域のつながりや活動、取組における生活課題*の解決・緩和や、やりがい、生きがい、楽しさの創出、そして関わる人の居場所（役割）づくりといった効果が最大限発揮されるよう、地域住民同士の交流機会と団体同士の連携促進や情報の提供に努め、「誰もが」、「いつでも」つながることができる地域福祉のネットワークづくりに取り組みます。

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

施策3 安全・安心につながる福祉情報の提供

福祉に関する情報の発信と関係機関での共有を充実させることで、必要とする人に適切な支援が届く環境を整備し、安全で、安心な暮らしにつなげます。

施策4 地域福祉による快適なまちづくり

地域医療体制の整備、犯罪及び再犯の防止、交通事故の防止、近年多発する大規模な自然災害に対する防災対策により、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策5 地域におけるセーフティネット*の充実

複雑化・複合化した様々な悩みを抱える地域住民が、身近な地域で見守られ、相談しやすい環境の充実を図るとともに、それぞれの分野の専門職による個別の支援体制を強化し、地域と行政・関係機関等が連携する中で、包括的な支援が受けられるような体制を構築します。

3 施策体系

計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる	
施策1 地域福祉を支える人づくり	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の意識醸成* (2) 福祉体験・教育の推進 (3) 地域活動の意識高揚・担い手養成の推進
計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる	
施策2 人と人がつながるネットワークづくり	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域での居場所づくりの推進・浸透 (2) 多世代交流の機会の促進 (3) 小地域ネットワーク活動の着実な推進 (4) ボランティア活動の活性化と連携促進 (5) 関係団体の連携と住民参加 (6) 地域での支え合いの体制づくり
計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる	
施策3 安全・安心につながる福祉情報の提供	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉情報の提供 (2) ボランティア情報の提供
施策4 地域福祉による快適なまちづくり	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療体制の充実 (2) 生活環境の整備 (3) 防災対策の推進 (4) 災害時における要配慮者*の支援
施策5 地域におけるセーフティネット*の充実	
事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 身近な担い手による生活課題*の発見 (2) 地域の中での相談活動の支援 (3) 専門的な相談とセーフティネット*の構築 (4) 権利擁護*の推進 (5) 虐待防止の連携 (6) 地域における福祉サービスの提供 (7) ケアマネジメント*体制等による支援 (8) 生活困窮者*への支援

第4章 施策の展開

本市の目指すべき姿の実現に当たっては、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協働*することが必要不可欠です。このため、本章では、地域（住民）の取組と市の取組、市社協の取組を関連付けながら、施策・事業を展開します。

取り組むにあたり、施策に紐づけている各事業に対し、「6年後のあるべき姿」を設定し、そのあるべき姿を実現するための取組を評価するための指標を「評価指標」として定義しています。

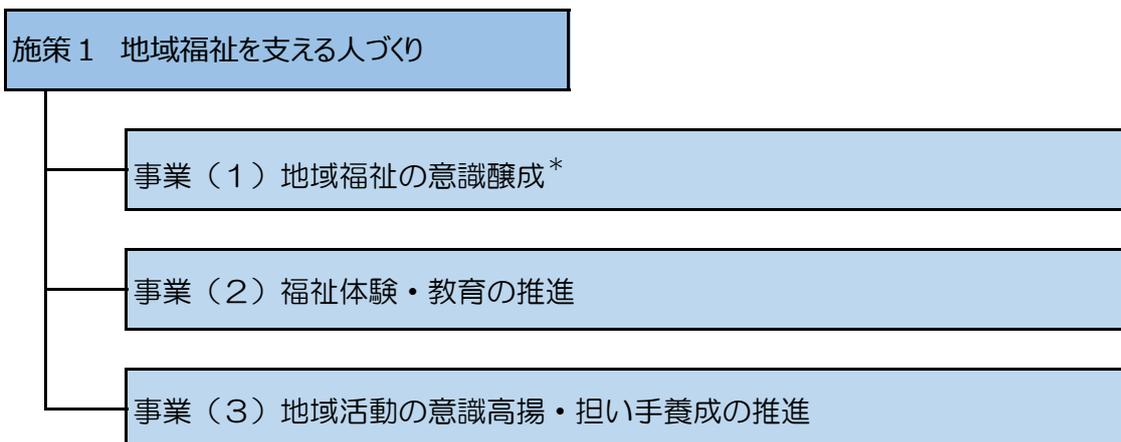
計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる

施策1 地域福祉を支える人づくり

【施策の方向】

コミュニケーションを基本とした地域福祉の意識醸成*と、全てのライフステージにおける福祉体験・教育や人材育成を進める中で、地域福祉を支える人づくりに取り組みます。

【施策と事業】



事業(1) 地域福祉の意識醸成*

<あるべき姿>

近隣住民同士の顔の見える関係が構築され、支え合いや助け合いの意識が育まれることなどにより、地域福祉への理解が深まるとともに、地域福祉を理解してくれる人が増えるようになる。



地域(住民)で取り組むこと

- 関係づくりの第一歩として、「おはよう」や「こんにちは」など、気軽に近所の人とあいさつ(声かけ)をします。
- あいさつから生まれた関係における隣近所同士の「気づき」を大切にします。
- もし、近所の人で郵便物がたまっている、いつも電気がついているなど、いつもと様子が違うことに気づいたときは、一歩進んで、声かけや、適切な機関に連絡をします。



市社協による支援・取組

① あいさつ・声かけの推進

近隣住民同士の顔の見える関係づくりは、「あいさつ、声かけ」から始まります。この効果が困った時に助け合える関係をつくり、防犯、防災に大きな地域力となり、安全・安心に暮らせるまちになります。
福祉推進員*の研修会などを通じ、「あいさつ、声かけ」を働きかけていきます。

② ふれあい福祉体験

市内の中・高・大学生と障がい者(児)、ボランティア団体などが集い、活動展示・体験や舞台発表などを通じて交流と相互の理解を深める中で、障がいの有無にとられないユニバーサルデザイン*の心を養うとともに、ボランティアを発掘することを目的として、ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」を開催します。



市・市社協の連携による支援・取組

③ 福祉意識の啓発

「広報こうふ」、「社協だより」、「ボランティアニュース」を始め、市や市社協のホームページ、SNS*など各種媒体を通じた情報発信や情報提供を行うことで、福祉意識の啓発に努めます。

④ 社会福祉大会の開催

市、市社協の共催で社会福祉に功績のあった皆様の顕彰や記念講演を行う社会福祉大会を開催し、地域福祉の意識高揚を図ります。

⑤ソーシャルインクルージョン*の理念の啓発

市、市社協の様々な広報媒体やイベントなどを活用して、助け合いの心やノーマライゼーション*理念をはじめとした高齢者や障がいのある人など、すべての人が地域で受け入れられ、社会に参加し、共に生きていくソーシャルインクルージョン*の理念の啓発に努めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
市社協のSNS(LINE・Facebook) 情報提供数(件)	47 (令和4年度)	50	53	56	59	62	65

事業(2) 福祉体験・教育の推進

<あるべき姿>

幼少期からの福祉体験、教育や年代別に参加できる機会を提供、創出し、多くの人に参加してもらえる仕組みづくりを行うことにより、多くの人々が地域福祉に興味を持ち、地域活動に参加してもらえるようになる。



地域(住民)で取り組むこと

- 家庭におけるあいさつや親子の会話を進めます。
- 大人も、子どもとともに、学ぶ姿勢を持ちます。
- 学校と地域が連携して取り組む事業に積極的に参加します。
- 地域の活動に積極的に参加します。



市社協による支援・取組

①福祉のこころを育むための支援

学校と地域が連携し、地域全体で福祉教育に取り組む地域ぐるみボランティア活動推進事業を実施するに当たり、地区社協の中からモデル地区を指定し、支援を行います。また、学校が主体となり実施する福祉ボランティア活動実践校事業については、指定した学校の特色ある福祉教育の支援を行い、これらの事業の効果的な実践に努めます。

②地域福祉の研修支援

コミュニティソーシャルワーカー*が地域に出向き、地域ごとのニーズに即した地域福祉に関する研修支援に取り組みます。

③地域福祉関係者等研修会の開催

コミュニティソーシャルワーカー*が地区社協、地区民生委員児童委員協議会、地区自治会連合会など、地域福祉の担い手による合同研修会の開催支援や地区の実情に応じたテーマによる出前講座を実施し、地域福祉の学習支援を促進します。

④子ども向けボランティア事業

市と連携し、子どもたちがちょっとしたボランティアを体験できる場を提供し、子どもたちの社会福祉への関心を高める機会の創出に努めます。



市による支援・取組

⑤学校における福祉教育の推進

小・中学校における「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用し、学校教育全体の中で福祉の心の醸成*に取り組んでいます。引き続き、福祉講話や車いす体験、福祉施設の訪問等を実施し、家庭や地域の人の協力を得ながら、福祉教育を推進します。

⑥地域福祉の学習支援

市民や市職員を講師として派遣する出前講座を活用し、市民が地域福祉をはじめ、子育てや介護保険制度などの各福祉施策を学ぶ機会を提供します。

⑦コミュニティ・スクール*の推進

令和5(2023)年度より、全ての市立小中学校をコミュニティ・スクール*とし、学校や地域の課題を共有する中で、学校と地域が協力して学校運営に取り組む「地域とともに歩む学校づくり」を更に進め、学校を中心とした地域の活性化と、子どもたちの豊かな学びを実現します。

⑧出前講座の充実

市民や地域リーダー、担い手となる若い世代(子ども、学生など)の協働*に対する理解を深め、地域活動への参画を促していくために、様々な分野において学習する機会を提供します。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
研修会参加者の満足度(%) (満足、やや満足の人割合)	-	85.0	85.0	85.0	90.0	90.0	90.0
福祉ボランティア活動 実践校数※(校)	12 (令和4年度)	12	12	13	12	12	13

※甲府市立の小・中・高等学校37校を、1年ごと3年サイクルで実践校として活動を行う。

事業(3) 地域活動の意識高揚・担い手養成の推進

<あるべき姿>

多世代の人が参加できる仕組みづくりなどを行うことにより、地域活動の必要性を理解する人が増え、各種団体の活動が活性化されることなどにより、担い手が確保される。



地域(住民)で取り組むこと

- 様々な活動に参加し、様々な人と知り合う機会を持ちます。
- すでに地域活動に取り組んでいる人は、SNS*など身近な情報発信手段を用いて、広くPRします。
- 市や市社協の実施するサポーター養成講座などに積極的に参加します。



市社協による支援・取組

①地域の各種団体の活動の周知

地域の福祉活動の担い手を確保するためには、活動内容を知ってもらう必要があります。各地区で発行しているチラシや広報誌等を活用し、広く活動の周知に努めます。

②活動の担い手となる人材の養成

地域福祉活動に向けた各種養成講座の開催や、地域福祉活動の担い手である福祉推進員*の資質向上のため、講座や研修を実施するとともに福祉推進員*の地域における認知度の向上に取り組めます。

③災害ボランティア*学習会等の開催

災害ボランティア*の必要性や災害ボランティアセンター*の運営訓練を通して災害支援に必要な知識やボランティアとしての心得などを学び、災害時に実働できるボランティアの養成を行います。
引き続き、災害ボランティア*学習会の参加者の増加や、運営協力者の確保を図ります。



市・市社協の連携による支援・取組

④すこやか地域サポーターの養成

高齢者の閉じこもり予防や介護予防など、地域で高齢者を支える仕組みづくりのため、「すこやか地域サポーター養成講座」を開催し、地域で活躍する福祉のリーダーの養成に努めます。



市による支援・取組

⑤青少年ジュニアリーダーの育成

青少年の健全育成等のために、市内全中学校及び各地区から推薦された青少年（中学生・高校生・青年）を青少年ジュニアリーダーとして委嘱し、意見発表会やボランティア活動等の研修を通して、ジュニアリーダーとして必要な基礎知識や社会性を身に付けるための取組を行っています。

⑥ゲートキーパー*の養成

一般市民や、各種関係団体、市職員等、対象ごとの内容のゲートキーパー*養成講座を開催し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材の養成に努めます。

⑦認知症サポーター*の養成

地域における認知症*高齢者の見守り体制を構築するために、民生委員・児童委員*をはじめ各種団体に受講を呼びかけながら、「認知症サポーター*養成講座」を実施します。さらに、受講の呼びかけを高齢者が利用する施設など民間の職域や、若年層が対象となる学域などに拡大するとともに、受講後のサポーターに対するフォローアップ*体制の整備も進めます。

⑧防災リーダーの育成

自助共助の精神のもと、災害に強いまちづくりを担うため、平常時には地域において、防災・減災に向けた対策の中心的な役割を担い、災害時には応急活動や避難所運営の支援を行う人材の育成を行います。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
すこやか地域サポーター養成講座受講者数※(人/年)	84 (令和4年度)	160	163	166	169	172	175
ゲートキーパー養成(延べ人数)	3,140 (令和4年度)	4,720	5,820	6,920	8,020	9,120	10,220
認知症サポーターの養成講座参加者数(人/年)	525 (令和4年度)	900	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500

※令和4(2022)年度は、新型コロナウイルスの影響で受講者数が少ないため、令和6(2024)年度以降は新型コロナ前のデータに基づき算出。

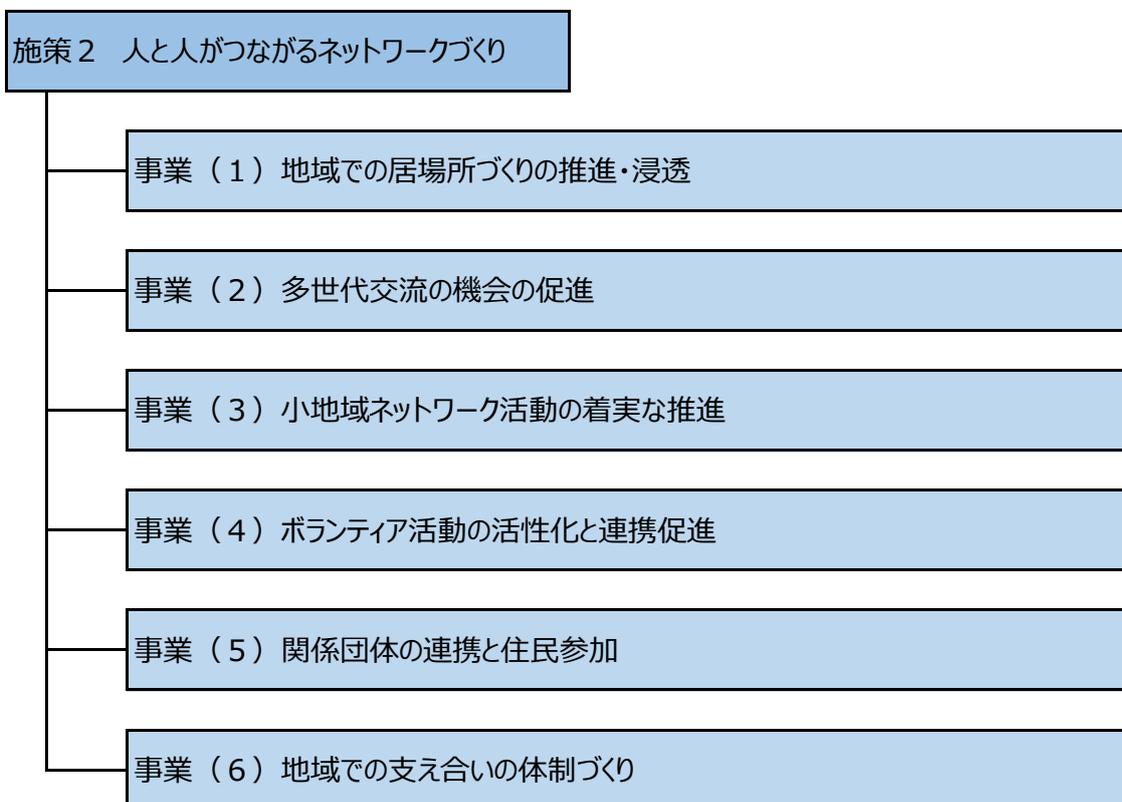
計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる

施策2 人と人がつながるネットワークづくり

【施策の方向】

地域のつながりや活動、取組における生活課題*の解決・緩和や、やりがい・生きがい・楽しさといった価値観の創出と共有、そして関わる人それぞれの居場所（役割）づくりといった効果が最大限発揮されるよう、地域住民同士の交流機会と団体同士の連携の促進や情報提供に努め、誰もが、いつでもつながることができる身近な地域福祉のネットワークづくりに取り組みます。

【施策と事業】



事業(1) 地域での居場所づくりの推進・浸透

<あるべき姿>

誰もが、気軽に集まり、交流できる場が増えることにより、住み慣れたまちでいきいきと暮らすことができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域の福祉活動には、積極的に参加します。
- 回覧板等を手渡しすることにより、進んで、隣近所とふれあう機会を作ります。
- 高齢者や障がいのある人を誘って、地域活動に参加します。
- みんなが、気軽に集まり、交流できる場を増やします。



市社協による支援・取組

①ふれあい広場の整備

共同募金配分金を活用して、地域住民相互の交流の場の整備を進めています。今後も、ふれあい広場のトイレや水飲み場等の設置の助成に努めます。



市・市社協の連携による支援・取組

②いきいきサロン活動の支援

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、社会から孤立せずに健康でいきいきと、安心して生活が送れるよう、地域住民のグループ等が主体となって設置する「いきいきサロン」の周知と理解を深めます。

また、設立・運営に対して、情報提供や助成等を行い、地域のいきいきサロン活動が継続的に展開できるよう支援します。

③福祉関係施設の運営

市民に憩いの場やふれあいの場を提供し、市民の健康と福祉の増進及び教養・レクリエーションの向上のため、市社協が指定管理者となっている5か所の福祉センター、健康の杜センター等を、引き続き施設設置目的に沿って適正に管理・運営をしていきます。



市による支援・取組

④ふれあいくらぶ（機能訓練事業）

主に介護保険の認定を受けていない高齢者等を対象に、高齢者の閉じこもりの防止や、介護が必要な状態になることを予防し、地域において自立した日常生活が送れるよう、愛育会等の地区組織や関係機関の協力のもと、公民館等の身近な場所において、体操を中心としたフレイル*予防や認知症*予防（レクリエーションや創作活動含む）の取組を行います。必要に応じて市地区担当保健師も参加し、健康相談や介護予防相談を行い、地区の健康づくり組織と協働*します。

⑤空き家を活用した地域の居場所づくりへの支援

地域におけるコミュニティ活動の拠点や集いの場の創出を図るため、空き家を地域の資源と捉え、空き家を活用する活動への支援を行います。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
いきいきサロンの延べ参加者数(人)	33,955 (令和4年度)	34,800	35,600	36,400	37,200	38,000	38,800
いきいきサロン利用者の満足度(%)	—	85.0	85.0	85.0	90.0	90.0	90.0
いきいきサロンの運営支援の回数(回)	40 (令和4年度)	55	55	60	60	65	65

事業(2) 多世代交流の機会の促進

<あるべき姿>

高齢者や子育て世代等の多世代交流について、多くの機会が提供、創出され、地域において人と人がつながるネットワークが構築される。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域の祭りや伝統行事をきっかけとした住民同士の交流を進めます。
- 高齢者や障がいのある人、子育て世代などの多様な人たちが、交流や活動ができる場づくりを進めます。
- 世代を超えた交流の機会を積極的に作ります。
- 高齢者の特技や経験を、若い人や子どもたちへ伝える場を作ります。



市社協による支援・取組

①世代間のふれあい交流活動

地区社協が主体となり、地域内に居住する子どもから高齢者まで世代を超えた交流を行えるよう、地域社会の活性化を図る活動を支援します。

②地域における子育てサポート

市社協と地区社協が連携して、地域全体で子育てを行う環境づくりや地域と子育て家庭をつなげることを目的とし、「子育て」に限らず、「子育て」にも着目しながら、福祉教育や世代間交流も取り入れた様々な活動を支援します。



市による支援・取組

③子どもとの交流活動

市シニアクラブ連合会の協力を得ながら、地域の伝承芸能や正月飾りなどの製作を通じて、高齢者と子どもたちとのふれあい交流大会や郷土芸能の発表会などを開催し、高齢者の生きがいづくりと地域交流の活性化を促進します。

④子育て・お助け隊派遣

育児に孤立しがちな子育て世帯を地域で支え、子どもたちを地域で見守り、育てていくために、知識・知恵・経験等が豊富な子育て経験者や団体等による「子育て・お助け隊」が、親子の交流の場づくりの支援を行います。

⑤保育所等における地域交流

地区社協、地区シニアクラブ連合会、地区自治会連合会などと連携する中で、保育所等の園児が地域の祭りや文化祭などに参加し、高齢者・障がい者（児）施設への訪問を行うとともに、高齢者や障がいのある人を保育所等の行事に招待します。
 引き続き、保育所等の機能を活用しながら、地域における各種団体との連携により、高齢者や障がいのある人と一緒に、餅つきや郷土料理づくり、伝承的な遊びなど、地域交流の推進に努めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
「子どもとの交流活動」を実施する地区（地区）	14 (令和4年度)	14	14	14	14	14	14

事業(3) 小地域ネットワーク活動の着実な推進

<あるべき姿>

小地域ネットワーク活動が更に認知、理解され、地域の実情に合った活動が行われることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。



小地域ネットワークイメージ



地域(住民)で取り組むこと

- 地域の高齢者、障がいのある人、子育て世代に関心を持ちます。
- 地域住民同士のあいさつや子どもたちへの見守り、声かけを行います。
- 隣近所との日常のお付き合いを大切にします。
- 地域の中で、自分ができるところを考え、行動するよう心掛けます。
- 支援を必要とする人の見守りと支え合いに協力します。



市社協による支援・取組

①小地域ネットワーク活動の支援

コミュニティソーシャルワーカー*が、地区社協が実施する小地域ネットワーク活動に携わる組織の合同会議や研修会等の開催などを支援し、小地域ネットワーク活動の活性化や更なる定着化を推進します。

②地域ふれあい台帳と福祉マップ*の活用

地域の福祉推進員*が中心となって、小地域で支援を必要とする高齢者や障がいのある人等を地域ふれあい台帳へ登録し、福祉マップ*の作成を行うとともに、随時最新の状況に更新するように努め、小地域ネットワーク活動に活用します。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
合同会議及び研修会等の開催回数* (回)	196 (令和4年度)	170	173	176	179	182	185
小地域ネットワーク活動の認知度 (%)	21.5 (令和5年度)	次回アンケートは、令和11(2029)年の計画策定時に行う					24.5

※令和4(2022)年度は新型コロナで分散にて開催し回数が多いことから、目標値は新型コロナ前の数値を使用。

事業(4) ボランティア活動の活性化と連携促進

<あるべき姿>

ボランティアの養成、マッチング、活動支援が円滑に行われるなど、ボランティア活動を支援することにより、NPO*団体、大学生ボランティアサークルの連携や、地域における連携が促進される。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域のボランティア団体や地区社協の活動に関心を持ち、理解を深めます。
- 近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加します。
- 特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加します。
- ボランティア団体同士のネットワークづくりを進めます。



市社協による支援・取組

①ボランティアの協働*推進

地域課題の多様化に伴うボランティアニーズの把握に努め、NPO*団体等の幅広いボランティア団体とのネットワークの構築や、連携と協働*に努めます。

②ボランティアのコーディネート*

ボランティア活動をしたい人と、必要とする人との双方の希望に合った活動を紹介し、相談と助言を行います。今後も、ボランティアニーズを把握し、必要な養成講座の充実を図ります。
 また、ボランティア登録状況の周知及びボランティアの募集には、市社協のホームページ、広報誌、SNS*、各種イベント等を活用します。

③ボランティア活動の支援

ボランティア活動推進のため、車いす、高齢者疑似体験セット等のボランティア活動器材や活動拠点となるボランティアビュローの貸し出しを行うとともに、市社協のホームページ、ボランティアだより等による情報提供に努めます。

④ボランティア保険の加入促進

自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動を行う個人及び団体に、ケガ、賠償責任等の補償がされるボランティア保険の加入を促進します。加入促進に向け、ホームページ、広報誌、各種事業により周知に努めます。

⑤ボランティア情報ネットワークの推進

ボランティア活動に関する様々な情報を収集整理し、必要な時に活用できる体制とするために、インターネットやボランティアだより等を活用した情報の提供を行います。引き続き、県ボランティア・NPO*センターと連携し、登録団体から情報収集を行うなど、ボランティア登録団体等の増加・活性化に取り組みます。

⑥ボランティアセンター*のネットワークの充実

他機関のボランティアとのネットワーク化の促進や甲府市内の大学生ボランティアサークルのネットワーク化の支援に取り組み、ボランティア活動の活性化を図ります。

⑦甲府市ボランティア団体連絡協議会の支援

ボランティア同士のネットワーク化を図り、情報の共有化、相互学習、交流を通して、協働*を促進する支援活動を推進します。今後は、連絡協議会の活性化を目指し、新たな事業の検討・実施や新規加入団体の増加の支援を行います。



市による支援・取組

⑧ボランティアによる介護支援

高齢者がボランティア精神のもと、介護や傾聴等のサポーター活動に参加することにより、高齢者自らの心身の健康の保持と増進及び介護予防を目的とした笑顔ふれあい介護サポーター事業を推進します。引き続き、事業の積極的な周知を図り、サポーターの拡大と、高齢者同士の支え合い活動の支援に努めます。

⑨企業やボランティア、NPO*団体等との連携支援

多様化・複雑化する地域課題に加え、担い手不足の問題を抱える地域を支援するために、企業や、NPO*団体・ボランティア団体などに地域サポーターとして登録していただき、マッチングを行う中で、地域活動を行う団体をサポートします。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
ボランティア登録団体数 (団体)	125 (令和4年度)	131	134	137	140	143	146
地域支援団体ののべ登録数※ (団体)	13 (令和5年10 月1日時点)	増加	増加	—	—	—	—

※「甲府市協働のまちづくり第3期行動計画」に準ずる（令和7（2025）年度までの計画であるため）

事業（5）関係団体の連携と住民参加

<あるべき姿>

地域福祉に関わる様々な目的を持った団体が目的意識や活動を共有し、住民への周知を行うことで、住民参加が促され、地域福祉の必要性の理解や活動が活性化される。



地域（住民）で取り組むこと

- 地域の各種団体の活動に進んで参加します。
- 日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか等の関心を持ちます。
- 地域の課題解決に向け、地域の各種団体間で積極的に交流・情報共有します。
- 地域の課題に目を向け、住み良い地域づくりに心がけます。



市・市社協の連携による支援・取組

①住民参加による地域福祉活動の推進

地域で活動している地域福祉に関係する各種団体が、地域の生活課題*に対する問題意識を共有し、解決力を高めるとともに、これら団体等の活動を周知し、住民の参加を促します。

<評価指標>

定量的な評価が困難であるため、評価指標は設定しません。

事業(6) 地域での支え合いの体制づくり

<あるべき姿>

地域の話し合いの場が創出・確保され、顔の見える関係づくりなどが進むことにより、地域課題の解決に向けた支え合いの体制が構築される。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域の話し合いの場に参加し、地域の課題に目を向けます。



市・市社協の連携による支援・取組

①生活支援体制整備事業の推進

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくことができるよう、地域の実情に応じた対応策を検討する「第2層協議体」の新規設立および運営支援を市社協の生活支援コーディネーター*が行い、地域住民が主体となって支え合う体制づくりを推進します。



市による支援・取組

②地域で支え合う体制づくり

一人暮らし高齢者や認知症*高齢者等が増加する中、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指し、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の構築を推進します。具体的には、地域住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援などのサービスを充実させることで、高齢者の暮らしを地域で支え合うサービス提供体制づくりを進めます。

③課題解決に向けた地域主体の取組への支援

地域における話し合いの場において、課題の抽出・共有化、解決に向けた取組への助言、先進事例や支援団体の紹介など、地域に寄り添った支援を行います。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2層協議体の延べ設置数* (力所)	11 (令和4年度)	13	14	15	増加	増加	増加
既存の第2層協議体での 運営支援回数(回)	11 (令和4年度)	13	14	15	増加	増加	増加

計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる

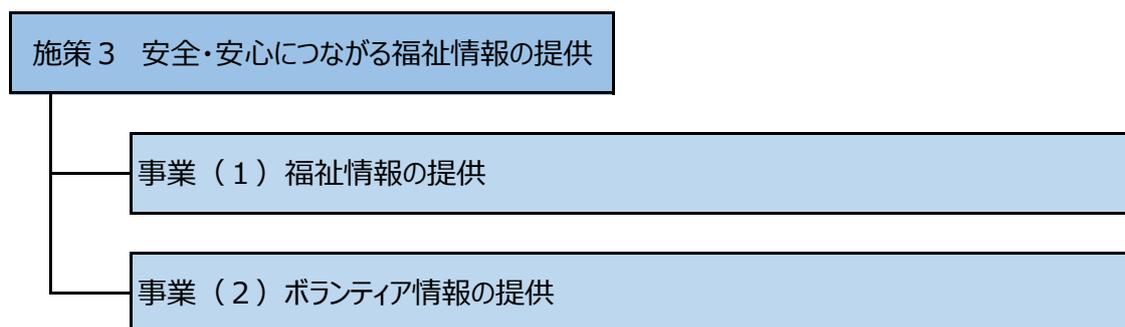
施策3 安全・安心につながる福祉情報の提供

【施策の方向】

市民の安全・安心な暮らしを守るため、福祉サービスの情報発信や提供について、これまでの広報誌などから、スマートフォンなどのメディアの活用により、情報入手の選択肢を増やし、地域住民主体の情報収集に寄り添います。その中で、必要とする人が、福祉サービスの情報を入手でき、安心してサービスが受けられる環境づくりを進めます。

また、ボランティア活動の情報発信とボランティア同士の交流機会を充実させることで、活動自体を活性化するとともに、ボランティアを必要とする人に、情報が届く仕組みづくりにつなげていきます。

【施策と事業】



事業(1) 福祉情報の提供

<あるべき姿>

福祉に関する情報を、わかりやすく、様々なメディアにより提供することで、必要な情報が必要な人に届く。



地域(住民)で取り組むこと

- 福祉に関する情報について関心を持ち、自ら進んで情報収集します。
- 知り得た情報を周囲の人にも情報発信し、サービスを利用できるように共有します。
- 一人暮らし高齢者や認知症*の人、障がいのある人などへの情報提供に協力します。



市社協による支援・取組

①「社協だより」の発行

市社協の事業や活動を紹介する「社協だより」の定期的な発行・全戸配布、地区社協の広報誌発行の支援、山梨県社会福祉協議会広報誌「やまなしの福祉」の地域福祉関係者への配布などを行い、地域福祉への意識高揚を図ります。

②市社協ホームページ及びSNS*による情報提供

市社協のホームページ及びSNS*により、各種事業やイベント・地区社協の活動の紹介、災害ボランティアセンター*の情報などを適時提供します。SNS*など多様な方法による地域福祉情報の発信に努めます。

③「ブロックだより」の発行

地区社協で推進している地域福祉活動の紹介や市社協からの情報を掲載し、定期的に発行することで、地域福祉に対する意識高揚や地域福祉活動の更なる活性化を図ります。東・西・南・北・中央の5ブロック毎に作成し、地域福祉関係者に配付するとともに、市社協ホームページに掲載し、市民への情報提供にも努めます。



市による支援・取組

④「広報こうふ」による情報提供

健康や福祉など暮らしに役立つ情報、健康診断や予防接種の日程、健康談話室、イベントや講演会、公民館などで主催する教室や講座などについて、「広報こうふ」で情報の提供を行います。

⑤市ホームページ等による情報提供

市ホームページ等の福祉関係情報については、市民が利用しやすいように視覚面を考慮するとともに、検索しやすいように4つのライフスタイル、相談や助成などのサービスの種類などに分類し、整理しています。
今後も、市民が利用しやすいよう、福祉サービスに関する情報の提供を行います。

⑥ライフステージに応じた情報提供

ライフステージに応じた情報提供を行うため、「市民健康ガイド」、「こども救急ガイドブック」、「子育てガイドブック」、「こうふ医療・介護情報」、「介護保険の保険料」、「障がい者福祉サービスガイド」などの、事業別の各種パンフレットやチラシなどにより、必要で分かりやすい情報の提供を行っています。
引き続き、関係部局の連携により、ライフステージに応じた情報提供に努めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
市社協のSNS(LINE・Facebook) 情報提供数(件) (再掲)	47 (令和4年度)	50	53	56	59	62	65

事業(2) ボランティア情報の提供

<あるべき姿>

ボランティアに関する情報を、わかりやすく、様々なメディアにより、提供することでボランティアに興味を持ってくれる人が増える。



地域(住民)で取り組むこと

- ボランティアに関心を持ち、積極的に情報収集します。
- 近所付き合いの中で、ボランティアの情報を必要とする人に気づいたときは、積極的に伝えます。
- ボランティアを行っている人と交流し、応援します。



市社協による支援・取組

①ボランティア情報の提供及び紹介

「ボランティアだより」や「ボランティアニュース」、ホームページに加え、SNS*の一層の活用などによりボランティア情報の提供・紹介を行っています。
引き続き、各ボランティアグループ・団体に活動紹介用チラシの作成を促し、活動の周知に努めます。また、災害時のボランティア情報についても、ホームページを活用して適時、情報提供に努めます。

②ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」の開催

ボランティア活動を通して、世代を超えたボランティア同士の交流を深め、それぞれの立場を理解しながら、ボランティア活動の充実感を共有するため、ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」を開催します。



市と市社協の連携による支援・取組

③市民活動団体の情報収集と情報の発信

ホームページやSNS*、ボランティアボードの活用、甲府市ボランティアセンター*及び協働支援センターの情報誌によりボランティア情報を発信し、市民活動への参加を促します。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
市社協のボランティア情報に係る SNS (LINE・Facebook) 情報提供数 (件)	35 (令和4年度)	38	41	44	47	50	53
ふれあい交流フェスタの参加者数 (人)	643 (令和4年度)	670	700	730	760	780	800

<「ふれあい交流フェスタ」の様子>



<「ふれあい交流フェスタ」のポスター>

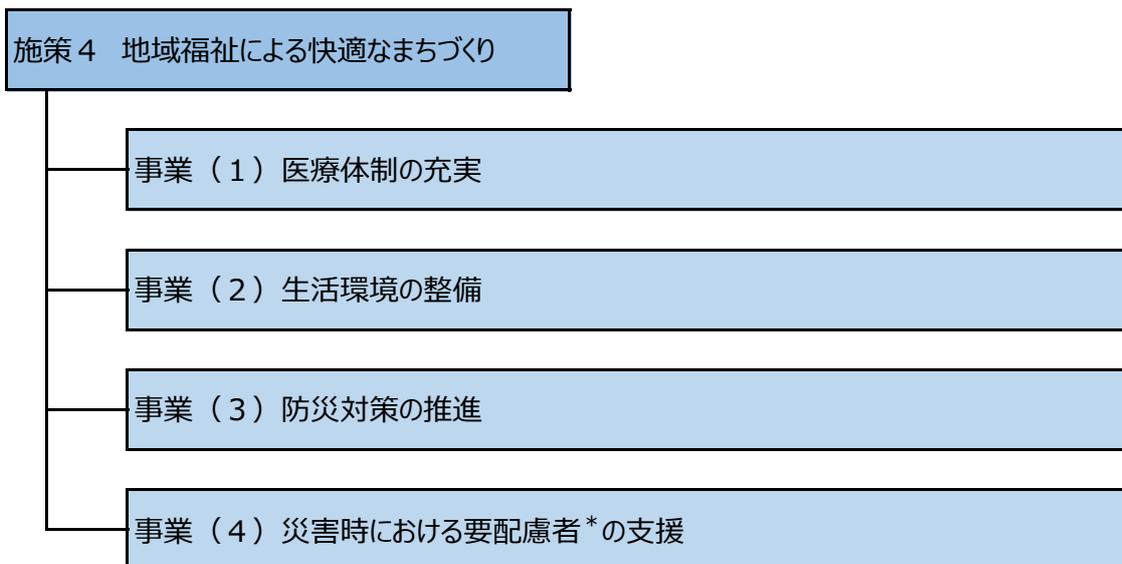


施策4 地域福祉による快適なまちづくり

【施策の方向】

地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動や地域生活課題*に対する問題意識を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに努めます。

【施策と事業】



事業(1) 医療体制の充実

<あるべき姿>

地域の医療機関が連携するとともに、休日・夜間の救急体制を充実させることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 健康に対する意識を高め、身近な人との共通の話題とするよう心がけます。
- かかりつけ医を持ち、定期的な健康診断の受診など、自身の健康状態を確認し、健康づくりに努めます。
- 救急時に備えて、自分や家族の持病や服薬内容、緊急連絡先などを控え、見やすい場所に掲示します。
- 地域での感染症の流行状況に関心を持ち、自らを感染症から守るだけでなく、身近な人も守ることが重要です。そのために、基本的な感染症対策を一人ひとりが身に付けます。



市・市社協の連携による支援・取組

①救急時における医療情報の提供

市では、災害時要配慮者*に対して、本人の医療情報を一元的に管理する「救急あんしん情報セット」を配付します。
また、市社協は、地域ふれあい台帳登録者に対してかかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記載する「ふれあい連絡カード」の配付を行うことで、救急時に適切で迅速な対応につなげます。



市による支援・取組

②救急医療体制の充実

平日及び休日の夜間における救急医療や歯科に関わる救急診療を確保するために、初期救急医療センター、甲府市歯科救急センターの運営を支援します。
また、休日の日中における医療体制整備として、開業医による在宅当番医制事業を、甲府市医師会に委託します。さらに、小児初期救急医療センターや甲府市薬剤師会による救急調剤薬局の運営を支援します。

③地域医療連携*、機能分担の推進と市立甲府病院の役割

市立甲府病院においても、市民が安心して生活できる医療体制の構築を図るため、地域の医療機関との病診連携*や機能分担の一層の推進を図り、地域が一体となった切れ目のない地域医療提供体制を整備します。
また、災害拠点病院としての役割を最大限に果たすため、平常時からの訓練や備蓄に努めます。

④在宅医療の推進

疾病等を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、在宅医療を提供できる体制の構築に努めます。
在宅医療を利用する必要があるときの相談体制の充実に努めるとともに、地域の医療資源を掲載したマップやリストを活用し、実情把握や地域住民への普及啓発を図ります。また、医療関係者を対象とした知識の習得等を行う研修会を行います。

<評価指標>

定量的な評価が困難であるため、評価指標は設定しません。

事業（2）生活環境の整備

<あるべき姿>

防犯や交通安全対策に関する地域のネットワーク化などを促進することで、誰もが安心して暮らすことができる。



地域（住民）で取り組むこと

- 交通安全の支障とならないよう、看板や敷地内の樹木などに留意します。
- 車やバイク、自転車を運転する際は、安全運転に努め、歩行者も交通ルールを遵守します。また、道路上では、子どもや高齢者に思いやりのこころを持って接します。
- 登下校時の子どもに目を配り、見守り活動*にも積極的に参加します。
- 日頃の近所付き合いの中で、防犯や交通安全対策につながる地域の変化に気づき、共有します。



市による支援・取組

①防犯対策の充実

地域の人々が協働*することにより、すべての人が安心して暮らすことができるように、防犯対策に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、啓発活動や環境整備による効率的かつ効果的な防犯活動等に努めます。

②交通安全対策の推進

身体特性や行動特性に応じたきめ細かい交通安全教育を実施し、安全行動能力を高めるとともに、交通安全運動を通じて交通事故防止に向けた啓発活動を推進します。また、安全で快適な道路環境を維持するため、カーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。

③市営住宅の整備

「甲府市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕等を推進する中で、浴室への手すり設置等の高齢者に配慮した施設改善を図ります。
また、老朽化に伴う市営住宅の建替にあたっては、障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリー*の住宅整備を進めます。

<評価指標>

定量的な評価が困難であるため、評価指標は設定しません。

事業(3) 防災対策の推進

<あるべき姿>

市民の防災意識の向上を図り、地域における自主防災地域体制の整備など、防災力の向上により、災害時に最善・適切な対応や支援が行える。



地域(住民)で取り組むこと

- 家族とともに、地域の危険な箇所について話し合います。
- 地域の自主防災組織*について、身近な人と共有します。
- 地域の防災訓練へ積極的に参加し、非常時の対応を考えます。



市社協による支援・取組

①災害ボランティア*学習会等の開催(再掲)

災害ボランティア*の必要性や災害ボランティアセンター*の運営訓練を通して災害支援に必要な知識やボランティアとしての心得などを学び、災害時に実働できるボランティアの養成を行います。
引き続き、災害ボランティア*学習会の参加者の増加や、運営協力者の確保を図ります。

②災害ボランティアセンター*の整備

災害時に設置する災害ボランティアセンター*の効率的な運営のため、定期的に災害ボランティアセンター*運営訓練の実施、必要備品及びマニュアルの整備等を行います。
また、災害ボランティアセンター*の運営の充実を図るとともに、ブロック単位でのサテライトセンターの検討を行います。

③災害見舞金の支給

「国民たすけあい」の精神を基調として、一般民家で天災地変*又は非常災害を被った罹災世帯*に対し、山梨県共同募金会からの見舞金を、甲府市支会を通じて支給し、制度の周知と適切な運用に努めます。



市による支援・取組

④総合防災訓練等の実施

大規模災害の発生を想定し、主会場では防災関係機関と地域住民等が参加し、地震予知・災害対応訓練を実施するとともに、地区会場では地区自治会連合会の計画による総合防災訓練を実施し、自主防災組織*を対象として消火栓器具の取扱いや放水訓練等の指導を行います。また、避難所運営委員会の開催を促進します。

⑤ハザードマップ*の活用

指定河川の堤防が決壊したことを想定した、浸水の範囲や程度を表した「甲府市洪水ハザードマップ*」を活用し、平常時から危険箇所の周知や防災知識の普及に努め、家庭や地域での避難対策を推進します。
今後は、ハザードマップ*の周知に加え、適切な避難行動ができるよう情報提供の環境を整備し、新たな避難場所や避難方法等に関して、県などと協議を行います。

⑥防災リーダーの育成(再掲)

自助共助の精神のもと、災害に強いまちづくりを担うため、平常時には地域において、防災・減災に向けた対策の中心的な役割を担い、災害時には応急活動や避難所運営の支援を行う人材の育成を行います。

⑦防災拠点等の整備

災害応急活動に応じた防災活動の拠点等を整備し、大規模災害時における対策の充実を図るとともに、地域防災力の中核を担う消防団の本部拠点を整備し、地域コミュニティ*における防災力の強化を図ります。

⑧地域防災力の強化推進

地域住民が協力し合い、助け合う「自助」と「共助」のさらなる充実・強化を図るため、地区防災計画のアフターフォローやハザードマップ*の周知をはじめ、将来、地域の担い手となる子どもたちへの防災教育を推進します。また、市内に居住する外国人、市民に対して防災研修会等を行うなど、地域防災力の強化推進を図ります。

⑨被災者への支援

災害救助法による救助を受けない規模の災害で、全焼、全壊、半焼、半壊などの被害を受け、応急的な救助を必要とする人に対して、被服や寝具等の提供等を行います。
引き続き、関係部署や地区民生委員・児童委員*などと連携を図り、火災や災害等により被害を受けた市民に対し、迅速かつ適切な援護救助に努めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
災害ボランティア学習会の参加延べ人数(人)	31 (令和4年度)	35	40	45	50	55	60
甲府市防災リーダー登録者延べ人数*(人)	1,225 (令和4年度)	増加	増加	増加	増加	増加	増加

※甲府市防災リーダー登録者数(人)については、「高齢者いきいき甲府プラン」の指標に準ずる。

事業(4) 災害時における要配慮者の支援

<あるべき姿>

避難行動要支援者名簿*を登録・更新・整備することで、地域の支援体制が強化され、高齢者や障がいのある人など、緊急時の支援が必要な人が、安全に避難できる。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域で一人暮らし高齢者など支援が必要な人を把握します。
- 避難行動要支援者名簿*に要支援者として積極的に登録します。
- 地域住民同士で見守りや緊急時の対応を行います。



市による支援・取組

①災害時要配慮者*の支援

災害の発生に備え、災害時に自分自身又は家族などの支援を受けて避難することが困難な一人暮らし高齢者や障がいのある人などを対象に避難行動要支援者名簿*を作成します。また、本人の同意を得た上で、平常時から災害時に必要となる情報を消防、警察、民生委員・児童委員*、市社協、各自主防災組織*等へ提供するとともに、災害時において支援機関や支援団体等と連携して迅速に避難支援等が行えるよう努めます。

②避難のための情報伝達

災害時において、円滑かつ安全に避難できるよう、高齢者等避難や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、避難情報の迅速・的確な伝達について、特に配慮します。また、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政用無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせます。

③避難先での支援

避難所等のバリアフリー*に配慮するとともに、避難所等において高齢者や障がいのある人に必要となる物資も含め、障がいの特性に応じた支援ができるよう、必要な体制の整備に努めます。

また、介護施設等の福祉避難所*（二次的な避難施設）の指定や整備、福祉避難所*での介護・医療的ケアなどの支援が円滑に実施できるように、ヘルパー派遣事業所等と人的支援が得られるよう連携を図ります。

④福祉サービスの業務継続力の向上

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、福祉施設・医療機関等との連携を図ります。

また、平常時から、各関係部署及び医療機関等と連携して要配慮者*のデータについて、整備と情報共有を随時行うとともに、福祉避難所*の整備等、要配慮者*の自助・共助力を高められるよう支援します。

<評価指標>

災害時の取組であるため、評価指標は設定しません。



施策5 地域におけるセーフティネット*の充実

【施策の方向】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題や、生活困窮など地域における多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、関係機関と連携し、身近な地域での相談体制の充実を図ります。また、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

【施策と事業】



事業(1) 身近な担い手による生活課題*の発見

<あるべき姿>

民生委員・児童委員*、福祉推進員*などの活動や連携により、生活課題*等の早期発見を図ることができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 生活の中で、近隣の様子の変化に気づきます。
- 各種団体の取組を知り、参加・協力します。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します。
- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有します。



市社協による支援・取組

①地域の団体間の連携による発見の推進

地域の中の福祉問題を早期に発見し、解決に向けて地域ぐるみで支援するため、地域の各種団体が連携して支援できるような環境づくりに努めます。



市による支援・取組

②民生委員・児童委員*活動の支援

民生委員・児童委員*は、担当区域内の実情を把握するとともに、地域の身近な相談役として、援助を必要とする人を発見した際には、適切に行政の窓口へつなげます。市では、こうした活動の推進に向けて、情報及び研修機会の提供を行うとともに、機会を捉えて、民生委員・児童委員*活動のPRを行います。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
市社協で行う福祉推進員研修会の開催回数(回)	1 (令和4年度)	1	1	1	1	1	1
民生委員・児童委員の活動日数(延べ日数)(日)	57,784 (令和4年度)	57,790	57,790	57,790	57,790	57,790	57,790

事業(2) 地域の中での相談活動の支援

<あるべき姿>

民生委員・児童委員*、福祉推進員*などをはじめ、地域の中で、日常生活の困りごとや悩みを気軽に相談できることで、困っている人に的確な支援が届く。



地域(住民)で取り組むこと

- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員*、地域包括支援センター*等の相談窓口の周知をします。
- 地域住民に、各種相談窓口の利用を呼びかけます。
- 身近で困っている人を相談窓口へつなげます。



市による支援・取組

① 民生委員・児童委員*活動の支援(再掲)

民生委員・児童委員*は、担当区域内の実情を把握するとともに、地域の身近な相談役として、援助を必要とする人を発見した際には、適切に行政の窓口へつなげます。市では、こうした活動の推進に向けて、情報及び研修機会の提供を行うとともに、機会を捉えて、民生委員・児童委員*活動のPRを行います。

② ひとり親家庭相談員による相談の支援

「ひとり親家庭相談員」を委嘱し、ひとり親家庭の実情を把握するとともに、様々な相談に応じる中で、その自立に必要な助言を行うなど、市民の生活意欲の向上を図り、福祉の増進に努めます。

③ 地域包括支援センター*における相談

市内9か所の地域包括支援センター*において、地域住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するために、どのような支援が必要かを把握しながら、地域における適切なサービス関係機関又は制度の利用につなげる支援を行います。また、高齢者の身近な相談機関として市民が活用できるよう、地域包括支援センター*の周知を図り、関係機関等と連携する体制づくりを進めます。

④ 保育所における育児相談の支援

市内すべての保育所において、保育所に通所している家庭及び地域の子育て家庭からの子育て相談に応じ、子育てに関する諸問題について適切なアドバイスを行い、乳幼児の健全育成に努めます。また、こども家庭センター*等、他の相談機関との連携を図ります。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
民生委員・児童委員の活動 日数(延べ日数)(日) (再掲)	57,784 (令和4年度)	57,790	57,790	57,790	57,790	57,790	57,790

事業(3) 専門的な相談とセーフティネット*の構築

<あるべき姿>

総合的な相談に加え、専門的な相談ネットワークを強化することで、個別事例・困難事例等に対して、的確な支援につなげることができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 総合相談や各種相談について、日頃から関心を持ち、近所付き合いの中などで、情報収集を行います。
- 民生委員・児童委員*や自治会などと連携し、困っている人を相談窓口へつなげます。



市社協による支援・取組

①心配ごと相談

市役所本庁舎内に「心配ごと相談室」を設置し、市民から寄せられる様々な相談に対し、専任の相談員が相談に応じるとともに、関係機関と十分な連携を図る中で問題解決に努めます。

②コミュニティソーシャルワーカー*による相談

市社協のコミュニティソーシャルワーカー*による地域支援や個別支援の中で、高齢者や障がいのある人等の身近な問題の相談に対し、助言や訪問、専門機関への紹介等の支援を行います。



市による支援・取組

③福祉総合相談窓口

高齢者の生活や福祉に関する相談を受け付けます。関係機関等と連携・調整し、総合的に保健・福祉等のサービスを案内するなどの支援を行います。

④障がいに関する相談

障がいのある人が抱える様々な生活課題*に対する不安の解消や課題解決に向け、基幹相談支援センター及び障がい福祉課に専門職員を配置し、総合的な相談支援体制の充実に努めるとともに、職員の資質向上を図ります。
また、障がいのある人や障がい児の保護者又はその支援・援助を行う人からの相談に応じ、基幹相談支援センター「りんく」を中心に、充実した相談支援体制の構築に努めます。

⑤子ども・青少年総合相談センター

子ども・青少年に係る相談支援体制を強化するため、子ども・子育て相談機能と青少年相談機能を一体化した「子ども・青少年総合相談センター おひさま・あおぞら」を令和5(2023)年度より設置し、青年期までの切れ目のない相談・支援を行います。
また、ヤングケアラー*の相談窓口としての役割も担います。

⑥健康に関する相談

健康づくりや健康管理のため、健康支援センターや公民館等、市民が幅広く相談できる窓口を整備し、生活習慣病の予防・改善や禁煙、栄養など心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。
また、相談後の健康教室や健康診査等の活用についても呼びかけを行います。

⑦消費生活に関する相談

市民の消費生活に関する相談を受け付け、問題解決のための助言や関係機関への斡旋等を行います。
引き続き、消費生活センターを中心に、市民の消費者トラブルや消費者被害を防止できるよう、更なる消費生活センターの周知と、相談員のレベルアップに努めます。

⑧介護保険に関する苦情相談

介護保険に関する苦情調整員により、要介護等認定結果や介護サービス利用上の問題などの苦情相談に対する、適時的確な対応に努めます。

⑨こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する知識の普及を図り、専門機関との連携を図りながら、精神保健福祉士、保健師等の職員が電話、来所などの相談に対応します。
また、ひきこもり*状態にある本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、対面での交流に抵抗のある人でも相談できるメタバース*を活用した相談支援を実施し、ひきこもり*当事者の孤独感の解消と将来的な自立に向けた支援を行います。

⑩新たな相談支援体制等の構築に向けた検討

複雑化・複合化したニーズに対応するための属性を問わない相談支援として、子どもから高齢者までの各世代や障がい、生活困窮などの相談内容に応じたそれぞれの窓口が、関係する部署からの情報収集や要因、課題の整理を行い、ケース会議等で支援方針を決定し、専門的な相談・支援機関との連携・協働*を図る中で適切な対応につなげます。
なお、国においては、地域全体での包括的な支援体制の構築を目指していることから、課題の把握を包括的に受け止め、組織横断的な連携・協働*体制のもと、諸課題の解決に向けた取組を推進します。

⑪児童生徒支援センター

不登校をはじめ、いじめや特別支援教育に係る児童生徒、保護者からの相談窓口を一元化した「児童生徒支援センター すてっぷ」を設置し、専門の担当者が関係機関と連携し、児童生徒に寄り添ったきめ細かな相談支援を円滑に実施します。

<評価指標>

定量的な評価が困難であるため、評価指標は設定しません。

事業（4）権利擁護*の推進

<あるべき姿>

判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で自立した生活を送ることができる。



地域（住民）で取り組むこと

- 成年後見制度*に関わる研修、学習会等に参加し、成年後見制度*等の理解を深めます。
- 認知症*高齢者等、判断能力の低下による支援が必要な人を発見したときは、速やかに関係機関に相談します。



市社協による支援・取組

①成年後見制度*に関する相談支援

成年後見制度*の中核機関として、相談窓口を開設し、市民や家族また支援者からの相談に応じ、早期のうちから対応できる体制を整えます。

②日常生活自立支援*の実施

認知症*高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助等を行います。また、定期的な訪問により生活上の変化を察知し、他のサービスや機関につなげます。

③地域への成年後見制度*の普及

地域の中で、成年後見制度*が正しく理解されていることにより、支援を必要とする人の早期発見と制度の利用しやすさにつながることから、地域への出前講座の開催や、パンフレットの配布等、制度の普及に努めます。

④チーム支援体制の整備

権利擁護*支援を必要とする人が、地域で自分らしく暮らしていくために、本人に加え、親族や友人、福祉・医療・地域の関係者と後見人等が協力して日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制を整えます。



市・市社協の連携による支援・取組

⑤市民後見人の養成

認知症*や知的障がい、精神障がい等により、判断が十分でない人が、住み慣れた地域で尊厳をもって生活するためには、地域での支え合いが必要です。市民が成年後見制度*を知り、理解を深め、また、市民後見人が業務を適正に行えるよう、活動支援を行います。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
市民後見人養成講座新規 修了者数(人)	7 (令和4年度)	7	7	7	7	7	7

事業（5）虐待防止の連携

<あるべき姿>

高齢者及び障がい者、児童への虐待の早期発見・解決のため、相談窓口の周知や関係機関との連携体制が構築されることにより、早期発見や問題解決につなげることができる。



地域（住民）で取り組むこと

- 地域の高齢者や子育て世代、障がいのある人を見守り、声かけをします。
- 虐待防止に向けた取組への関心を高めます。
- 虐待を受けている、又は受けていると思われる人を発見した時は、市へ相談や通報をします。



市社協による支援・取組

①虐待防止に向けた連携

虐待に関する地域住民の意識を高め、早期発見の必要性を周知するための研修会を開催するとともに、関係団体等との連携により、虐待防止意識の啓発に努めます。



市による支援・取組

②高齢者の虐待防止

高齢者虐待の未然防止・早期発見を目指し、虐待に関する知識・情報の発信、相談窓口の周知等普及・啓発を行います。また、地域住民や介護保険事業所、地域包括支援センター*等、高齢者を取り巻くネットワークを構築し、見守りや必要な支援を行います。

③児童の虐待防止

子ども・青少年総合相談センター「おひさま」が、児童虐待の通告の窓口であることから、通告内容に基づき、児童及びその家族に対する適切な支援を行います。引き続き、関係機関と緊密に連携を取りながら情報共有し、対応します。

④障がいのある人の虐待防止

障がい者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、甲府市障害者虐待防止センター（市・障がい福祉課）では市民等から通報があった際の迅速な対応に努めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
虐待防止に向けた研修会の開催数(回)	1 (令和4年度)	1	1	1	1	1	1

事業(6) 地域における福祉サービスの提供

<あるべき姿>

福祉サービスを必要とする人に、適切なサービスの提供を受けられる仕組みづくりを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 支援を必要とする人の見守りや支え合いに協力します。
- 日頃から必要な福祉サービスに関する情報の入手に努めます。
- 地域住民が適切なサービスを受けられるように、地域の中で周知を図ります。
- 認知症*高齢者など支援が必要な人を発見したときは、速やかに相談します。



市・市社協の連携による支援・取組

①在宅高齢者等配食サービスの提供

一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯において、病気や障がいにより食事作りが困難な人を対象とした、安否確認も兼ねた夕食の宅配サービスを行うとともに、市や市社協の広報誌等を活用し、配食ボランティア及び利用者の確保に努めます。

②住民主体による生活支援サービスの提供

高齢になっても、住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、地域のボランティアである「生活支援サポーター」を養成し、サポーターが日々の小さな困りごとをお手伝いすることで、高齢者等の自立した生活を支援します。



市による支援・取組

③障がいのある人のコミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人等に手話通訳者や要約筆記*者を派遣し、コミュニケーション支援による社会参加の促進を図るとともに、市の障がい福祉課窓口専任の手話通訳士を配置し、相談や情報提供の支援を行います。

④分野別の各種福祉サービスの提供

子育て世代、障がいのある人、高齢者など、それぞれの実態に合わせた各種福祉サービスについては、「甲府市保健計画」、「甲府市子ども・子育て支援計画」、「甲府市障がい者福祉計画」、「高齢者いきいき甲府プラン」に基づき事業が推進されるよう、進捗を管理します。

⑤ふれあい収集

高齢者世帯や障がい者世帯で、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近にごみ出しの協力者がいない世帯を対象に、自宅に直接出向いてごみの収集を行います。

⑥新たな公共交通の導入

買い物や通院の際の移動に不安を感じている高齢者に対し、公共交通のセーフティネット*として移動手段を確保するため、「デマンド型乗合タクシー」の実証実験を令和5（2023）年度に実施しました。その検証結果を令和6（2024）年度以降の取組へとつなげ、日常生活を安心して営むことのできる公共交通体系の構築を目指します。

<評価指標>

	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
配食サービスの周知チラシ 発送数（枚）	—	160	160	160	160	160	160
生活支援サポーター 新規登録者数*（人）	14 (令和4年度)	12	12	13	13	14	14

※指標は令和3（2021）年度実績（11人）と令和4（2022）年度実績を踏まえ設定。

事業（7）ケアマネジメント*体制等による支援

<あるべき姿>

支援が必要な人に十分な相談対応が行われ、適切な計画に基づくサービスを受けることができる。



地域（住民）で取り組むこと

- 支援を必要とする人の見守りや支え合いに協力します。
- 支援制度に興味を持ち、情報収集に努めます。
- 支援制度の情報が必要とする人に適時知らせます。



市による支援・取組

①高齢者のケアマネジメント*

高齢者が居宅サービスや地域密着型サービス及び居宅で日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供体制が確保されるように事業者等との連絡調整等を行い、施設への入所が必要な場合は紹介等を行います。

②障がいのある人のケアマネジメント*

総合的かつ継続的な支援を行うために、ケアマネジメント*の視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用の支援を行います。また、「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組むとともに、指定特定相談支援事業所を支援する体制づくりに取り組みます。

③利用者支援

子ども及びその保護者等が幼児期の教育・保育や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

また、本庁舎と南庁舎に専門スタッフを配置し、幼児教育センター、地域子育て支援センター等とも連携しながら、引き続き、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない情報提供や相談等の利用者支援に努めていきます。

<評価指標>

定量的な評価が困難であるため、評価指標は設定しません。

事業(8) 生活困窮者*への支援

<あるべき姿>

生活困窮者*が実情に応じた適切な援護が受けられることで、安定した生活を送ることができる。



地域(住民)で取り組むこと

- 日頃のあいさつや声かけを通じて、見守りと支援に努めます。
- 支援を必要とする人へ各種支援制度の情報を提供します。
- 支援が必要な人がいた場合は、市や民生委員・児童委員*、福祉推進員*、自治会役員に知らせるなど、必要な支援へつなぎます。



市社協による支援・取組

①生活福祉資金の貸付

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯が安定した生活を送れるよう、関係機関と連携し、生活福祉資金貸付の相談受付、貸付手続き支援を行います。
当事業が一定の役割を果たせるよう、市の担当や関係各機関との連携を図ります。

②食品集荷・活用事業

市や関係団体と連携して、家庭や企業から食品等の寄付を受け付け、子ども支援や生活支援を行っているNPO*団体などを通じて必要な人たちに渡します。



市による支援・取組

③生活安定と自立支援

低所得者に対して、各種の制度や諸施策により支援を行うとともに、ハローワークや民生委員・児童委員*等の関係機関と連携し、生活困窮者*の自立支援を促進します。

④生活困窮者*への相談支援

生活困窮者*の自立に向け、相談窓口で自立相談支援員を配置し、丁寧な相談支援と就労支援を行います。今後は、相談窓口を訪れることが困難な人へのアウトリーチ*の手法も検討していく中で、生活困窮状態からの脱却の支援に努めます。

⑤住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った生活困窮者*等に対し、一定の要件を満たしている世帯に有期で住居確保のための給付金を支給します。
引き続き、必要世帯に必要な支給が行えるよう、今後も周知活動等に努めます。

⑥生活困窮者自立支援法*に定める任意事業の推進

就労準備支援、家計改善支援及び生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援等を継続して実施し、生活困窮状態からの脱却の支援に努めます。

⑦甲府市生活困窮者*支援会議の開催

生活困窮者自立支援法*の改正に伴い、支援対象者の課題の把握・共有のため設置した、甲府市生活困窮者*支援会議を開催し、課題の解決に向けた関係機関同士の連携を進めます。

<評価指標>

指標	現状値	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
生活困窮者自立支援事業の 支援決定者数※(人/年)	205 (令和4年度)	72	72	72	72	72	72

※支援決定者数とは、プラン作成者数であり再プラン作成者を含む

※令和4(2022)年度は新型コロナによる影響が大きいため、数値は新型コロナ前の数値から算出



地域福祉推進計画事業一覧表

計画目標	施策	事業	あるべき姿
計画目標1 自ら気づき、考え、行動し、地域福祉を支える人をつくる	施策1 地域福祉を支える人づくり	(1) 地域福祉の意識醸成*	近隣住民同士の顔の見える関係が構築され、支え合いや助け合いの意識が育まれることなどにより、地域福祉への理解が深まるとともに、地域福祉を理解してくれる人が増えるようになる。
		(2) 福祉体験・教育の推進	幼少期からの福祉体験、教育や年代別に参加できる機会を提供、創出し、多くの人に参加してもらえる仕組みづくりを行うことにより、多くの人々が地域福祉に興味を持ち、地域活動に参加してもらえるようになる。
		(3) 地域活動の意識高揚・担い手養成の推進	多世代の人が参加できる仕組みづくりなどを行うことにより、地域活動の必要性を理解する人が増え、各種団体の活動が活性化されることなどにより、担い手が確保される。
計画目標2 人と人が互いに支え合う地域をつくる	施策2 人と人がつながるネットワークづくり	(1) 地域での居場所づくりの推進・浸透	誰もが、気軽に集まり、交流できる場が増えることにより、住み慣れたまちで生き生きと暮らすことができる。
		(2) 多世代交流の機会の促進	高齢者や子育て世代等の多世代交流について、多くの機会が提供、創出され、地域において人と人がつながるネットワークが構築される。

細事業	ページ 番号	担当	
		甲府市	市社協
あいさつ・声かけの推進	50		地域福祉推進課
ふれあい福祉体験	50		交流参画課
福祉意識の啓発	50	福祉関連部署	総務課・交流参画課
社会福祉大会の開催	50	福祉部総務課	総務課
ソーシャルインクルージョンの理念の啓発	51	障がい福祉課	交流参画課
福祉のこころを育むための支援	51		交流参画課
地域福祉の研修支援	51		地域福祉推進課
地域福祉関係者等研修会の開催	52		地域福祉推進課
子ども向けボランティア事業	52		交流参画課
学校における福祉教育の推進	52	学校教育課	
地域福祉の学習支援	52	生涯学習課	
コミュニティ・スクール*の推進	52	学校教育課	
出前講座の充実	52	協働推進課	
地域の各種団体の活動の周知	53		地域福祉推進課
活動の担い手となる人材の養成	53		地域福祉推進課
災害ボランティア*学習会等の開催	53		交流参画課
すこやか地域サポーターの養成	53	長寿介護課	地域福祉推進課
青少年ジュニアリーダーの育成	54	子ども応援課	
ゲートキーパー*の養成	54	精神保健課	
認知症サポーター*の養成	54	健康政策課	
防災リーダーの育成	54	防災企画課	
ふれあい広場の整備	56		交流参画課
いきいきサロン活動の支援	56	長寿介護課	地域福祉推進課
福祉関係施設の運営	56	長寿介護課	交流参画課
ふれあいくらぶ（機能訓練事業）	57	地域保健課	
空き家を活用した地域の居場所づくりへの支援	57	空き家対策課	
世代間のふれあい交流活動	58		地域福祉推進課
地域における子育てサポート	58		交流参画課
子どもとの交流活動	58	長寿介護課	
子育て・お助け隊派遣	58	子育て支援課	
保育所等における地域交流	58	子ども保育課	

計画目標	施策	事業	あるべき姿
<p>計画目標2 人と人が互いにつながり支え合う地域をつくる</p>	<p>施策2 人と人がつながるネットワークづくり</p>	<p>(3) 小地域ネットワーク活動の着実な推進</p>	<p>小地域ネットワーク活動が更に認知・理解され、地域の実情に合った活動が行われることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。</p>
		<p>(4) ボランティア活動の活性化と連携促進</p>	<p>ボランティアの養成、マッチング、活動支援が円滑に行われるなど、ボランティア活動を支援することにより、NPO*団体、大学生ボランティアサークルの連携や、地域における連携が促進される。</p>
		<p>(5) 関係団体の連携と住民参加</p>	<p>地域福祉に関わる様々な目的を持った団体が目的意識や活動を共有し、住民への周知を行うことで、住民参加が促され、地域福祉の必要性の理解や活動が活性化される。</p>
		<p>(6) 地域での支え合いの体制づくり</p>	<p>地域の話し合いの場が創出・確保され、顔の見える関係づくりなどが進むことにより、地域課題の解決に向けた支え合いの体制が構築される。</p>
<p>計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる</p>	<p>施策3 安全・安心につながる福祉情報の提供</p>	<p>(1) 福祉情報の提供</p>	<p>福祉に関する情報を、分かりやすく、様々なメディアにより提供することで、必要な情報が必要な人に届く。</p>
		<p>(2) ボランティア情報の提供</p>	<p>ボランティアに関する情報を、分かりやすく、様々なメディアにより、提供することでボランティアに興味を持ってくれる人が増える。</p>
	<p>施策4 地域福祉による快適なまちづくり</p>	<p>(1) 医療体制の充実</p>	<p>地域の医療機関が連携するとともに、休日・夜間の救急体制を充実させることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。</p>
		<p>(2) 生活環境の整備</p>	<p>防犯や交通安全対策に関する地域のネットワーク化などを促進することで、誰もが安心して暮らすことができる。</p>

細事業	ページ 番号	担当	
		甲府市	市社協
小地域ネットワーク活動の支援	59		地域福祉推進課
地域ふれあい台帳と福祉マップ*の活用	59		地域福祉推進課
ボランティアの協働*推進	60		交流参画課
ボランティアのコーディネート*	60		交流参画課
ボランティア活動の支援	61		交流参画課
ボランティア保険の加入促進	61		交流参画課
ボランティア情報ネットワークの推進	61		交流参画課
ボランティアセンター*のネットワークの充実	61		交流参画課
甲府市ボランティア団体連絡協議会の支援	61		交流参画課
ボランティアによる介護支援	61	長寿介護課	
企業やボランティア、NPO*団体等との連携支援	61	協働支援課	
住民参加による地域福祉活動の推進	62	福祉部総務課・障がい福祉課・地域保健課・協働推進課・子ども応援課	地域福祉推進課
生活支援体制整備事業の推進	63	健康政策課	地域福祉推進課
地域で支え合う体制づくり	63	健康政策課	
課題解決に向けた地域主体の取組への支援	63	協働支援課	
「社協だより」の発行	65		総務課
市社協ホームページ及びSNS*による情報提供	65		総務課
「ブロックだより」の発行	65		地域福祉推進課
「広報こうふ」による情報提供	65	福祉、保健衛生関連部署	
市ホームページ等による情報提供	66	福祉、保健衛生関連部署	
ライフステージに応じた情報提供	66	福祉、保健衛生、子ども未来関連部署	
ボランティア情報の提供及び紹介	66		交流参画課
ボランティアウィーク「ふれあい交流フェスタ」の開催	67		交流参画課
市民活動団体の情報収集と情報の発信	67	協働推進課・協働支援課	交流参画課
救急時における医療情報の提供	69	長寿介護課・障がい福祉課	地域福祉推進課
救急医療体制の充実	69	医務感染症課・母子保健課	
地域医療連携、機能分担の推進と市立甲府病院の役割	69	市立甲府病院	
在宅医療の推進	70	健康政策課	
防犯対策の充実	70	危機管理課	
交通安全対策の推進	70	市民部総務課	
市営住宅の整備	71	住宅課	

計画目標	施策	事業	あるべき姿
計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる	施策4 地域福祉による快適なまちづくり	(3) 防災対策の推進	市民の防災意識の向上を図り、地域における自主防災地域体制の整備など、防災力の向上により、災害時に最善・適切な対応や支援が行える。
		(4) 災害時における要配慮者*の支援	避難行動要支援者名簿*を登録・更新・整備することで、地域の支援体制が強化され、高齢者や障がいのある人など、緊急時の支援が必要な人が、安全に避難できる。
	施策5 地域におけるセーフティネット*の充実	(1) 身近な担い手による生活課題*の発見	民生委員・児童委員*、福祉推進員*などの活動や連携により、生活課題*等の早期発見を図ることができる。
		(2) 地域の中での相談活動の支援	民生委員・児童委員*、福祉推進員*などをはじめ、地域の中で、日常生活の困りごとや悩みを気軽に相談できることで、困っている人に的確な支援が届く。
		(3) 専門的な相談とセーフティネット*の構築	総合的な相談に加え、専門的な相談ネットワークを強化することで、個別事例・困難事例等に対して、的確な支援に繋げることができる。

細事業	ページ 番号	担当	
		甲府市	市社協
災害ボランティア*学習会等の開催(再掲)	71		交流参画課
災害ボランティアセンター*の整備	71		交流参画課
災害見舞金の支給	71		交流参画課
総合防災訓練等の実施	72	防災企画課・地域防災課	
ハザードマップ*の活用	72	防災企画課・道路河川課	
防災リーダーの育成(再掲)	72	防災企画課	
防災拠点等の整備	72	防災企画課・消防本部	
地域防災力の強化推進	72	地域防災課	
被災者への支援	72	生活福祉課	
災害時要配慮者*の支援	73	長寿介護課・障がい福祉課・防災企画課	
避難のための情報伝達	73	長寿介護課・障がい福祉課・防災企画課	
避難先での支援	74	長寿介護課・障がい福祉課・健康政策課・防災企画課	
福祉サービスの業務継続力の向上	74	長寿介護課・障がい福祉課・医務感染症課・防災企画課	
地域の団体間の連携による発見の推進	76		地域福祉推進課
民生委員・児童委員*活動の支援	76	福祉部総務課	
民生委員・児童委員*活動の支援(再掲)	77	福祉部総務課	
ひとり親家庭相談員による相談の支援	77	子育て支援課	
地域包括支援センター*における相談	77	健康政策課	
保育所における育児相談の支援	77	子ども保育課	
心配ごと相談	78		地域福祉推進課
コミュニティソーシャルワーカー*による相談	78		地域福祉推進課
福祉総合相談窓口	78	長寿介護課	
障がいに関する相談	79	障がい福祉課	
子ども・青少年総合相談センター	79	子育て支援課	
健康に関する相談	79	地域保健課	
消費生活に関する相談	79	市民部総務課	
介護保険に関する苦情相談	79	長寿介護課	
こころの健康づくりの推進	79	精神保健課	
新たな相談支援体制等の構築に向けた検討	80	関係部局	
児童生徒支援センター	80	学校教育課	

計画目標	施策	事業	あるべき姿
計画目標3 適切な福祉サービスが届く、安全・安心なまちをつくる	施策5 地域におけるセーフティネット*の充実	(4) 権利擁護*の推進	判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で自立した生活を送ることができる。
		(5) 虐待防止の連携	高齢者及び障がい者、児童への虐待の早期発見・解決のため、相談窓口の周知や関係機関との連携体制が構築されることにより、早期発見や問題解決につなげることができる。
		(6) 地域における福祉サービスの提供	福祉サービスを必要とする人に、適切なサービスの提供を受けられる仕組みづくりを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。
		(7) ケアマネジメント*体制等による支援	支援が必要な人に十分な相談対応が行われ、適切な計画に基づくサービスを受けることができる。
		(8) 生活困窮者*への支援	生活困窮者*が実情に応じた適切な援護が受けられることで、安定した生活を送ることができる。

細事業	ページ 番号	担当	
		甲府市	市社協
成年後見制度*に関する相談支援	80		福祉支援課
日常生活自立支援*の実施	81		福祉支援課
地域への成年後見制度*の普及	81		福祉支援課
チーム支援体制の整備	81		福祉支援課
市民後見人の養成	81	長寿介護課	福祉支援課
虐待防止に向けた連携	82		地域福祉推進課
高齢者の虐待防止	82	指導監査課・地域保健課	
児童の虐待防止	82	子育て支援課	
障がいのある人の虐待防止	82	障がい福祉課	
在宅高齢者等配食サービスの提供	83	長寿介護課	地域福祉推進課
住民主体による生活支援サービスの提供	83	健康政策課	地域福祉推進課
障がいのある人のコミュニケーション支援	83	障がい福祉課	
分野別の各種福祉サービスの提供	84	福祉部総務課	
ふれあい収集	84	ごみ収集課	
新たな公共交通の導入	84	交通政策課	
高齢者のケアマネジメント*	85	長寿介護課・地域保健課	
障がいのある人のケアマネジメント*	85	障がい福祉課	
利用者支援	85	子育て支援課・母子保健課	
生活福祉資金の貸付	86		福祉支援課
食品集荷・活用事業	86		交流参画課
生活安定と自立支援	86	生活福祉課	
生活困窮者*への相談支援	86	生活福祉課	
住居確保給付金の支給	86	生活福祉課	
生活困窮者自立支援法*に定める任意事業の推進	86	生活福祉課	
甲府市生活困窮者*支援会議の開催	86	生活福祉課	

資料編

1 策定経過

年月日	概要
令和5（2023）年 4月26日	第1回甲府市社会福祉審議会 ・ 委員の委嘱、諮問、審議会の概要、審議会運営要領、各専門分科会の臨時委員等の指名、年間スケジュール
令和5（2023）年 6月27日	第2回甲府市社会福祉審議会 ・ 「第4次 健やかいきいき甲府プラン」に定める事業の進行管理及び評価について ・ 「第5次健やかいきいき甲府プラン」計画策定について
令和5（2023）年 7月26日	第1回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・ 地域福祉推進計画に関する事業の進行管理及び評価について ・ 甲府市地域福祉推進計画の概要及びスケジュールについて ・ 地域福祉推進計画に関するアンケート調査について ・ 地域福祉推進計画に関するワークショップの開催について
令和5（2023）年 8月6日	第1回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ
令和5（2023）年 8月27日	第2回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ
令和5（2023）年 10月19日	第2回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・ アンケート調査結果について ・ ワorkshop実施結果について ・ 施策体系について
令和5（2023）年 11月7日	第3回甲府市社会福祉審議会 ・ 策定背景と次期計画の基本理念（案）について ・ 第5次健やかいきいき甲府プランにおける各計画の概要
令和5（2023）年 11月20日	第3回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・ 評価指標等の設定について
令和5（2023）年 12月19日	第4回甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・ 地域福祉推進計画素案について
令和6（2024）年 1月15日	パブリックコメントの実施（令和6年2月14日まで）
令和6（2024）年 2月21日	第4回甲府市社会福祉審議会 ・ 各計画概要について ・ 「第5次健やかいきいき甲府プラン」（素案）に対する意見の概要と市の考え方について
令和6（2024）年 2月26日	甲府市社会福祉審議会への諮問事項に対する答申
令和6（2024）年 3月10日	第3回甲府市地域福祉推進計画ワークショップ（報告会）

2 甲府市社会福祉審議会運営要綱

平成31年4月1日

福 第 1 3 号

（趣旨）

第1 この要綱は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。）第11条の規定により、審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（障害者審査部会）

第2 条例第8条中、政令第3条第1項に規定する障害者審査部会において、政令で定められている事項の他、身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査、また育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査について調査審議する。

（審査部会の委員）

第3 条例第8条による審査部会（障害者審査部会は除く）に属すべき委員及び臨時委員は、各専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

（審査部会の会長）

第4 条例第8条による審査部会に会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 会長は当該審査部会の事務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（審議会等の会議）

第5 条例第6条の規定は、審査部会の会議について準用する。

2 審議会等の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とし、他の会議においても審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

3 審議会等を開催したときは、会議録を調整し、ホームページ等への掲載により審議内容を公表する。

4 審議会等の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

（決議）

第6 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

2 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(専門分科会等の庶務)

第7 各専門分科会及び審査部会の庶務は次のとおりとし、処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課
- (2) 障害者福祉専門分科会、障害者審査部会 福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども未来部子ども未来総室総務課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課、福祉保健部保険経営室介護保険課
- (5) 健康・保健専門分科会 福祉保健部健康支援室健康政策課

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会運営要領と専門分科会委員名簿

甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市社会福祉審議会条例（平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき設置する、甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 専門分科会は、地域福祉に関する事項のうち次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉推進計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の施策に関すること。

(組織)

第3 専門分科会は、11人以内で組織する。

(臨時委員)

第4 専門分科会の臨時委員の調査審議事項は、主に甲府市地域福祉推進計画に関することとし、任期は3年とする。

2 公募委員は臨時委員とする。

(会議)

第5 専門分科会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は委員とみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	団体等の名称（役職）	備考
丸山 正次	山梨学院大学（名誉教授）	会長
山田 文夫	甲府市社会福祉協議会（会長）	
佐藤 一男	甲府市自治会連合会（会長）	
柄沢 眞	甲府市民生委員児童委員協議会（会長）	
茅野 昭勇	甲府市シニアクラブ連合会（会長）	
高野 智代子	甲府市ボランティア団体連絡協議会（副会長）	
根津 宏次	甲府市介護サービス事業者連絡協議会（代表幹事）	
雨宮 正夫	甲府市身体障害者福祉連合会（会長）	
山田 弘之	甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会（会長）	
山田 一典	甲府公共職業安定所（所長）	
藤原 静	公募委員	

4 甲府市地域福祉推進計画ワークショップ設置要領と参加者名簿

（目的）

第1条 この要領は、甲府市地域福祉推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、現状の課題や意見を出し合い、計画の課題の整理等、策定の円滑な推進を図るため、ワークショップの設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第2条 ワークショップの役割は、次のとおりとする。

- (1) 計画に関する課題や意見聴取
- (2) 計画に関する課題の整理
- (3) 計画に関する提案のまとめ
- (4) 計画に関する素案づくりへの協力

（参加者）

第3条 ワークショップの参加者は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 地区社会福祉協議会代表者 | 31名 |
| (2) 甲府市民生委員児童委員協議会代表者 | 5名 |
| (3) 甲府市自治会連合会代表者 | 5名 |
| (4) 甲府市ボランティア団体連絡協議会代表者 | 3名 |
| (5) 甲府市障害者団体連絡協議会代表者 | 3名 |
| (6) 甲府市愛育連合会代表者 | 2名 |
| (7) 甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会代表者 | 2名 |
| (8) 甲府市災害ボランティア連絡会代表者 | 1名 |
| (9) 一般市民公募 | 8名 |

2 ワークショップは、10のグループで構成し、計画策定に意見を反映するため、前条に掲げる事項を所掌する。

（グループワーク）

第4条 各グループに座長1名を置く。

- 2 座長は、参加者の互選により定める。
- 3 座長は、各グループを代表し、会議を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を遂行する。
- 5 各グループに甲府市職員または甲府市社会福祉協議会職員を1名以上配置し、とりまとめを行う。

（作業部会）

第5条 計画の策定に関し、作業の円滑な推進を図るため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、甲府市職員及び甲府市社会福祉協議会職員で組織する。

(費用弁償)

第6条 ワークショップ参加者の費用弁償の額は、日額1,000円とし、ワークショップに出席した場合に支給する。

(庶務)

第7条 ワークショップの庶務は、甲府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、ワークショップ参加者と協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 甲府市地域福祉推進計画ワークショップ参加者の費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

●地域福祉推進計画ワークショップの参加者名簿

グループ	氏名	団体等の名称
グループA	秋山 美知子	石田地区社会福祉協議会
	渡邊 花子	住吉地区社会福祉協議会
	中嶋 英雄	千代田地区社会福祉協議会
	赤池 保彦	民生委員児童委員協議会
	齋城 和久	自治会連合会
	岡村 昌典	甲府市障害者団体連絡協議会
	神田 晃二	甲府市
グループB	石原 洋子	相生地区社会福祉協議会
	市川 次男	里垣地区社会福祉協議会
	日向 陽子	羽黒地区社会福祉協議会
	秋山 今朝恵	甲府市ボランティア団体連絡協議会
	望月 正人	甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会
	渡邊 夏菜	一般公募
	井出 佳弘	甲府市社会福祉協議会
グループC	寺田 幸子	甲運地区社会福祉協議会
	菊嶋 慶彦	湯田地区社会福祉協議会
	山本 勇一	中道地区社会福祉協議会
	小林 辰男	北新地区社会福祉協議会
	小林 清志	自治会連合会
	小笠原 彩人	一般公募
	保坂 卓	甲府市
グループD	中村 明彦	富士川地区社会福祉協議会
	鈴木 嘉彦	穴切地区社会福祉協議会
	山本 節彦	大国地区社会福祉協議会
	川村 清一	民生委員児童委員協議会
	功刀 敏男	甲府市ボランティア団体連絡協議会
	保坂 裕史	一般公募
	二塚 綾	甲府市社会福祉協議会
	功刀 莉沙	甲府市社会福祉協議会
グループE	松田 宏	春日地区社会福祉協議会
	川邨 靖	貢川地区社会福祉協議会
	丹沢 佳枝子	伊勢地区社会福祉協議会
	雨宮 輝彦	民生委員児童委員協議会
	平嶋 満	甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会
	齊藤 ひかる	一般公募
	櫻林 靖彦	甲府市

グループ	氏名	団体等の名称
グループF	苗村 久美子	玉諸地区社会福祉協議会
	桑原 たき江	山城地区社会福祉協議会
	武井 眞一	千塚地区社会福祉協議会
	加々美 富明	自治会連合会
	中島 眞史	甲府市愛育連合会
	宮川 洋	一般公募
	向山 恭平	甲府市社会福祉協議会
グループG	清水 健治	東地区社会福祉協議会
	遠藤 豊	池田地区社会福祉協議会
	今津 司	大里地区社会福祉協議会
	堤 勝弥	自治会連合会
	大間 久	甲府市災害ボランティア連絡会
	橋田 大洋	一般公募
	望月 郁弥	甲府市
グループH	長田 幸也	新紺屋地区社会福祉協議会
	河野 彰	上九一色地区社会福祉協議会
	千野 利雄	能泉地区社会福祉協議会
	窪田 治雄	宮本地区社会福祉協議会
	若尾 清二	民生委員児童委員協議会
	小林 修	甲府市障害者団体連絡協議会
	窪田 敏一	甲府市社会福祉協議会
	高橋 駿介	甲府市社会福祉協議会
グループI	伴 賢二	朝日地区社会福祉協議会
	塩見 勝彦	朝日地区社会福祉協議会
	磐上 教道	琢美地区社会福祉協議会
	佐野 俊夫	国母地区社会福祉協議会
	高野 智代子	甲府市ボランティア団体連絡協議会
	越水 真澄	甲府市障害者団体連絡協議会
	大島 光葉	一般公募
	船久保 昭仁	甲府市
グループJ	平島 俊男	新田地区社会福祉協議会
	野村 美奈子	相川地区社会福祉協議会
	上野 敏美	相川地区社会福祉協議会
	古屋 知子	民生委員児童委員協議会
	入倉 基公	自治会連合会
	潮 かつ子	甲府市愛育連合会
	石垣 悦子	一般公募
	清水 建斗	甲府市社会福祉協議会

5 甲府市地域福祉推進計画の一体的な策定に関する合意書

甲府市と甲府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、「甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局の設置に関する要綱」（平成21年7月27日福第4号）に基づき、地域福祉の推進を目指すことを目的とした甲府市地域福祉推進計画を共同で策定することに関して、次のとおり合意した。

（推進計画の名称）

第1条 計画の名称は、「甲府市地域福祉推進計画」（以下「推進計画」という。）とする。

2 推進計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき甲府市が策定する「甲府市地域福祉計画」と、市社協が策定する「甲府市地域福祉活動計画」を一体のものとして策定する。

（計画の期間）

第2条 推進計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

（共同事務局の設置）

第3条 甲府市と市社協は、協働して推進計画の策定にあたるため、「甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局」（以下「共同事務局」という。）を設置し、次の職員で組織する。

甲 府 市		甲府市社会福祉協議会	
福祉保健総室長	望 月 正 文 ◎	総務課長	萩 原 優 ○
福祉保健総室総務課長	窪 田 秀 人	地域福祉推進課長	中 澤 勝 也
福祉保健総室総務課計画係課長補佐	神 田 晃 二	ボランティア振興課長	向 山 秀 樹
福祉保健総室総務課計画係長	保 坂 卓	福祉サービス課長	有 賀 研 一
		地域福祉推進課課長補佐	楠 由 美
		地域福祉推進課主任	松 木 知 佳

（注）◎は事務局長、○は事務局次長

（共同事務局の所掌事務）

第4条 共同事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に係るアンケート調査に関すること
- (2) 推進計画の施策体系と事業の調整に関すること
- (3) 推進計画素案の策定に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関すること

（アンケート調査）

第5条 推進計画の策定に際し、市民の声を反映するため、次のとおりアンケート調査を実施する。

区 分		対象予定者数	備 考
市民アンケート		3,500 人	18 歳以上、無作為
団体アンケート	自治会長	518 人	役職が重複している場合の優先順位 1 民生委員・児童委員 2 自治会長 3 地区社協会長 4 福祉推進員 5 ボランティア団体
	民生委員・児童委員	455 人	
	福祉推進員	584 人	
	地区社協会長	31 人	
	ボランティア団体	100 人	

2 アンケート調査を実施するにあたっての甲府市と市社協の役割分担等は次のとおりとする。

- (1) 甲府市と市社協は、それぞれが担当するアンケート内容の原案を作成する。
- (2) 市社協は、アンケート調査票を発送するにあたり、福祉推進員、地区社協会長、ボランティア団体の発送先のデータを整備し、宛名ラベルに印刷をしたうえで業務を受託したコンサルタントへ提出すること。この時、他の役職と重複しているデータは省くものとする。
- (3) 調査票は全て委託者が郵便で発送するが、自治会長及び民生委員・児童委員は、甲府市が、福祉推進員、地区社協会長、ボランティア団体へは、市社協があらかじめアンケート調査を行う旨の説明を行うものとする。

(甲府市地域福祉推進計画ワークショップ)

第6条 甲府市と市社協は、市社協が設置する「甲府市地域福祉推進計画ワークショップ」(以下「ワークショップ」という。)において地域福祉に係る現状の課題や意見を聴取し、計画策定の参考にするとともに、施策体系や事業等の調整を図るものとする。

なお、ワークショップ開催に関する費用は、全て市社協が負担する。

(推進計画素案の策定)

第7条 推進計画の素案は、アンケート調査で明らかになった市民ニーズ、ワークショップで掘り起こされた地域課題や意見、社会福祉審議会等での調査審議などを基に、共同事務局において策定するものとする。

(パブリックコメントの実施)

第8条 甲府市及び市社協は、推進計画素案に係わるパブリックコメントを共同して実施するものとする。

(計画書の編集と作製)

第9条 計画書の編集及び製本、計画策定に伴う支援業務については、甲府市が業者に委託するものとし、その経費負担は、甲府市と市社協が協議して別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この合意の履行に必要な事項であって、この合意書に定めのないもの及び合意事項に疑義が生じたときは、甲府市と市社協が協議して定めるものとする。

この合意の証として、本書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和5年4月28日

甲府市長

樋口 雄一 ⑩

甲府市社会福祉協議会会長

山田 文夫 ⑩

6 甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局の設置に関する要綱

平成21年7月27日

福第4号

(目的)

第1 甲府市と甲府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が地域福祉の推進を目指すことを目的とした甲府市地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を共同で策定するため、甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局（以下「共同事務局」という。）を設置する。

(所掌)

第2 共同事務局は、甲府市と市社協が連携と協働のもとに、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に係るアンケート調査に関すること
- (2) 推進計画の施策体系と事業の調整に関すること
- (3) 推進計画素案の策定に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関すること

(組織及び会議)

第3 共同事務局は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 共同事務局に事務局長及び事務局次長各1人を置き、事務局長は甲府市福祉保健部福祉保健総室長、事務局次長は市社協総務課長をもって充てる。

3 会議は、事務局長が必要に応じて招集するほか、実務担当者同士での打合せを随時行うものとする。

(委任)

第4 この要綱に定めるもののほか、共同事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(解散)

第5 共同事務局は、推進計画の策定事務が終了したときに解散する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

(要綱の廃止)

2 甲府市地域福祉計画と甲府市地域福祉活動計画の策定に係る連絡調整会議設置要綱は、この要綱施行の日からこれを廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第3 関係）

甲府市地域福祉推進計画策定共同事務局（◎＝事務局長、○＝事務局次長）

甲府市	甲府市社会福祉協議会
福祉保健総室長◎	総務課長○
福祉保健総室総務課長	地域福祉推進課長
総務課計画係課長補佐	ボランティア振興課長
総務課計画係長	福祉サービス課長
	地域福祉推進課課長補佐
	地域福祉推進課主任

7 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

医療扶助

生活保護法に規定された保護の一つで、困窮のため最低限度の生活を維持できない人に対して、原則として医療の現物給付が行われる制度。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。ソーシャル (社会的な) ネットワーキング (繋がり) を提供するサービス。

SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。平成27 (2015) 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられており、17のゴールから構成されている。

NPO

民間非営利団体 (Non Profit Organization) の略。営利を目的とせずに地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行っている団体。

【か行】

協働

住民、事業者、行政、NPOなど、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

ケアマネジメント

介護の必要な高齢者や障がいのある人に適切な介護計画を立て、それに従ってサービス事業者との連絡調整を行う。また、その後も必要に応じて計画を見直す必要がないかなどを定期的を確認する。

ゲートキーパー

悩んでいる人 (自殺の危険を示すサイン) に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な相談窓口につなげ、見守る人のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者、障がいのある人の権利を保護し、意思決定支援などにより自己決定をサポートすること。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

コーディネート

各部を調整し、全体をまとめること。様々な立場の人たちの関係を調整し、目標に向かって活動を推進すること。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行うとともに、支援を必要とする人と公的制度との関係の調整を行う専門職。

【さ行】

災害時要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児など、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人。災害対策基本法の改正により平成26（2014）年4月に、それまでの「要援護者」という名称から変更された。また、同法では「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を「避難行動要支援者」としている。

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

災害ボランティアセンター

被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

在宅療養後方支援病院

あらかじめ登録されている患者に対して、入院が必要であるとかかりつけ医が判断した場合（緊急入院、レスパイト等）には、24時間いつでも診療・入院を受け付ける制度

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、主に自治会・町内会等を単位として、自主的に結成する防災組織。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

醸成

ある状態・気運などを徐々につくり出すこと。

生活課題

地域住民の生活不便、生活のしにくさ、生きにくさ等の生活上の解決すべき課題。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法に規定される、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、地域に不足するサービスの創出や関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う専門職。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人を法的に保護し、いろいろな契約や手続きをするときに本人の意思を尊重して支援する制度のこと。

セーフティネット

困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止する仕組み又は装置を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。

ソーシャルインクルージョン

「社会的包摂・包含・包括」を意味し、社会的弱者といわれる人などを社会から排除するのではなく、コミュニティを構成する一員として包み込む社会を実現していくという理念。

【た行】

ダブルケア

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うこと。

地域医療連携

地域の医療機関が自らの施設の実情や地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携を図り、その有する機能を有効活用することで、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにすること。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられている。

地域コミュニティ

ある一定の地域に属する人々のつながり、又はある一定の地域において自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う地域集団のこと。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態や要支援状態の軽減若しくは悪化の防止）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援の包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7（2025）年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市に設置される機関。保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

天災地変

自然界に起こる様々な異変。天変地異（天空と地上に起こる異変、天地間の自然の異変）。

【な行】

日常生活自立支援

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、援助を行う。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などが見られる。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。

ノーマライゼーション

障がいのある人が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができるようにしていこうとする理念。

【は行】

ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図。

8050問題

80代の高齢の親が、中高年代である50代のひきこもりの子どもの生活を支えている状態を指す。多様な課題を抱えていることが多く、社会的孤立が問題となっている。

パブリックコメント

公的機関が規則などを定める際に、広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す手続き。

バリアフリー

「バリア（障壁）」を「フリー（解消）」にすることで、高齢者、障がい者など障がいを持つ人が、生活しやすい環境を整備しようとする考えのこと。バリアには、段差などの具体的な障壁だけではなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態。

避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の、避難行動要支援者の情報を集約した名簿。

病診連携

病診連携の「病」は病院、「診」は診療所の意味。つまり、病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、患者のためにお互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

フォローアップ

すでに習得している知識やスキルを再確認し、強化すること。

福祉推進員

近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域福祉活動を推進するために各自治会から選出され、甲府市社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する。主な活動として、小地域ネットワーク活動における見守りや声かけ、安否確認訪問等や地区社協の行事等への協力を行っている。

福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

福祉マップ

地域内の要援助者や支援者、社会資源等を住宅地図に記載し、小地域ネットワーク活動を円滑に進めるため、自治会毎に作成するマップ。災害時にも対応できるよう、避難地や避難所等を記載する場合もある。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の体や心の活力が低下した状態のこと。「栄養」・「身体活動（運動）」・「社会参加」など、さまざまな原因が影響し合って起こる。「可逆性」という特性もあり、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻ることができる。

包摂性

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」ために、子供や若者、高齢者、障がい者といった立場の人や、国際社会における人権の尊重、ジェンダー平等の視点をもつこと。

ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

ボランティアセンター

市内におけるボランティア活動への理解と関心を深めてもらうために設置され、市社協がその運営にあっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整、「ボランティアだより」の発行などを行っている。

【ま行】

見守り活動

一人暮らしや寝たきりの高齢者やその介護者などの日常生活上の心配ごと、あるいは本人や家族の力だけでは解決できない福祉課題などを、福祉の専門機関などにつなげていく、隣近所や民生委員・児童委員などが行う活動。

民生委員・児童委員

民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市への協力を行うこととされている。

メタバース

インターネット上に構成される3次元の世界で、アバターと呼ばれる自分の分身を介して世界に入り、自由に活動できる仮想空間サービス。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障がいの有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人が利用できるデザインのこと。ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考え方。

要配慮者

平成25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者のことをいう。

要約筆記

聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出すなどし、文字で情報を伝えること。

【ら行】

罹災世帯

災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。

【わ行】

ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式にとらわれないよう工夫された会議の手法。講義等のような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題の解決のための方策の提案等を行う。

甲府市地域福祉推進計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

甲府市 甲府市社会福祉協議会

発行 令和6(2024)年3月

甲府市

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

甲府市社会福祉協議会

住所 〒400-0858 甲府市相生二丁目17番1号

電話 055-225-2116

URL <http://www.kofu-syakyo.or.jp>